

源

爲

朝

特7/  
596

序

今の世は杓子定規を以て人間を短る。

政治家といふものあり、法律家といふものあり、宗教家といふものあり、教育家といふものあり、何とかいふものあり、蚊とかいふものあり、様々の理屈を捏ねて、其の矢筈しきこと限りなく、其の面倒臭きこと窮りなく、活きたる人間を、死せる繩墨の中に入れて、責め殺さずんば止まざらんぞ。手の人にあらず、足の人にあらず、口の人なり、舌の人なり、心の人にあらず、情熱の人にあらず、智の人なり、冷血の人なり、我れに若し、爲朝の弓と箭とあらしめば、自から日本帝國の總追捕使となりて、悉く射て、彼等を斃さんかな。

わが爲朝は世の所謂忠臣にもあらず、義士にもあらず、自然が興へたるものを自由に活動せしめたる暴れつ兒なりき。然かも彼れが弓箭を以て捕



289.1

77W13879

ける詩を誦せよ痛絶にして又た快絶神彼れと共に往き魂彼れと共に飛ぶ是れ自然にして毫も偽る所なければ也而して其の天真の流露する所遂に情の花を開くを見る義の實を結ぶを見る長安宮裏或は熾争を事とする時或は榮花の夢に耽る時彼れは西南の海島に於て千古不滅の事業を建てたりしなり。

今の世に動く者は肉に活きんとして動く心に活きんとして動くに非ざる也今の世の人は智を弄んで喜ぶ天真に従つて樂むに非ざる也吾人が天真にして率直なる爲朝を天下に紹介せんとする豈に考ふる所なからざらんや唯だ憂ふるところは全き爲朝を描き出し能はざること是のみ。

明治四十三年七月東京白山御殿の片邊に於て

兒玉花外識

目次

一	我儘なる源爲朝	一
二	藤原氏が榮華の夢	四
三	噴火山上に舞踏せる宮廷	一〇
四	八郎の幼年時代	一四
五	自然兒を産みたる父母	二二
六	八郎九州に追はる	二八
七	八郎豊後より阿蘇に入る	三五
八	十五歳の總追捕使	四〇
九	鎮西八郎京に入る	四六
一〇	宮廷に起る黒雲	五二
一一	暴風猛雨は遂に來れり	六一
一二	爲義父子八領の鎧を分つ	六八

一三 長袖馬んぞ兵を知らんや……………七五

一四 我は鎮西八郎にて足れり……………八一

一五 爲朝の一矢清盛を走らす……………八七

一六 爲朝の大箭義朝を驚かす……………九四

一七 爲朝二十三勇士を失ふ……………一〇一

一八 白河殿遂に陥落す……………一〇六

一九 爲義雅髪して降を乞ふ……………一一〇

二〇 父が子を思ふ程に子は父を思はず……………一一八

二一 保元劇に最も活動したる花役者……………一二五

二二 爲朝病餘遂に捕虜となる……………一三二

二三 爲朝大島に護送せらる……………一三九

二四 爲朝島の代官忠重が女を娶る……………一四五

二五 大島に於ける爲朝の十年(其二)……………一五五

二六 大島に於ける爲朝の十年(其三)……………一六一

二七 大島に於ける爲朝の十年(其四)……………一六七

二八 大島に於ける爲朝の十年(其五)……………一七六

二九 大島に於ける爲朝の十年(其五)……………一八四

三〇 爲朝琉球に渡る……………一九二

三一 琉球に印したる爲朝の足跡……………二〇二

三二 爲朝は如何にして琉球に入りしか……………二一〇

三三 琉球に於ける爲朝の四年……………二一七

三四 爲朝は何故に琉球を去りしか……………二二四

三五 琉球に於ける爲朝の遺業……………二三一

三六 爲朝の時は未だ至らず……………二三七

三七 鎮西八郎が最後の一箭……………二四四

附録 鳴鏑餘響……………二五二

# 源 爲 朝

見 玉 花 外 著

## 一 我儘なる源爲朝

世に若し痛快なることありとせば意の儘に振舞ひて毫も社會の毀譽褒貶に關せざることならし我が快男兒鎮西八郎爲朝は此の快味を飽喫したるものにあらざりしか。

藤氏の一門盛榮の時代を過ぎて漸く凋落の秋に近く皇家の權力一時挽回の勢ひありしと雖も累代の頽勢また如何ともすること能はず偏常の壞亂風俗の淫靡目を追ふて甚しく救世濟民を以て其の任とすべき僧徒さへ

も劍を振り弓を引いて喧嘩争闘を事とするの時代に於ては、大豪傑大英才の資質を以て、時代を革新し、社會を救済するが、人生を厭ひ、塵の浮世を憂しと見て、出家遁世して以て一身を全うするか、然らずんば、意の行くに任かせて、人を人とも思はず、世を世とも思はず、自由なる行動を爲すの寧ろ痛快なるあるのみ。

時尚は至らざりしか一世を震撼すべき大豪傑は出でざりき、平清盛後に權力を一身に集めて、天下を統一し得たりと雖も、彼れは豪傑と稱すべき男にあらず、寧ろ機を見て時運に乗じたるのみ。

一世を睥睨して萬己が意の儘に行ふには餘りに心の優しかりし左兵衛尉佐藤憲清は出家したり、西行法師も亦た時代の産物たりしなり。

而して第三の我儘主義を實行したるものは、我が鎮西八郎にあらずや。彼れは幼年時代より我儘にして、傍若無人の振舞多く、諸兄を凌辱して、意氣甚だ豪なり、十三歳の時遂に父爲義に追はれて九州に下りぬ、西海九國に

於ける六年間は、彼れが我儘の最高潮に達せる時代なりき。

保元の一戦にして、若し彼れが意の如くならしめば、彼れは遂に淨海以上の我儘を爲す男となりしや、尚ほ未だ知るべからず、然かも味方の軍敗れ、不幸捕虜となりて、大島に流されたり。

さあれ、流謫の身を悲みもせず、七島を横領して、我が物顔に勝手氣儘の行動を爲せり。

彼れ後に逃れて琉球に入れり、彼れは尚ほ我儘を行ふの足らざりしが、爲めに更に自由の新天地を開拓せんと欲して、萬里の波濤を踏破したるものと云ふべきなり。

嗚呼我が八郎爲朝は、眞に自由の子也、保元物語の著者曰く、

「伴の男器量人に越え、心飽くまで剛にして、大力の強弓、矢つぎ早の手利なり、弓手の肘馬手に四寸延びて、矢束を引くこと世に越えたり。」  
と伴の男とは八郎を指す也、是れ實に、我儘を行ふに極めて有力なる武器を

有するものに非ずや。

同著者又云ふ。

『爲朝は七尺計なる男の目角二つ切れたり』

と眞に堂々たる偉丈夫と云ふべし。

蓋し想ふに、天八郎をして我儘を行はしめんが爲めに、此の體質と此の力量とを與へて、此の時代に生れしめたるもの歟。

さればにや、爲朝の我儘は粗野なり而して無邪氣なり、天真の命する所に從つて、其の行かんと欲する所を行く是れ八郎爲朝の我儘なり、彼の淨海入道の厭味と濃味とを有するが如き我儘にあらず、時代を反映せしめて、鎮西八郎爲朝の我儘を看來れば、實に痛快極りなし、請ふ吾人をして、彼れが痛快なる、我儘を觀察せしめよ。

### 二 藤原氏が榮華の夢

八郎爲朝は、必ずしも時代を達観して、其の我儘を行へるに非ず、佐藤憲清が世を觀じて、厭惡の餘りに出家遁世したるとは異なり、八郎を生み出せる時代は、彼れが性格を發揮するに最も適當したり、吾人をして八郎の我儘を痛快と叫ばしむるは、畢竟するに之れが爲めなり。

是故に、吾人は我儘なる八郎の一代を叙するに、先だちて、彼れが生れたる時代を、更に概説するの必要を感せずんばあらず。

藤原冬嗣の次子良房始めて太政大臣に任せられ、尋いで攝政となり、關白となり、天下の政權を専らにしてより、以來藤原の一族朝廷に蔓延し、其の勢力漸く鞏固となり、時に菅原道眞の如きありて、天子の殊寵を得、藤原の權力を壓伏せんとしたりしと雖も、深く根柢を朝廷に植ゑたる大勢力に抵抗すること能はず、道眞自身亦た保守溫和の政策を踏襲するの一儒者に過ぎず、剛健の意志と縱横の智略とを以て、國政を革新する大政治家の資に非ざりしを以て、遂に流竄貶謫の禍を買ふに過ぎざりき。

斯くて、良房の猶子基經、基經の三子時平、仲平、忠平、時人の所謂三平なるもの相繼いで天下の權柄を握り、忠平の後は師輔の三子伊尹、兼道、兼家、相尋ぎ、兼家の後には其の三子世に三平に比して三道と稱せられたる道隆、道兼、道長の兄弟相繼いで、左右大臣となり、大政大臣となり、攝政となり、關白となり、權威朝廷を壓して、意の儘に國政を料理し、天子の廢立より、百官の任免に至るまで、其の思ふが儘にして、天子は唯だ虚器を擁するに過ぎざりき。

斯の如きこと約二百年、關白道長に至りて、盛榮の絶頂に達したり、道長其の長女彰子を入れて、帝一條の中宮となし、一條の崩じ、帝三條の位に即くや、次女妍子を入内せしめ、帝の道長の意に反して、中宮藤原絨子を立て、皇后となすや、道長帝を強迫して讓位せしめ、其の女の生む所にして皇太子たる敦成親王を位に即かしむ、之を帝後一條とす、既にして道長また其の第三子威子を勸めて、新帝後一條の中宮とす、此の時天皇は十一歳にして、中宮之より長すること九歳、天皇は唯だ中宮の匣奩の具を以て戯るゝのみなり、加之

後一條は實に其の母の妹即ち叔母を娶るもの也、見よ、藤原氏は猥りに政權を把握して、威福を恣にしたるのみならず、又た實に宮廷の倫常を壞りし天下の公賊にあらずや。

道長既に一家三后を出して、天下は我が外孫たり、皇太子も亦た其の外孫たり、天下の事一として、意の如くならざるなし、是に於てか歌ふて曰く、

此の世をばわが世ぞ思ふ

望月のかけたる事もなしと思へば

と、其の得意想ふべからずや。

後一條の寛仁元年十月、道長石清水に參詣す、歸路遊女五十餘艘の舟にて彼を迎へ、道長一々彼等に纏頭を取らせたりといふ、一代の豪奢故、伊藤公なごの中々に及ぶ所にあらず。

平安朝文學の盛榮を極めたるも、亦た此の時代なりき、大江の匡衡、大江の時棟、紀の齊名等は、詩文を以て一代に鳴り、藤原行成、藤原佐理、源兼明は書を



能くするを以て三筆と稱せられ、肥後守清原元輔の女にして皇后定子の侍女たりし清少納言は、越前守藤原爲時（藤原爲時）の女にして中宮彰子の師たりし紫式部は共に和歌文章を以て世に著はれたりき中に就て納言の「枕の草紙」と式部の「源氏物語」は日本文學の異彩にして平安時代に於ける貴族社會の裏面史としても不朽の書たるを失はず、其の他式部の子大貳三位の如き上東門院の侍女和泉式部及び其子小式部の如き、右大將道綱の母の如き、或は和歌を以て或は文章を以て、女流文士の名を後代に傳へ、或は又た文章博士大江以言が詩を以て著はれたるが如き、阿部晴明が卜筮を以て著はれたるが如き、日本文學は此の時代に於て空前の發達を爲し、光彩陸離として百代に誇るに足るものありき。

表面を一瞥して此の時代を評せば、實に日本の黄金時代とも言ふべからん、然かも幕を開いて其の裏面を看來れば、淫蕩の風宮廷の内外に充滿し、醜聲聞くに堪へざるものあり、男女互に相交通して奸淫を恥と思はず、宮廷は

恰かも花柳の巷なるかの觀あり、あはれ二百年の大平は、彼等を駈つて、淫靡懦弱の淵に沈淪せしめ、一世を擧つて、戀愛と虚榮の外何物をも望む所なきに至らしめぬ、故に其の歌ふ所は戀の歌なり、其の筆にする所は戀の文章なり、若し彼の「源氏物語」を今世の言語にて、明治の現代に出版せしめたらんに、は内務當局の忌諱に觸れて、發賣禁止の恩命に接せんこと勿論なり、果然!! 平安朝の文學は、光彩の燦然たるものあると同時に、復た其の時代の産物たるを免れざりき。

且つ夫れ、宮廷の驕奢は人民の疾苦なりき、在朝百官の遊蕩費は、在野百姓の膏血なりき、浮華と驕奢と文弱とは、藤原氏が大權を横領せしより以來の頽風にして、天下の人民其の誅求に苦み、圓融の末年に於て、既に人心離反の端を開き、強盜隊を作りて衛府を威嚇し、彼の袴垂保輔、鬼童丸の如き大盜は、自畫京師に出入し、酒頭童子、茨城童子等の如き、山賊は山塞に據りて劫掠を事とし、政令を奉せざるの徒續出して、天下亂れんとするの兆、眼前に現出し

來れり。

### 三 噴火山上に舞踏せる宮廷

第一に滿朝の膽を寒からしめたるものは、契丹の部屬東丹の來襲なり。幸に東丹の勢力甚だ大ならず、僅かに對島壹岐を掠め、進んで筑前の海岸を侵し、忽然として歸り去りしが爲めに、大事とならずして終りしと雖も、公卿は報を得てみな色を失ひ、唯だ佛神に祈願するのみなりき。

次に來れるは前九年の役なり。北方の蝦夷は曾て桓武の時全然征服せられたる以來、久しく王化に服せりと雖も、其の部屬は昔ながらの自治を樂めり。昔ながらの犇猛の氣を失はず、藤原氏内に宴安を事として、政令遠く外に及ばざるに當り、其の酋長の一人安倍頼時、衆心を得て四方を侵略し、遂に自立して貢賦を納めず、公役を奉せず。源賴義鎮守府將軍に任せられて、一時之を服せしめたりと雖も、久しからずして復た反し、頼時其の子貞任等と共に

官軍に抗し、勢ひ甚だ猖獗。攻戰前後九年にして、漸く之を滅絶するを得たり。東北の將士之より漸く心を源氏に屬するもの多く、地方に於ける武人の勢力暗黙の間に増大して、他日中原に鹿を争ふの素地を作れり。

後三條帝剛峻氣銳の資を以て、藤原氏の權力漸く衰へんとするに乘じ、一時革新の政を布きしと雖も、累代の積勢に對抗すること能はず。宏業成るに至らず、中道にして崩す。

後三條の子白河天皇に至つては、全く天下の政權を握り、悉く藤原氏を摺服せしめて、桓武以來三百年初めて天皇の親政を見るに至れりと雖も、政令導る峻嚴にして、威福公平を失し、加ふるに造營頻りに造り、後宮の奉御、佞佛の費用、府庫を空しうするに至り、爲めに穀萬石を納れて、國司の官を得るものあり、父子三四人同時に同官に任じて、任地なきものあり、十歳の小兒にして納財によりて國司たるものあるに至れり。讓位の後も、尙ほ院に在りて政を聽くこと四十餘年要するに、白河五十七年の親政も、刑賞公平を失して、藤

原氏が作り成したる頽勢を促進するに過ぎざりき。  
 且つ夫れ、法皇白河の政治は、前門虎を拒いで、後門狼を迎ふるの看あり。朝廷は既に藤原氏の壓迫より脱し得たりと雖も、僧侶の威壓は漸く甚しきに至れり。

抑も佛教の我國に弘布せられて以來、寺院は歷朝の崇敬によりて、年々歳々其の領田僧侶奴隸を増加し、其の最も甚しきは、道長の病むに當り、千人の僧を度するを許せり。是に於て其の精神的の勢力は一變して、武力となり、惡僧群を爲して亂暴至らざるなく、公然兵力を用ゐて、憚らざるに至れり。或は寺院と寺院と相攻撃し、血を流し、堂塔伽藍を焼き、或は數百數千の僧徒兵器を提げて、闕下に迫り、朝廷の威嚴をも憚らず。斯の如くにして、山門は一大城廓となり、山僧は技術ある軍隊となり、白河會て嘆息して曰く、天下意の如くならざるもの三つあり、鴨川の水と、雙陸の采と、山法師是れなりと。一面に於ては、其の如何に權威を揮ひしかを、想察すべく、他面に於ては、其の如何

に山僧原に苦しめられしかを見るべき也。

遠く外に在りては、東北に於て亦た清原武衛家衛等の反するあり。源義家征戰三年討つて之を平げたりと雖も、朝廷私闘と爲して之を賞せず。實力なき朝廷は、徒らに威信を示さんと欲して、天下の勢ひの漸く推移し去るを知らざりき。

斯かる間にも、驕奢淫逸の風は毫も改まらざりき。會て驕奢は藤原氏の專業たるかの觀ありしが、今や皇室と藤原氏と別なく、宮廷は貴族社會風流の中心にして、浮華を競ふて得々然たり。郊外の遊には、妃嬪其の服飾の美を爭ひ、堂々たる男兒にして、面に粉黛を施すの風も亦た此の時より始まりぬ。随つて淫蕩の風の盛なるは言ふまでもなし。見よ、鳥羽は萬乘の身を以て、夜間平忠盛を従へて、嬖妾を外に訪へりしに、非ずや、大納言藤原公實の女璋子は、少時より白河法皇の寵愛する所なりしが、其の入内して鳥羽の中宮となるに至りても、法皇は之に狎るゝことを憐めざりしといふに、非ずや、保元の亂

は實に其の因を此に發したる也。

宮廷に於ける倫常の亂れたること斯の如く驕奢淫逸の風見るに堪へず。佐藤憲清は北面の士にして鳥羽上皇の殊寵を受けたるに係らず市朝の厭ふべき思ひ遂に志を決して出家遁世したり時に年二十三西行法師は即ち是れ也時に藤原爲業伊賀守たり其の弟頼業爲繼と共に遁世して大原山に隠れ西行と相唱和す世に之を三寂といふ。

鎮西八郎爲朝は斯かる時代に生れたり保元の戦ひに彼れの年十八歳なりしと云へば彼れが生れたるは實に崇徳天皇の保延五年にして憲清が出家したりし保延三年を距る僅かに二年のみ。

#### 四 八郎の幼年時代

八郎既に呱呱の聲を擧げて漸く人となり次第に物心の着くに伴れて彼れの目に觸れ彼れの耳に聞ゆる所のものは暗澹たる社會の光景なりき。

さあれ彼れは浮世を果敢なみて出家遁世の志を起すには其の精神餘りに強猛なりき其の軀質餘りに剛健なりき而して其の素養もまた自然に武事を主として外察内省して以て沈思するに可なるの文事には寧ろ疎なりしを思はずんばあらず彼れが西行を學ばずして天與の自己を發揮し當代の暴れつ兒となりし所以なり。

且つ又た彼れは名門の出なり或は父が時折の教訓に或は母が添寝の物語に小供心にむかし／＼のお伽噺を聞くが如く幾度か家門の由緒は繰返されたるならん祖先の功名手柄話は繰返されたるならん彼れも亦た世の小兒等がお伽噺を喜ぶが如く幾度繰返されても飽くことなく之を聞きしならん而して心大に自負する所ありしならん興に乗じては腕を振して祖先の英風に倣ふの意氣を示し話半ばにして父母を驚かしたることもあらん。

父は八郎に教へて言ひけらし我れ今東國に在りて武臣たりと雖も我が

祖先は正しく清和天皇より出でたり天皇の御子貞純親王の長子經基始めて姓源氏を賜はりて實に我家の始祖たり汝八郎之を記せよ我が始祖經基は清和天皇の孫にして且つ貞純親王帝の第六子たりしが故に世に六孫王と呼ばれたるぞかし其の漸く成長するや武藝に上達し特に騎射を善くしたりとぞ聞ゆる天慶の頃武藏の介となり平將門の時には逸早く之を奏上し大將軍藤原忠文に従つて將門征伐の軍に加はり又た賊黨藤原純友をも征伐して大功を樹て終に正四位下に叙せられ鎮守府將軍に任せられて其の子孫代々武を以て世に立つことゝはなりぬ我が家の旗に白きを用ゆるも實に此の經基よりぞ始まりたる。

汝八郎我が傳家の寶刀截鬚膝圓を汝に示さん能く見よ此の燒刃のげにも見事なるを此は實に經基の長子多田の滿仲が特に筑前の良治某を召し鍛鍊六旬にして得たるものなり滿仲嘗て謂ふ武臣天子を衛る利刀なかる可からずと汝能く之を記憶せよ。

此の如くにして年尚ほ幼少なりし八郎は滿仲の四子頼光頼親源賢頼信の事跡も聞かされしならん殊に頼光が鬼童丸を斬りし話は半ば以上はお伽噺の如く深く八郎の耳を樂ましめたりけん更に勇敢にして善く兵を用ゐたる頼信が甲斐守たりし頃反賊平忠常を伐つて奇功を奏したる物語は八郎の耳に痛快として聞かれ肉躍り血湧くの感ありしならん而して頼信の子頼義が安部頼時父子を征伐したる前後九年の戦役は秋の長き夜の更くるをも知らずで耳傾けたる所ならん。

頼義の子八幡太郎義家は實に八郎が曾祖父なり父が後三年の役を語るを聞きては近く眼前に見るの思ひやありけん且つや義家が大江匡衡に兵法を學び之を後三年の役に應用して敵の伏兵を知りし話を聞きては武將たるものゝ兵法を學ぶの要をも知りしならん。

彼れ八郎が家庭に於ける教育は斯の如く武勇の標本を示して開發訓練せられたるや疑ふ可からず而して其の標本の多くは我が家の祖先が朝家

の爲めに建てたる勳功の物語にして、少年八郎が大膽なる胸の中に、次第に養成せられたる功名心は、時に勃發して燃ゆるが如く、抑へんと欲して抑ゆる能はざるものありしならん歟。

是に於て彼れは擊劍を學べり、弓術を習へり、馬にも乘れり、彼れが幼年の遊戯は、此等の武術を練習するに在りしと想像するも、寧ろ當然ならんか、何となれば、彼れは十二三歳にして、其の力量既に衆に秀で、特に其の弓術に於ては、諸兄一も彼れに及ぶものなく、他日遂に天下絶有と稱せらるゝに至れり。是れ一は其の天稟にも依るべしと雖も、好んで學びし後、天の修養に依らずんば、如何で彼れが如き絶妙の技に達するを得んや。

酈つて社會を見れば、彼の所謂雲上人なるものは、徒らに衣冠を美にし、外に威嚴を示さんとすれども、毫も其の實力の見るべきものなく、唯だ唱和宴遊を事とするのみ、自から其の力量を頼める八郎は、子供心にも之を見ても侮蔑の念止み難きものありしなるべし。曲亭馬琴の『弓張月』に八郎が事を記し

て曰く。

「……しかるに有一日、少納言信西新院の御所に参りて、韓非子といふ書を讀よし、その聞えありしかば、爲義朝臣も聽聞の爲に参り給ふ折しも、若殿ばらはかゝる事を聞きおくにしかず、子ども多かる中に、八郎はわきて心勇ければ、いまだ學問をばようせずと覺ゆるぞ、御許を蒙らで、召供したりとも、さまで御答もあるまじきに、誘給へと仰すれば、爲朝はこゝろえ侍りと回答て衣服かひ繕ひ、從者などの如く打扮て、彼御所に参り、御階の下についで、遙かに信西の説くところを聞給ひけり……この日事果て、信西に文武の古實を問はせ給ふ序に、わが國往古の強弓は誰ならんと問給へば、信西が稟すやう、本朝その人にとぼしからずといへども、吉備臣尾越盾人宿禰、この二人に不如候はんと答へ奉れば、又今の世にては、と仰するに、安藝守清盛兵庫頭頼政、いづれも覺えあるものに候と申せしを、爲朝もれ聞きて、意はず聲を發し、呵々と冷笑へり、信西信と見て……」

……御身何事のありて玉座近きをも憚らず愚老を嘲弄給へるといふ苦  
 くしく問かくるを爲朝は騒ぎたる氣色もなく世の人の言を聞くに通憲  
 入道は博士におはせざ親疎につきて決斷に私ありといへりしが果して  
 たがはず今の世の弓取を清盛頼政なりと宣ふが片腹いたくておもはず  
 噴飯の咎を得て候なり……といふ時に信西膝をすゝめやをれ八郎愚  
 老が親疎につきて決斷に私ありとは誰がいひつる頼政は近會紫震殿の  
 上に夜なくあらはれたる怪鳥を射てその名芳ばしく又清盛は左衛門  
 佐たりしとき内裏に怪鳥ありけるを輒く射て落せしにこの鳥清盛の袖  
 に飛入るやがてこれを引出せば大なる鼠なり則ち南の臺の竹を伐らせ  
 竹の筒に鼠を籠めて清水寺の岳に埋みてこれを一竹塚といふこの事い  
 しくもはかりつると人みな感じあへり……いかに是にてもなほわが  
 決斷に私ありやといへば爲朝いよく冷笑ひ鳥は獵人も射てとり鼠を  
 ば猫も捕るなり足下は文章の事にこそ賢かるべけれ弓矢の事は争で知

り給はん所詮誰彼といはんも無益し凡そ今の世に弓矢をとりて百萬の  
 強敵を退げん事は爲朝が右に出でんものあるべうも覺え候はずと……

……」  
 此の事固より馬琴子の空想が産み出したる小説なれど小冠者八郎が性格  
 を描寫し其の眞面目を曝露して餘蘊なきものといふべし。

八郎は又た近く延曆寺園城寺の僧徒等が圓頂緇衣にして身に大刀を横  
 へ時に帝都に出没して横行濶歩するを見片腹痛くも思ひ腹立たしくも思  
 ひつらん。

剛膽不敵なる八郎よ若し汝が幼年時代の詳細なる記録にして今の世に  
 存するあらしめば我等は其を讀みて如何ばかり痛快を覺えたらましを今  
 は唯だ道理ある想像の力を借りて過ぎし昔の汝が幼年時代を追憶し汝が  
 悪戯の如何に突飛にして大膽なりしかを思ふのみ今より七百五十年前の  
 むかしくの八郎よ唯だ微笑みて吾人が言ふ所を聞かん歎

### 五 自然兒を産みたる父母

さて此の痛快なる自然兒を産み出せる父母は如何なる人なりしぞ。しばらく八郎の父爲義に就て語る所あらしめよ。

源義家六子あり長を義宗と云ひ次を義親といひ義國といひ義忠といひ義時といひ義隆といふ長男義宗に就ては聞く所あらず思ふに彼れ早世したるが爲めに次男義親義家の後を承く可くやなりたりけん。

然るに義親對馬守となりて其の任所に赴くや肥前の豪族高木文貞と婚を通じ其の勢力を利用して鎮西を侵略す朝廷勅使を遣はして召還さんとするれば彼れ其の勅使を殺して命に應せず即ち兵を發し捕へて之を隠岐に流す義親隠岐を逃れて出雲に赴き目代を殺し官物を奪ふ是に於て朝廷因幡守平正盛に命じて之を討たしむ義親破れて遂に殺さる八郎の父爲義は實に此の義親の子なり孫兒なればか八郎が豪膽不敵の面影をば祖父義親

に髣髴するを得るこそ面白けれ加之八郎が他年九州に於ける活動の素地は實に祖父義親に依りて作り成されたるなり。

爲義幼少にして孤となる而かも勇武にして早く其の名を世に著はす祖父義家之を愛し以て義忠の嗣となさんと欲す義忠は義家の六子中最も芳名あるものにして官檢非違使に至る義家之を嗣とし以て爲義に至らしめんを欲したるなり然るに季父新羅三郎義光之を嫉み義忠の家士鹿島某を誘ひ暗はすに利を以てして陰かに之を殺さしむ初め義忠の叔父義綱義家と善からず相共に兵を構へて闘はんすと朝廷詔を下して兩家の兵の京師に入るを禁ず幸に事なくして寝むを得たりしが後義綱出で陸奥守となり亂人平師妙なるものを撃平し其の功に依りて從四位上に拜せられ兼興頗る廣く勢ひ甚だ盛んなり此に至りて朝議以爲らく義忠を殺せるものは義綱の子義明なりと兵を遣はして義明を殺せり是に於て義綱憤懣し近江國甲賀山に據りて反す而して其の征討の任命を拜したるは此の時十四歳



の少年源爲義なりしなり。爲義奮闘して義綱の軍を敗る。義綱の兒子みな自殺し、郎等は四散す。義綱薙髮して降参し、佐渡に流さる。爲義其の功を以て左兵衛尉に任せらる。見よ、八郎が少にして勇武、慍悍なるの氣象は父より傳へられたるもの多きにあらすや。

其の翌年、鳥羽天皇が位に即きたる天仁元年、源家の柱石八幡太郎義家卒す。是に於て爲義直ちに義家の後を承けて、遂に諸源の中心勢力となる。

永久元年四月、延暦寺の僧徒二千人、清水の堂を毀ち、祇園北野の神輿を奉じ、大炊殿に至りて、奈良興福寺の僧が、祇園の神奴を凌辱したるを訴ふ。朝廷、檢非違使源光國、平正盛、左衛門尉源爲義等をして兵を發して之を防がしめ、白河法皇亦た傍より之を慰諭して、遂に山僧を歸らしめたり。雖も興福寺の僧徒等之を聞いて心平かならず、数千の僧兵、延暦寺を攻めんとして、京師に向ひ、延暦寺の山僧原また之を邀へ撃たんとして、京畿の人心擾々たり。爲義、平正盛、平忠盛、源重時等と共に勅を奉じて興福寺の僧兵を宇治に防ぎ、栗

子山に戰ふて之を破る。此の時爲義事急にして部下の兵を集むるの暇なく、僅かに手兵十七騎を率ゐ、大衆を相手として、縦横に馳突奮闘し、大に其の勇名を著はせり。時に爲義年二十歳、別に源光國、平正盛等の一隊は山僧を祇園に防ぎしが、南僧去つて、山徒も亦た歸り、大事に至らずして、寢むを得たり。其の後爲義武臣として朝廷に仕ふることを十餘歳累遷して、檢非違使左衛門大尉となり、從五位下に叙せらる。

爲義子福者にして、二十三子ありしと云ふ。史に見ゆる所に依りて、其の名を列擧すれば、曰く、左馬頭義朝曰く、帶刀先生義賢曰く、四郎左衛門頼賢曰く、五郎掃部助頼仲曰く、賀茂の六郎爲宗曰く、七郎爲成曰く、鎮西八郎爲朝曰く、源九郎爲仲曰く、乙若、龜若、鶴若、天王、是なり。而して、二郎若しくは三郎は其の名を逸す。蓋し早世せしもの歟。他の八人は、女兒なりしと想はる。

諸子の中、最も武勇の名を著はしたるものは、長男義朝と、八郎爲朝となり。義朝勇敢にして、智略あり。尤も善く兵を用ゆ。相摸の鎌倉に在りて、勇名四隣

に噴々たり關東の家人盡く其の用を爲すを喜ぶ朝廷命じて下野守と爲す。義賢は旭將軍義仲の父なり義朝の長子悪源太義平と隙あり相共に大藏に戦ふて義平に斬らる。

八郎の母に就ては毫も聞く所あらず思ふに爲義の二十三子悉く正妻の出ならず少くも數人の異腹の子あることは想像するに難からず見よ爲義が祖父義家は其の親信する所の降魔宗任を從へ夜間東に乗りて其の嬖する婦人の家に通ひし逸話を殘せるにあらずや爲義の長子義朝は京師と鎌倉とを來往する旅中のつれづれに青塚の驛長某が女延壽を愛して一女子を生めりと云ふにあらずや此の如きは蓋し當時の流風にして毫も怪むに足らず特に地方の豪族の如きは名門貴族の爲めに其の愛女を一夜の枕席に侍せしむるを以て寧ろ名譽と爲せり而して之が爲めに兩者の關係親密となりたるの例少しとせず源平兩氏が中央政府宴安の際に乘じて東西の各地方に隱然其の勢力を扶殖したるも多くは此の姻戚關係に依りて地方

を同化し又た地方に同化せられたるなり。

爲義とて祖父義家が如き又は長子義朝が如き風流韻事なからざらんや。其の末子乙若龜若鶴若天王の如きは或は妾腹の出に非ざるかを想像するの決して不當に非ざるを信ず彼の賀茂の六郎爲宗の如きは若しやは賀茂に嬖妾ありて其の生める所に非ざるなきか。

さあれ爲義の正妻或は情人に就て歴史は何等の記録を存せず故に吾人は八郎の母が爲義の正妻なりしか將た嬖妾なりしかと斷せず唯だ讀者の想像に任せんのみ但し當時の社會は殆んど婦人の地位と權利とを認めず。女性を以て一種の物件としたり玩弄物としたり鳥羽上皇は其の嬖臣平忠盛に宮女菖蒲を與へたるにあらずや源賴義は安部貞任の厨川の柵を陥れたる時柵中虜掠せる美女數十人あるを見て盡く分つて將士に賜與したるに非ずや當時の婦人が奴隸と同一視せられたるを見るべし。

### 六 八郎九州に追はる

吾人は既に八郎が幼時の教育の如何なりしかを推究想像したり而して、八郎に此等の教育を興へたる父母は如何なる人なりしかを考察説述したり且つ八郎が心に多大の影響を興へたるべき當時の社會が如何なる状態なりしかを叙述したり而かも更に一個の研究に値する問題を殘せるかを思ふ即ち八郎は如何なる自然の感化を受けたりやと云ふ疑問是なり。

吾人は之を思ふ八郎の性格は彼の自然の公園たる、優美鮮麗の京都の山水によりて産出せられたるものに非ず必ずや雄大なる關東の山水と接觸して其の洗禮を受けたるものたらずんばあらずよしや彼れ京城に於て呱呱の聲を擧げたりとするも其の幼時の教育は關東に於てせられたりと想像するの理由なきにしもあらず少くとも其の幼時の幾年を關東に送りしことなからざらんや。

夫れ平氏の根據は東は伊賀伊勢地方より西は中國南海に亘り近く京師に接して蔓延したり此の故に京都の文明に接觸すること頻繁にして其の感化を受くることも亦た深く其の地方の勢力たる點に於ては源氏と同一なりと雖も猶ほ且つ貴族的習氣を脱せず固より武力を尊ぶと雖も文學的の修養なきに非ず外粗暴なるが如くにして内優美なる心性を有す源氏が同族時に相排擠して争鬪殺戮するが如き蠻性少くして寧ろ同族相依り相助くるの美風を養ひ得たる所以なり。

源氏も其の始めは京城に近く其の勢力の扶殖せられんとするありき源仲其の子頼光が攝津の多田に居住して其の子孫の攝津源氏と稱せられたるあり頼光の弟頼親の子孫が大和に居住して大和源氏と稱せられたるありと雖も平氏の勢力漸く盛なるに及んで遂に壓倒せられたり。

頼光の末弟頼信長元年中甲斐守となるに及んで源氏の勢力始めて關東に起り久しうして遂に動かすべからざる源氏の根據地となるに至れり。

あれ頼信は尙ほ都を戀へり頼信強賊平忠常を破りて其首を京師に效すや、功を以て從四位上に叙せられ、上野常陸介に任せらる然かも頼信は東國の任を喜ばざりき其任命を得るに及んで辭謝して曰く臣天威に藉り及に血ぬらずして強賊を降すことを得たり何の功か之れあらん臣老いたり遠地の任に堪はず仰ぎ願はくば改めて丹波に守たるを得せしめよと若し地方の長官たるが我が運命ならましかば責めては帝都に近きを撰ばんの意なり久しく關東僻遠の地方に在りて帝都に戀々たるの情見るべからずや、今や交通の利便開けて地方に在る尙ほ隣家に在るが如しと雖も東都の文明的生活に慣れたるものは久しく地方に在るを好まず人間の性情は昔と今と毫も異なる所あらず。

頼信の希望は聽許せられざりき運命は遂に源氏に關東を與へたり頼信の子頼義頼義の子義家長く東北の征戰に従事するに及んで關の東に於ける源氏の根據は漸次に其の基礎を鞏固ならしめたり蓋し當時地方人士が

名門貴族を尊信する情と頼義義家等が武名とは相合致して所謂關東武士を養ひ成せるなり而して東國の士民が源家の恩信に服するや與に共に請ふて其の子弟を留め之を擁戴して自から其の家人と稱するに至れり殊に義家の威名最も高くみな彼れを尊稱して八幡公と呼べり義家の末弟新羅三郎義光の子孫は甲斐に住して甲斐源氏と稱せられたり住めば都とやら關東は源氏の第二の故郷となれり。

頼義の北夷に勝つや鎌倉鶴岡の地を相して八幡の祠を建立し以て戦功を褒す但し八幡神は源氏の守護神なり蓋し思ふに鎌倉は形勝の地加ふるに氣清く候暖かにして濱海の風光賞すべく富嶽の英姿も亦た近く仰望すべし頼義以爲らく以て源家の關東に於ける策源地と爲すべく又以て京師に來往する中途の休憩所とも爲すべしと頼義の時既に鎌倉に邸宅ありしや否やは疑問なりと雖も其の數代後の繼嗣たる義朝が此處に居住せしに依りて之を見れば少くとも別墅らしきものゝ存在せしことを想定するも

決して架空のことにあらず。義家も北征の幾往返に暫く此の別墅に休息したることやあらん。爲義も朝勤の餘暇には、幾度か鎌倉に遊びて、或は八幡祠に詣で、或は關東の家人と會談し、遠留久きに及びたることもあらん。此の時に當り、八郎が其の兄弟と共に、父に携へられて、東海道を往復したることは、必ずあり得べき事たり。

さて、足柄箱根の險を踏破しては、勇壯なる山靈の氣に打たれざらんや、名にし負ふ富士山の英姿を仰ぎては、心魂飄々乎として天外に飛揚せざらんや。七里ヶ濱に遊びて、波濤の洶湧するを見ては、子供心にも、雄大の感起らざらんや。疎濶なる吾妻武士の兒等を集めて、餓鬼大將となり、日夕山野に嬉遊しては、如何に其の意氣の投合する所ありしかを想像せらる。

平安城の懦弱なる空気を吸ふには、餘りに蠻的に、餘りに腕白なりし八郎は、關東の山川風物に愛着し、意氣投合せる兒童等にも、別れを惜みて、歸るを促す父を拒みたることもやあらん。父も之を持餘しては、其の意に任かせ、鎌

倉の家人に托して、其の爲すが儘に放擲したることもやあらん。

八郎漸く人となるに随ひて、其の武藝は群を絶したり。其の軀幹は長大にして、諸兄を凌がんとす。父は其の前途の頼もしきを思ひて、一たびは喜びぬ。されど、八郎の腕白は漸く甚しくなりぬ。自から其の腕力を頼み、武技を自負して、兄を兄とも思はず。心の儘に振舞ひて、屢次之を凌犯す。保元物語に之を記して、

「……幼少より不敵にして、兄にも所を置かず、傍若無人なりしかば、身に添へて都に置きなば、悪しかりなんとて、父不興して十三の歳より、鎮西の方へ追ひ下す……」

と云へり。八郎が腕白の次第に増長するにつれ、爲義が前の喜びは忽ち變じて心配の種子となりぬ。八郎が身を如何にすべきかと、は爲義が幾日幾夜を考へ煩ひたる問題なりしならん。

爲義は遂に思ひ定めたり。爲義つらく思へらく「身に添へて都に置きな

ば「彼れが一身の爲めにも悪しく、我が家の爲めにも悪しからん獅子は其子の體力元氣を試みんが爲めに之を千仞の谿谷に追ひ下すとぞ聞く如かず、彼れを遠國に追ふて、人生の苦艱を嘗めしめんには然るに關より東北の地方には祖先傳來の家の子郎等多し彼れ亦た鎌倉に遊べることもありて、多少の知己もあることなれば、ますます彼れが慢心を増長せしめん幸ひに西國地方は彼れに取りて未見の地なり、且つ地僻遠にして尙ほ未だ王化に潤ふこと薄く、人心粗朴にして勇猛なり、彼れが心身を鍛錬せんが爲めには適當の地ならんか、而して祖先頼親の族黨の尙ほ存するものあらん、父義親の流を汲むもの、今に昔を忘れざるもあらん、八郎が將來の運命を決するに、は九州こそ適當ならめど、

斯くて、八郎は遂に九州に追はれたり、父が深き心を知るや知らずや、八郎は父が傳として伴はしめたる尾張權守須藤家遠一人を具して、踏み慣れぬ路を西國に向つて辿りぬ。

七 八郎豊後より阿蘇に入る

八郎此の時十三歳なり、當今の兒童ならしかば猶ほ小學に在り、之よりして中學に進まんとするの時なり、父母の家を離れて、十里の外に旅してもなほ故郷戀しくや思ひなん、況して其の頃は交通不便の世なり、き京人の西國を見る、今人の歐米を見るよりも、更に遠隔せるかの思ひやしけん、ざるを、八郎は唯だ一人の家の子を伴として、遙けき九州に向つて旅立てり、九州に行き着きても文の便りさへ、今の世の如くには自由ならず、そを知りつゝ、八郎は住み馴れし父母の家を遠ざかりぬ。

八郎は此れを憂しと思ひしか、流石は父の膝下を去ることの嬉しとは感ぜられざりしならん、さあれ彼れは大膽なり、不敵なり、剛勇なる父の手にもおへぬ腕白なり、京に在りて不自由なる生活を爲さんよりは、寧ろ遠國に行きて、勝手氣儘に行動せんこと、愉快を思ひしならん、徒らに閥族を鼻にか

けて威張ることより外に何の能もなき人間共に其の頭を押へられんよりは寧ろ九州に行きて實力を以て自から大將となることの甚だ壯快なるを思ひしならん。

されば不便極りなきその頃の旅程も彼れは希望を以て踏破し盡しぬ其の陸路山陽道を辿りしか將た海路瀬戸内海を渡りしかば吾人の知る所に非ざれど兎にも角にも八郎は先づ豊後に入れり馬琴其の架空的想像を以て之を叙して曰く。

『……請朝乳母子須藤九郎重季一人を召俱して都の空もすみ果てぬ月も西へと入かたのその曉の星を戴きこゝろ筑紫の果までもと立出つ、日數經て豊後國まで來たまひしが此の國に名たゝる尾張權守季遠は由縁ある人なればしばしこの人をたのみて見ばやとて立より給ひしに季遠易くうけ引て養ひまゐらせし程にこゝに三年の月日經て爲朝既に十五歳才學ますく進みて智勇拔群なりしかば經傳兵書に思ひを耽らし。

又折ふしは弓矢を携へ木綿山に狩くらし給ふ……』  
と尾張權守季遠とは馬琴の空想が作り出したる假の名に過ぎざれども八郎が始めて豊後に入りて先づたよりし人の由縁あるものたりしは論ながらん而して其もの、款待に依り暫く安んじてお客様たりしことも決して無理からぬ想像なり唯だ其の何といふ姓名なりしか將た如何なる由縁のものなりしかを今日に於て明かにする能はざるのみ。

按ずるに源氏の九州に於ける勢力の起原に三つあり一は滿仲の子頼親が南都興福寺の僧と戦ひ罪せられて九州に流されたるに依りて起れる族黨なり二は八郎の祖父義親が扶殖したるに依りて起れる族黨なり三は八郎が之より樹立せんとする勢力なり故に八郎が豊後に於て始めて其の一身を托したるは前二者の何れかに恩顧ある族黨たりしや明かなり。

八郎既に豊後に行きて源氏に由縁ある豪族に依れり年は幼なりと雖も、丈高くして筋骨逞ましく飽くまで豪膽不敵の彼れが面魂は先づ其の豪族

を威服せしめたりけん都より遙々と下れる名門の若様と仰ぎて下にも置かぬ款待にしはしは悠々と遊び暮せしなるべし。  
 馬琴が所謂經傳兵書に思ひを耽らす如きは恐らく腕白八郎の柄にあらず而も弓矢を携へて山中に狩くらすは八郎が好んで爲せし遊びならん歟。

由來豊後の地其の多くは山岳豁谷なり崎嶇として重疊せる山嶺波濤の如く西南方より寄せ來つて東北の海を壓す其の西南肥後日向に境する所巒峯重嶺最も雄峻を極む祖母ヶ岳久住山浦蓋山の如き雄の雄なるものなり一郷より一郷に行くにも山又山を越えざる可からず臼杵より佐伯に赴くに津久見時鏡峠の險を攀づるが如き是なり大分より竹田に行くに豁谷を渡るが如き是れなり日田は山間別に一郷を爲す四面みな山なり凡て此等の深山幽谷は八郎に取りて極めて愉快なる狩場となりしなるべし。  
 大分灣頭には古來有名なる別府の温泉場あり時に行いて一浴したるこ

ともあらん別府の背面に灣を俯瞰して高く聳ゆる雄峯あり由布嶽即ち是れなり仰いで神爽然獨り潜かに微笑を洩らせしなるべし。

竹田より約十里西海九國の脊髓を爲せる高原をだらく上りて行けば坂梨峠に出づ坂を下れば即ち阿蘇谷の別乾坤なり見上ぐれば阿蘇の峻峯巍然として雲外に聳え峯頭の噴煙天を衝く。

當時此の別天地及び其の附近の土地を領して九州の中央に名を知られしは阿蘇忠國なりき阿蘇氏は其の祖先遠く神代に在りて由緒正しき舊家なり八郎の豊後に入るや早く既に之を聞きしならん八郎必潜かに思へらく早晚機を得て彼の忠國奴を我が手のものとなし依つて以て九國を足下に蹂躪せんと八郎ある日家遠を従へ狩獵事に言託せて遠く阿蘇の別天地に入りつ日暮れて忠國が家を音づれ一夜の宿を求めたるに忠國之を快諾して歡迎し山國の珍味を供へ酒なご侑めて饗應し翌日となれば又た數日の滞在を乞ひ遂に妻はすに其の女を以てす忠國八郎が源家の嫡流にして



其の人品骨柄も亦た衆に卓絶するを見て、末頼もしと思ひ入りぬ思ふに、八郎が阿蘇忠國と婚を通じて相結托するに至れる道行は上に述べたるが如くなりしなるべし。

一説に云ふ爲朝九州に下りて薩摩國守吾多忠景と婚を通じ薩隅を侵して肥後に入ると若し此の説を事實とせば、八郎は豊後南境より日向に入り、更に其の海岸に沿ふて南に進み遂に大隅より薩摩に入りしものならん歟。而も兩説の何れか最も眞に近きかは遽かに斷すべからず。今は假りに前説に従つて、暴れッ兒八郎が九州に於ける大活動を叙せん。

### 八十五歳の總追捕使

八郎既に阿蘇忠國と婚を通じて先づ有力なる股肱の部下を得たり思へらく、我が手腕を試みるの時は來れりと腕鳴りて禁する能はず是に於て鎮西八郎爲朝と稱し、自から九州の總追捕使となる。

時は來れり腕白八郎が最も其の腕白を恣にするの時は來れり。

當時肥後の地方に蟠居して雄を九州に稱したる豪族には菊池氏あり、原田氏あり、共に爲朝の命を奉せず、却つて其の腕白を厭ふ。

爲朝之を聞いて、悪ツクき彼奴等が振舞かないで其の傲慢の鼻を取挫ぎくれんと、阿蘇忠國を以て嚮道となし、數ば菊池原田の諸豪族と戦ふ、而も一として爲朝の強弓に敵するものなし、最初の程こそ何をツ!! 彼の小冠者奴がと輕侮もしたらん、相共に戦を交ふるに及んでは爲朝の弓勢に懼れて、避易せざるものなく、遂に屈服するの止むなきに至れり。

此に於て爲朝益城郡の木原山に砦を築きて、此に居る威名遠近に轟き、頼親義親の族黨所在に起つて之に應ず。

著者曾て熊本に遊ぶ、銀杏城の雄偉なるを仰いで、加藤清正の偉業を追懐し、東方遙かに蘇山の噴煙を眺めては、八郎爲朝の往事を回想して、感慨窮りなし、更に郊外の花岡山に登りて、南の方に眸を放てば、田野渺茫として十

數里に連なり中に一峯の突起するあるを見る。木原山は即ち是なり。熊本を  
 距る三里。宇土驛よりは近く山上の樹木をも數へ得べし。高さ約千二百尺。山  
 高からずと雖も、平野の間に峙立するを以て眺望最も秀拔なり。此の山木原  
 を以て其の本名と爲すと雖も、一名雁回山を以て能く土人に知らる。土俗傳  
 へて云ふ爲朝此の山に在城して數ば飛雁を射落す故に今に至るまで飛雁  
 此の峯上に來る時は忽ち殺氣に逢ふて亂行す。今や熊本より來る鐵道麓  
 を近く南に通じて遠く鹿兒島に走り、稻田遙かに連なりて所謂肥後米の産  
 地たりと雖も爲朝の當時に於ては人烟尙ほ稀少にして寂寞たる孤村の所  
 々に散點するのみなりしならんか。弓張月には、

『……宇土と託摩の界なる緑川をうち渡り、蕨の里萩の縣を過りて、益城  
 郡に入り給へば、日もはや夕こえて、天さへ結陰雪霏々として降りそめて、寒堪  
 へがたし。されどこのほとりは茫々たる郊原にて、小笹にまじる枯尾花の  
 招くより外は宿賃すべき家もあらず、前面に高く聳へたるは、木原山にこ

ごと見給ふ……』

とありて、地理と地名とは據り所あるが如くなれど、このほとり茫々たる郊  
 原にて宿賃す家もあらずしとは小説の爲めに、殊更に構へたる空想に過  
 ぎず。

さて、爲朝木原山に磐を構へてより、ますます四方を討伐し、遠近來り附  
 くもの次第に多し、勢威隆々として旭日の東天に昇るが如く、時人之を稱し  
 て、日本後臂將軍といふ。十五歳の比ほひ、遂に盡く九州を伏す。

宛然是れ一個の帝王なり。上に爲朝が頭を抑へて、其の自由を束縛するも  
 のなく、下に其の武力に反抗して、其の威嚴を蔑視せんとするものなし。思ふ  
 て行はざるなく、行ふて遂げざるなし。自由は遂に自由を贏ち得たり。腕白は  
 遂におのが世界を開拓し得たり。爲朝の得意想ふべき也。

人或は謂はん爲朝僅かに十五歳の少年にして、果して眞に斯の如き大勢  
 力を扶殖し得たりや否や、是れ神話に非ずんば、小説的物語に過ぎずと然り。

是れ實に神話の如く小説に似たり否な是れ神話の如き事實也小説に似たる事實也

見よ源家の子多くは早熟なり更に云ふ

「既にして頼義八幡神劍を賜ふと夢む其妻姪めるありて子を生む頼義喜んで曰く此の兒必ず我家を興さんと因て義家と名づく長するに及んで八幡祠前に冠し八幡太郎と稱す瀾達英果にして射を善くす征行ある毎に未だ嘗て従へずんばあらず」

と而して後冷泉帝の永承五年陸奥の豪族安部頼時叛くや朝議頼義を以て陸奥守となし義家及び次子義綱と共に兵を率ゐて赴き伐たしむ然るに義家が鳥羽帝の天仁元年六十八歳を以て卒したりと云ふに依りて見れば永承五年には義家は僅かに十歳の小童に過ぎざりしなり其の弟の義綱が更に幼年たりしは云ふまでもなし然り義家義綱は十歳又は七八歳にして既に従軍し一部の兵に將として戦列に加はりし也天喜五年頼義が鳥海に大

敗して貞任に圍まれたる時義家縦横奮撃して僅かに一方の血路を開き敵をして彼れは八幡太郎なりと相指示して懼れしめたるは義家が齡正に十七歳の時なりき

八郎が父爲義は十四歳にして既に朝命を奉じ義綱を甲賀山に討つて之を降せるにあらずや八郎の姪義平が平治の亂に父義朝を助けて奮闘し戦敗れ捕へられて六條磔に斬られたる時年二十鎌倉にて叔父義賢を殺し悪源太の名を得たる頃はまだうら若き少年なりしならん之も八郎とは叔姪の間柄にして義朝の第三子たる頼朝は他日鎌倉に幕府を開いて征夷大將軍日本六十餘州の總追捕使となりすまじ大人しそなる顔はしてのれど之も若年の頃は鬼武者と呼ばれたる豪のものにして既に智略さへ有したりき平治の役には彼れ年十三進んで父義朝に聞つて曰く聞く清盛等將に還らんとす此の時紀州熊野に參詣して京に在らず盍んぞ逆へ戦はざる乃ち坐ながらにして之を待つ乎と義朝の軍敗れて頼朝等數騎と東海道を遁

逃するや、頼朝馬上に居睡つて後、夜森山驛を過ぐ、士兵聚り來りて危く捕縛せられんとしたりしが、頼朝漸く目覺め、刀を抜いで、其の二人を斬つて捨てたりといふ。鬼武者の頼朝は、十三歳にして、斯の如く豪膽不敵なりしなり。されば讀者諸君よ、爲朝が十五歳にして、九州を征服したりとて、さまで怪むに及ばず、況んや、内に阿蘇忠國の如き有力なる助力者あり、源家恩顧の諸族の來り投ずるあり、外には、安安に耽溺し、謀求を事として、人民の疾苦を顧みざる平安朝あり、王威所遠く及ばざるを幸として、漸く政府に離反しつゝ、ある人民あり、此の機に乗ずるに、彼の武を以てす、其の軍の向ふ所、破竹の如くなりし所以なり。

### 九 鎮西八郎京に入る

「保元物語」に曰く。

「……(爲朝)豊後の國に居住し、尾張權守家遠をめのと、し、肥後の國阿曾

平四郎忠景が子、三郎忠國が婿と成つて、君よりも給はらぬ、九國の總追捕使と號して、筑紫を隨へんとしければ、菊池原田を始めとして、所々に城を構へて立て籠れば、其の機ならば、いで落して見せんとて、未だ勢も附かざるに、忠國ばかりを案内者として、十三の歳の三月の末より、十五の歳の十月まで、大事の軍をすること二十餘度、城を落すこと數十箇所なり、城を攻むる謀敵を伐つ術人に勝れて、三年が内に九國を皆攻め落して、みづから總追捕使に押し成つて、悪行多かりけるにや、香椎宮の神人等、都に上訴へ申す問いにし、久壽元年十一月二十六日、徳大寺中納言公能郷を上郷として、外記に仰せて、宣旨を下さる。

源爲朝、久住幸府、忽諸朝憲、咸背綸言、臭惡頻聞、狼籍尤甚、早可令禁進、其身、依宣旨執達如件、

然れども、爲朝猶ほ參洛せざりければ、同じき二年四月三日、父爲義を解官せられて、前檢非違使に成されけり……」

と爲朝が九州を征服したりし順序は畧ぼ斯くの如くなりしなり吾人は全然之を信ずる能はずと雖も畧ぼ斯くの如くなりしならんと想ふなり。

大刀取り弓引きて戦争を爲すことは八郎爲朝の生命なりしなり故に城を攻むる謀敵を伐つ術も固より人に勝れたるものありしならんされど一たび陣頭に立つて敵と相面するや其の豪崇の意氣は既に敵を呑めり其の長箭を飛ばすに當つてや更に敵の膽を寒からしめたり思ふに鎮西八郎爲朝が陣頭に立つや恰かも軍神の如かりしなり。

若し夫れ「悪行多かりけるにや」と曰へるに對しては大に辯ずる所なき能はず抑も爲朝朝命を待たずして自から總追捕使と號し己に従はざるものを征伐し殺傷す常識を以て之を判断するに彼れは實に亂臣賊子なり彼れが行爲は悪行の中にも最も甚しき悪行なり朝廷は當に其の罪を數へて之を征伐し其の首を齎して京師に梟すべきなり然るに彼の宣旨の何ぞしかく優柔不斷なるや爲朝此の宣旨を受けながら猶ほ參落せざるに至つては

其の罪更に甚だし父爲義に命じ軍を發して誅戮せしむべきなり然かも朝廷は爲義の官を解いて爲朝をして自から悔改せしめんとするに過ぎざりき。

蓋し思ふに朝廷が爲朝に對する處置の彼の如く手温かりし所以のものは當時滿廷の宮人太平の夢に酔ひて苟くも事なからん事を希望したると同時に一面に於ては爲朝の舉動が如何にも無邪氣にして滿廷の怒を買ふことの左迄に深からざりしが爲ならずとせんや此の間の消息は彼の宣旨に依り又た朝廷の爲義に對する處置に依りて隱約の間に想見せらるゝなり。

然り爲朝の悪行は悪行と曰へば悪行なり浮世の杓子定規を以て之を律すれば斬罪にも梟首にも價するものなる可し然りと雖も八郎の悪行は無邪氣なる悪行なり彼はそれ等の悪行をば爲すべからざる悪行として爲せるに非ず其の體格は黒鐵の如く其の手腕は猛虎のそれの如く而して其の

意志は率直なり宮廷に歌よみて閉日月を消費し去るが如きは彼れが爲し能はざる所なり飛ばんと欲する所に飛び走らんと欲する所に走り意に適すれば高笑し氣に喰はざれば赫怒す赫怒の後には手直ちに之に伴ふ前に在るものは擲飛ばすなり遠きに立てるものには得意の強弓長箭を飛ばしむ其の矢面に立つたるものこそ災難なれ八郎は唯だその手腕の熟練に満足し其の意志の實行に満足するのみ彼の習慣に縛られ格式に囚はれて人間の眞骨頭を發揮する能はざる大宮人と八郎の潤達自由なると孰れか是孰れか非百の罪惡を胸に裏みながら唯だ表面の善行を賣物にする宮廷の偽善者と八郎が世に所謂罪惡を斷行し得る天真爛漫と何れか善何れか惡さて又た彼の宣旨に言ふ所を事實とせば鎮西八郎爲朝は木原の山嶺に據りて四方の我に従はざるものを攻伐し次第に勢力を得るに及んで遂に進んで太宰府を陥れ太宰帥に代りて此より九州を指揮命令せしものに似たり蓋し太宰府は當時九州に於ける權力の中心にして又た繁華の中心な

りしがば爲朝が之を攻陥して取つて代りしことは寧ろ有り得べき事たりそは兎も角もあれ八郎が勢力九州の天地を壓倒するに及び心秘かに八郎の我儘を喜ばざるものもありき香椎宮の神人等は即ちそれなり彼等は八郎の勢力を忌み其の亂暴に驚きて之を京師に訴へたり是に於て朝廷宣旨を下し爲朝をして上京して罪を謝せしめんとす爲朝之を肯かず之が爲めに父爲義は免官となれり

道に大膽不敵の爲朝もおのが行爲の父に累を及ぼせるを見ては今は早や我を折らざるを得ず惜くとも我が開拓したる自由の世界をも捨てざるを得ず爲朝思へらく我が爲めに父上の處罰せられたるは如何にも心苦しき限りなり我れこそ父に代りて如何なる罪科にも處せらるべきなれと剛き心の中に優しき情の仄見ゆるはなかくに優美なるものなり八郎が如き腕白にして此の一片の優しき心を見るは如何に床しき極みならずや斯くと思ひ立ちては一日も猶豫する能はざるは八郎爲朝の氣象なり即

ち急遽結束して京師に上らんとす時に爲朝の武威に服せる部下の勇士等爲朝の上京せんとするを聞きみな争ふて隨從せんことを乞ふ蓋し主人爲朝の安危如何を憂へて生死を共にせんと欲したる也爲朝彼等を慰諭して曰く群集隊を成して京師に押し上るは上聞甚だ穩かならず却つて我が罪を深うする所以なり汝等の忠肝義膽は我れ深く之を記せん汝等希くは我が意を諒せよと是に於て家遠の子前拂の須藤九郎家季其の兄隙間數の悪七別當手取の興次同じく興三郎三町礮の紀平次大夫大矢の新三郎越矢の源太松浦二郎左中次吉田兵衛打手の紀八高問三郎同じく四郎以下の家の子郎等二十八騎を具して上京し闕下に俯伏して罪を待つ時は久壽二年の夏の頃近衛天皇病中の折柄にて京城の風雲漸く急ならんとするの時なりき。

一〇 宮廷に捲き起る黒雲

爲朝九州に在ること六年意外の變に際會し久し振に都に歸り來れば京城の風物むかしに異なる所なければ世の様何となく穩かならず。

父は老いぬ我が爲めに心を痛めてか頭髮將に全白ならんとす爲朝は父の膝下に伏して深く其の罪を謝せり。

父は深くも其の罪を問はざりき唯だ其の脊丈の驚くばかりに伸びて天晴れ武者振りの凛々しきを見ては能くこそ歸りつれとて如何に喜びたりけん。

宮廷にては帝の御腦中とて病氣平癒の加持祈禱に餘念もなく且つや帝萬一の後の事どもとりくに内密の評議なども忙はしくやありけん爲朝に對しては未だ何等問ふ所なかりき。

刻々に移り行く時間は漸く暗雲を添へ來れり猛然たる暴風雨今にも襲ひ來らんとす。

果然!! 猛雨は來れり暴風は大厦を覆さんとしたり史に所謂保元の亂な

るもの即ち是なり。  
 爲朝は恐るゝ所なく身を天下の公庭に投じて其の判決を待ちたるに圖らざる運命は彼を導いて戦亂の渦中に投じたりとされ、鎮西八郎爲朝が一世一代の活劇を演じて史上の花と百世に其の武者振りを歌はるゝに至るも亦た實に此の時に在りいでや、保元の戦役のいはれ因縁さては爲朝父子が崇徳上皇に味方するに至りし内幕を叙し而して後に本舞臺の大活劇に移らんかな。

白河法皇が大納言藤原の公實の女璋子を愛し其の入内して鳥羽天皇の中宮たりし後も法皇の愛の衰へざりしことは既に前章に於て叙する所の如し其の後璋子皇子顯仁親王を生む鳥羽天皇の後を承けて九五の位に上りし崇徳天皇は即ち是れなり是を以て鳥羽天皇は顯仁親王を以て己が子と爲さず法皇の子として之を侮蔑す故に顯仁親王は表面鳥羽天皇の第一の皇子なれども固より父子の愛情さてはあらずされど白河法皇在世の間

は其の後見によりて皇子の地位も固く遂に鳥羽天皇の後を繼いで帝位に即くを得たり保元の亂の原因は實に此に胚胎す。

崇徳天皇の大治四年七月白河法皇崩す讓位の四十有餘年に在りて政を執り絶大の権力を有せりしかど上下の別ちなく寄せては返す年波は遂に雲の上を侵して法皇を拉し去りぬ鳥羽上皇は我世こそ來つれど心密かに喜び給ひけん崇徳天皇の前途には一抹の暗雲棚引けり。

白河法皇の崩後鳥羽上皇院中に在りて政柄を執ること白河法皇の例に依る天下の事意の儘にして思ふて爲さる事なし藤原氏執權の時代より養成し來れる華奢風流の遊びは此の時に至りて其の極に達し郊外の遊には妃嬪其の服飾の美を競ひ殿上の正服を粧ふて雪見の遊を爲すに至る而して天皇は上皇の政權を專にするを見て心自から平かならず兎もすれば上皇と天皇との間衝突を免れず政令漸く二途に出づるに至つて勢ひ上皇黨と天皇黨とに生ぜざるを得ず天皇に疎外せられたるものは上皇に行き



上皇の怒に觸れたるものは天皇は走りて之を訴ふ。  
 華奢は唯だ獨自一己の虚榮心を満足せしめんが爲めなり毫も他を愛し、  
 他を思ふ一片仁恕の心を存する餘地なし天下億兆の民は唯だ此の上流社  
 會の虚榮心の爲めに辛苦勞働して汗を流すに過ぎず。  
 仁恕の心蕩然として地を拂ひ社會の人心唯だ一身の名譽と利達とを希  
 ふの外に何物もなき時權勢は俄虎の集る所なり依つて以て己が私を爲さ  
 んが爲めなり。

藤原氏政權を専らにせしより此に至つて三百有餘年歴史は唯だ私のみ。  
 私を以て國民を苦しめたるの歴史なり其の間何等高尚なる意義を發見す  
 るに苦む而して其の弊崇徳天皇の世に至つて極まる舊社會を破壊して新  
 たに別天地を開拓するに非ずんば其の積弊を改めんによなし而して其の  
 第一回の破壊は今將來に來らんす崇徳天皇は其の爆裂彈を製造しつゝある  
 なり自から意識して然るに非ず自然の運命は天皇をして然らしめたるな

已にして鳥羽上皇また白河法皇の例に倣ひ剃髮して法皇と號す僧侶の  
 暴亂彼れが如く甚しく佛教の壞滅此の時を以て極點に達したりとも云ふ  
 べきに宮廷の佞佛的精神は毫も後むる所なきなり唯だ夫れ佛に倣するの  
 み心より佛に歸依して其の教義を遵奉するが如きは固より其の志に非ず。  
 是れ獨り鳥羽法皇のみに非ず當時の流風みな然りしなり是を以て鳥羽上  
 皇剃髮の後も猶ほ色を愛し中納言藤原長實の女得子を容れて女御とし寵  
 幸ならぶものなく稱して美福門院といふ保延五年五月美福門院皇子を産  
 ひ名づけて體仁親王といふ法皇の鍾愛いふばかりなく美福門院の寵幸更  
 に一層の重きを加ふ。

げに女子と小人とは養ひ難きかな吉より後宮の愛過ぐる時は禍亂之れ  
 に伴ふ美福門院既に法皇の寵を一身に集めて言ふ所聽許せられざるなし。  
 即ち法皇に乞ふて曰く早く體仁親王をして皇位に即かしめよと蓋し速か

に其の子の天皇たるを見て、天皇の母たりてふ虚榮心の満足を得んと欲するに過ぎず。法皇固より之を拒む能はず加ふるに、崇徳天皇は法皇の見て以て子とせざる所にして、最愛の女御の勸誘に抵抗して、其の地位を擁護せんとするに、兩者の間餘りに疎隔したりしなり。法皇遂に美福門院の請を容れ生れて僅かに三歳なる體仁親王を立て、皇太子とし、天皇に逼りて即日位を譲らしめんとす。崇徳天皇慨然として曰く、何ぞ相促すの急なると、然れども法皇の心既に決し、之を拒むの、天皇の身に利あらざるを知る、且つ又た、法皇の命に依りて百官既に朝に在り、禪讓の儀を備へて、天皇の入御を待つ。崇徳天皇遂に已むを得ずして位を譲り、體仁親王帝位に即く、之を近衛天皇とす。崇徳天皇年齒尚ほ壯而して皇太子は僅かに三歳なり、他日を待つて讓位の事あるも、猶ほ遅しとなさず、然るを鳥羽法皇其の寵幸せる女御の欸心を得んが爲めに、崇徳天皇を強ひて讓位せしむ。崇徳の憤懣知るべからざらんや。

近衛幼帝既に即位ありて、崇徳上皇は心快々として樂まず、憤恨の情遣る方なしと雖も、法皇の權力に對抗せんには、其の勢力尙ほ微弱なり、思ひは様々に惱めども、今將に如何ともすること能はず、忍耐以て時機を待つあらんのみ。

久壽二年の夏の頃、近衛天皇病あり、鳥羽法皇及び美福門院の心痛一方ならず、心の限りを盡して、其の快復を祈れども、人壽人命は天皇の權力も亦た之を如何ともする能はず、在位十四年にして遂に崩す。法皇并びに美福門院の失望落膽は、想察するに餘ありと云ふべし。

近衛帝崩する時、御年十七にして、未だ皇子なかりき、是に於て讓位問題は、また起れり、多年隠忍して時機を待てりし崇徳上皇は、思へらく己れ嘗て罪なくして廢せられ、今や天皇崩じて儲貳なし、宜しく我をして重祚せしむべし、然らずんば我が子重仁を立てしと、重仁親王賢にして、輿望あり、近衛帝の崩するに及んで、中外多く其の位に即かんことを期待せり、然かも此の讓

位問題は意外に解決せられたり朝野の期待は事實とならざりき上皇の希望は一片の煙の如くに消え去れり。

近衛帝の崩するや宮廷に奇怪なる風説を流布するものあり曰く帝の崩御は崇徳上皇の呪咀に依ると上皇平生の不懣はみな人の察する所なり而して社会は上下共に迷信に囚はれたりき風説の或は眞實ならんを思ふものもありき特に美福門院は崇徳を廢したる張本なり今や其の愛子の早世に際會しいといさへ心神惑亂せるの時なり上皇が其の愛子を呪咀したりとの風説は其の耳に入りて直ちに事實の如くに信せられたり上皇の希望の空頼めとなりしは之れが爲めなり。

上皇の弟にして近衛帝の異母兄たる雅仁親王あり鳥羽法皇の第四の皇子たり其の頃猶ほ世に現はれず垂籠めてのみ日を送り世の人も能くは知らざりしかど美福門院は寧ろ雅仁親王を立て、上皇及ひ中外の希望を排拒せんとしたり固より美福門院とておのが腹を痛めたる皇子に非ざれば

雅仁親王を愛するにあらず唯だ上皇に對する面當てに此の議を立て、法皇を懲惡したり法皇遂に之れに従ひ直ちに雅仁親王をして近衛帝の後を繼がしめ又た其の子守仁親王を立て、皇太子とす是れ即ち後白河天皇にして崇徳上皇の望み此に至つて全く絶えたり重仁をして後白河の太子たらしむるの望みさへも今は早や望む能はずなりぬ上皇憤慨激昂して怒髪天を衝く堪へにく忍びに忍びし多年の鬱憤も此に至つて爆發せんとす然かも鳥羽法皇の尙は世に在らん限りは未だ輕忽の事を起すべからず。

一一 暴風猛雨は遂に來れり

黒雲宮廷を蔽ふて陰慘の氣人をして凄然たらしむるものありしが時は遂に暴風を起し猛雨を注ぎ來れり。

春は棚引く霞に秋は立籠むる霧に泰平の姿を示して多年眠れるが如くなりし火山は此に至りて猛然として爆發したり。

憤患し、激怒し、忍耐し、我慢して心に爆裂彈を製造しつゝありし崇徳上皇は遂に宮廷に向つて之を投擲するの機會に際會したり。

後白河天皇即位の翌年四月二十七日改元して保元といふ鳥羽法皇病あり人は言ふ、去年の秋愛子近衛崩御に依りて深き悲嘆に陥りたるの結果なりと或は然らんとはいへど、生者必滅は浮世の習ひなり有爲轉變の無常の風は九重の大内とて避けては吹かざらん法皇の病は日に重く月を追ふて悪み少くぞ見えたりける美福門院の愕きや如何なりけん我も諸共に死出の旅を行かんの心にや將た法皇の病の平癒を祈らん爲めとにや六月十二日鳥羽の成善提院の御所にて落飾し外形ばかりは殊勝なる尼法師となりたりき。さはれ法皇の病は遂に平癒あらざりき。同じき七月二日御年五十四にして再び覺ぬ夢の世に入りぬ。

崇徳上皇之を聞いて以爲らく我が時至れりと先づ平和の手段に依りて自家の立脚地を固めんと欲し、急に駕を命じて宮に赴く而も宮門深く鎖し

て入る可からず命を傳へて入らんとすれば右衛門權佐藤原惟方遣詔と稱して之を拒む蓋し法皇黨は法皇萬一の後必ず斯かる事もやあらんとて豫め之れが準備を爲せるなり上皇の痛恨激怒知るべきなり是に於て上皇遂に兵力を以て皇位を争ふの意を決せり久しく上皇の頭を抑へたりし安全辨は法皇の崩御によりて切斷せられたり火山は猛烈なる勢を以て爆發し平安城裏泰平三百年の夢を攪破せんとす。

是に於て上皇左大臣藤原賴長を召して其の意を告ぐ賴長直ちに之れを賛成し兵を四方に募つて白河殿に集む。

賴長は忠實の二男なり信西を師として學び博學精通公卿比肩するものなし加ふるに才幹機略ありて豪健の氣人を凌ぎ權變の才機務を專斷す其の兄忠通は全く性格を賴長と異にし詩歌を能くし草隸に巧みなり賴長固より文學技藝を卑しめ兄忠通を嘲つて曰く和歌草隸の如き娛樂的の技能は天下の士の爲すべき所にあらずと。

已にして忠通攝政となり、頼長左大臣となる。而も異なる性格は一和すること能はず。兄弟権を争ふて、氷炭相容れず。父忠實特に頼長の才を愛して之を擁護し、常に忠通を抑へて、頼長を伸さんとする。

近衛帝の久安六年(年十二)左大臣頼長の女朋子を皇后とし、攝政忠通の女皇子を中宮とす。頼長其の女の皇后たるに依りて、政權の樞機に與からんと欲し、内覽を求む。内覽は勅令宣旨を公布發表する前に、先づ之を内覽するの要職なり。忠通聽かず。忠實之れを聞いて怒つて曰く、攝政内覽の職は余之れを奪ふ能はず。然れども、氏の長者の權は余之れを奪ふべしと。兵を遣はして忠通の第に入り、藤原氏傳家の寶器、朱器の臺盤を奪ひて之れを頼長に與へ、且つ忠通の攝政を已め、頼長をして之れに代らしむ。然れども、優美柔弱を以て特色とせる當時の公卿は、頼長に往かずして寧ろ忠通に謳歌したり。見よ、彼等は潜かに、頼長の豪健自から用ゆるを罵つて、惡左大臣と稱したるにあらずや。

頼長初め鳥羽法皇に寵任せらる。然るに、近衛帝崩じて、美福門院の崇徳上皇を疑ふ時に當り、頼長事によりて、法皇の近臣を凌辱す。近臣怒つて、頼長を讒するに、崇徳上皇の呪咀に與れるを以てす。法皇之れを信じて、頼長を惡み、繼嗣を議するに當つても、其の敵手たる忠通と謀つて、議を定め、頼長は之れを知らざりき。頼長大に憤悲して、法皇を怨み、兄弟の間ますく疎隔して遂に讎敵となり了んぬ。

「保元物語」の著者頼長の人となりを辨じて曰く、

「……賞罰勳功を別ち、政務をきりとほしにして、上下の善惡を糺されければ、時の人惡左大臣とぞ申しける。諸人がやうに恐れ奉りしかども、眞實の御心向けは、極めてうるはしくおはしまして、あやしの舍人牛飼なれども、御勘當を蒙る時、道理を立て、申せば、こま／＼に聞こし召して、罪なれば、御後悔ありき。又禁中陣頭にて、公事を行はせ給ふ時、外記官吏等を諫めさせ給ふに、過たぬ次第を辨へ申せば、我が僻事と思し召す時は、忽ちに

折れさせ給ひて御意状を遊ばして彼等に給ふ恐れをなして給はらざる時は我がよく思し召す意状なり只給はり候へ。一の上の意状を以下の臣下取り傳ふる事家の面目にあらずやと仰せられければ畏りて給はりけるどかや誠に是非明察に善惡無二におはします故なり世も是をもてなし奉り禪閣殿下忠實も大切の人に思し召しけり。

と蓋し思ふに彼れは竹を割るが如き性質の男にて女々しき方にはあらざりき而も自家の才學を誇りて動もすれば他を排擠せんとするは彼れの失なり要するに彼れは淡泊なり素樸なり腹黒き男にあらず而も淺見なり短慮なり深謀遠慮以て大事を成すの人にあらず。

崇徳上皇既に大事を決行するの意を定め給ひ共に與に大任に當るの士を求む左大臣頼長が鳥羽法皇の寵を失し且つ後白河擁立の議にも與からずして心大に含む所あるは兼てより知る所なり是に於て上皇一夜密かに頼長を召して語つて曰く九五の位に上るは賢を以て先とすべし天智が孝

徳の皇子等に先んじて齊明の後を承けたるが如き仁明嵯峨の第二皇子を以て淳和の皇子等を措きて淳和の後を繼ぎたるが如き以て鑑とすべきに非ずや我が身德行なしと雖も幸に十善の餘黨によりて萬乘の寶位を忝うするを得たり治國安民の術未だ大に施すに暇あらずして三歳の近衛に位を讓るの止むべからざりき當時既に之れを以て奇怪の事と思へり我が子重仁は中外の共に望みを屬する所なり近衛の崩するや我れ思へらく重仁こそ其の後を繼ぐべけれと然るに法皇は其の與黨と共に議して文にもあらす武にもあらざる雅仁を以て其の繼嗣と定めたり其の爲すところ何ぞ傍若無人なるや然りと雖も法皇の尙ほ世に在る間は力なくして二年の春秋を忍びぬ今や法皇既に登遐して天下に憚る所なし彼の朝廷の頑迷を撥破して天下の大權を掌握せんこと此の好機を逸す可からず汝我が爲めに一撃の勢を惜む勿れ事成らば汝に酬ふる所もまた大ならんと頼長双手を擧げて之れに賛同し上皇に勸めて密かに檄を四方に飛ばし急に兵を集め

て、以て敵の機先を制せんとす是れ實に法皇崩御の後七日の事なり。  
 一面に於ては崇徳上皇の美福門院及び後白河天皇と權を争ふこと此の  
 如きあり他面に於ては頼長の忠通と權を争ふこと此の如きあり而して久  
 しき太平に依りて養成せられたる積弊を打破せんと欲する時運の要求あり  
 彼の武門武士なるものも亦た久しく腕を扼して其の實力を示すべき時  
 機の來るを待てり。

果せるかな!! 火山は爆發したり。

多年泰平の夢に酔ひたりし京中の貴賤上下老弱男女すはこそ戦争始ま  
 りたれとて上を下へと騒動す。

一一一 父子八領の鎧を分つ

鳥羽法皇の將に崩せんとするや、内大臣藤原實能其の病床に咫尺して私  
 かに奏して曰く臣方今の形勢を見るに、暗黙の間實に容易ならざるものあ

り而も唯だ陛下の威徳に依り壓服せられて未だ發せざるのみ臣情ら惟み  
 るに陛下百年の後大亂の起らんこと必せり今に於て之れに備ふる所なく  
 んば恐らくは悔あらんと法皇實能の意見を以て然りとなし之れが爲めに  
 備ふ所あらんと欲して武幹あり膽勇あるの士を撰拔し源義朝平清盛源  
 義政等十人を得たり而して彼等をして誓書を美福門院に納れて緩急奉公  
 を怠らざるを約せしむ。

實能の豫言は適中したり上皇は遂に堪忍袋の緒を切れり而して左大臣  
 頼長を謀主として密かに兵を四方に募れること今は掩ふ可からざる事實  
 となりて其の由宮中にも聞えければ今は一刻も猶豫すべきにあらずとて、  
 源義朝平清盛等を召す義朝等前約を守り召に應じて直ちに高松殿に參集  
 す小納言信西南庭に於て朝命を傳へて曰く去んぬる二日法皇崩御の後未  
 だ幾日もあらざるに近國の兵士上皇の召に應じ武裝して京に入るもの多  
 しと聞く今や上皇が左大臣頼長と共に謀つて朝廷に矢を向けんとせらる

ること隠れもなき事實となれり汝等希くは一身を献げて朝家の爲めに努  
力せよと諸將唯々として命を聞く。

初め上皇の兵を起すや先づ爲義を召す思へらく其の長男義朝をも羅致  
し得べしと而も敵の機先を制せむとしたりし上皇は却つて敵に機先を制  
せられて當代第一流の武將義朝は既に行いて天皇の軍に在りき上皇は先  
づ第一着に於て失敗したり。

されど弦を離れたる矢は今更に返すべくもあらず積りに積りし鬱憤は、  
此の機を置いてまたと再び洩らすの時はあるべからず而して今度の戦ひ  
に能く義朝と拮抗して雄を争ふものを求むるに唯だ一の爲義あるのみ是  
に於て上皇の爲義を招かんと欲するの意ますく切なり使を爲義が六條  
堀河の邸に遣はして院宣を傳へしむ。

爲義院宣を得てつらく思へらく長子義朝既に天皇の召に應じて高松  
殿に行く我れ今若し上皇の招きに應せば子を以て我が敵とせざる可から

ず父子敵となつて相共に殺戮するが如きは情に於て忍びざる所なりと即  
ち固辭して曰く臣爲義家跡を継ぎ武を以て朝廷に仕へたりと雖も何  
等勳功を立てたることもなし唯だ父祖の功勞に依りて僅かに名を世に知  
られ今や辱くも上皇の招命を蒙るに至れり臣一死以て上皇の知遇に酬ふ  
べきなり然りと雖も臣が合戦の道に暗きは上皇の夙に知る所なり嘗て少  
壯にして義綱を甲賀山に降し栗子山に南都の大衆を破りし事ありしと雖  
も唯だ朝廷の威に依り少年の客氣に乗じて無謀の勇を奮ひしに過ぎず堂  
々たる帝王の軍に將として一方の任に當るが如きは臣が能く堪ふる所に  
非ず加ふるに齡將に七旬に垂んとして老羸復た平昔の血氣の勇さへも存  
せず故を以て既に高松殿よりも屢々招命を受けたれども病に托して之を  
辭せり且つ又た今度の軍に加はらんには臣が心を痛むる事も少なからず  
八幡宮は我が家の守護神なり臣一夜參籠して神意を伺ひ心大に悟る所あ  
りきまた臣が家に傳ふる所の八領の鎧あり名づけて月數日數源太が産衣



八龍澤海薄金楯無膝丸といふ臣過ぐる夜の夢に此の八領の鏡みな辻風に吹かれて四方に散するを見たり臣之れを察するに是れ我が一家離散の前兆なるなからんや臣私かに憂ひに堪へず希くは上皇の我を以て念となすなからんことを。

院の使更に爲義を説いて曰く足下の言ふ所はさる事ながら上皇の足下を思ふの意極めて篤し枉げて院宣を奉じ以て上皇の知己に酬ひよ若し夫れ足下の武勇を以てして取とめもなき夢中の幻影を信するが如きは足下の爲めに余が取らざる所なり足下請ふ再考せよ。

爲義また答へて曰く上皇の深意臣深く感銘す希くは臣が兒等をして臣に代らしめん乎爲義が子供の中には長男義朝こそ最も智略に長じたれ彼れ坂東に育ちて其の武を練り部下の將士また勇者に富む然かも今は既に天皇に召されて宮中に在り餘子多くは凡庸大將の器にあらず獨り八郎爲朝力も人に勝れ弓も普通に越え數年九州に在りて征戰を事とし實戰に長

ず年齒少しと雖も或は用ゆるに足らん今は彼れ臣が老耄朝廷に罪を得たるを憂へ身を以て臣に代らんと欲して來りて京に在り上皇もし彼れが罪を赦して軍陣の事を命じたまはし臣が家の光榮なりと。

院使白河殿に歸りて爲義の意を上皇に傳奏す上皇更に使を遣はして爲義を勸誘す其の意甚だ剴切なり是に於て爲義上皇の知己を感じ頼賢頼仲爲宗爲成爲朝爲仲等六人を率ゐて白河殿に赴く。

家を出づるに臨み爲義諸子に謂つて曰く今度の合戦我れ生きて還らずと即ち重代の鎧を出して諸子に着せしめ己れも亦た薄金を着る獨り爲朝驅幹長大にして之を着る能はず源太が産衣と膝丸とは代々嫡男に傳へたれば使に持たして之を義朝に贈る源氏傳へて云ふ此の膝丸てふ鎧は牛千頭の膝の皮を取りて威したるものなれば中の精や入りけん常に現じて主を嫌ひぬ故に塵などを拂はんとする時にも必ず精進潔齋して而して後に取り出すを例としたりと誠に稀代の重寶なり今や爲義之れを其の長子に

贈る其の心情や如何なりけん義朝之れを受けて、また如何の感慨やありけん父は上皇の知己に餘儀なくせられて、其の軍を助け、子は誓約を守りて、朝廷の急に赴く父子敵となりて、戰場に見えんとするも、唯だ武人たるが爲めなり此の故に彼等は唯だ其の武を恥しめざれば足れり父を悪んで敵となるに非ず、子を受せずして讎となれるに非ず、若しも父子戰場に相面することあらんか、彼等は既に武人として相對したるなり、此の時に當つてや、彼等は唯だ其の武士たるの面目を保たんとするのみ、而も父子として相對する時に於ては、父子の情愛なからざらんや、爲義の義朝に傳家の鎧を贈るや、其の家名を傳ふの誠意を見るのみならず、亦た以て、其の間に子を思ふ情緒の纏綿たるものあるを見るべし。

斯くて爲義其の六子及び部下の兵士を率ゐて、上皇の軍に投ず、上皇の喜び知るべきなり、是に於て、上皇能登守家長をして、御感斜ならざる叙慮の程を傳へしめ、即時に近江國伊庭の莊及び美濃國青柳の莊を賜ひて、判官代に

補し、且つ御劔鶴の丸を賜ふ、鶴の丸は白河帝の時より皇室に傳へられて、傳奇的の歴史を有する寶刀なり、白河上皇嘗て神泉苑に幸して、鶴飼を観る數多き鶴の中に、特に逸物を聞えて、魚を捕ふるに最も巧みなる鶴ありき、此の鶴水底深き所より、長さ二三尺許りなる何物かを嘴に喰はへては上らんとして、半途に取落すこと數回なり、上皇を始めとして、陪從の觀者皆な之れを怪みたりしが、四五度にして遂に喰はへて上れり、取りて之れを見れば、長覆輪の太刀なり、觀者みな奇異の思ひを爲せり、上皇以て天下の靈劔となし、鶴の丸と名づけて、之れを秘藏す、白河之れを鳥羽に傳へ、鳥羽又た之れを崇徳に傳へたりしが、今は遂に之れを爲義に賜へり、爲義の榮譽此上なりと云ふべし。

一三 長袖馬んぞ兵を知らんや

爲義父子既に上皇の軍に投じ、平忠政亦た上皇の招きに應じ、其の兒等を

率ゐて至り源頼憲も亦た至り上皇の軍容大に振ふ。  
是に於て左大臣藤原頼長諸將を集めて戦ひを議す爲朝も亦た其の座に  
列なる。

爲朝當年十八歳其の年齒よりすれば未だ一個の若輩たるに過ぎずと雖  
も其の身長七尺尋常の鎧は身に合はぬといふ程の體格而も人を人とも思  
はぬ面魂其の威風堂々として諸將爲めに顔色なし其の勇名は兼てより宮  
廷にも響き渡つたれば如何なる男ならんと殿中の人舉つて眼を爲朝の一  
身に注ぐ。

頼長諸將に向ひ策戦に關する意見を述べんことを求む諸將相見て未だ  
答へざるに先だち爲朝席末より進み出で、策を立て、曰く爲朝久しく鎮  
西に在つて屢ば九州の諸豪と戦ふ大戦二十餘回小戦二百餘回にして以て  
諸豪を服せしむ年少しと雖も實戦の經驗に於ては諸將に比して一日の長  
たるなきを得ず爲朝が數十百回の經驗によりて之れを考ふるに小を以て

衆を討たんには夜攻をなすを以て最も我れに利ありとす故に今夜直ちに  
高松殿を襲ひ敵の虚に乗じて其の三回より火を懸け其の一面を要せば矢  
を恐れんものは火を通るべからず火を遁れんものは矢を免かるべからず。  
高松殿に參集せる諸將の中に稍や能く戦はんものは獨り爲朝が兄義朝あ  
るのみ而も全軍既に亂れたるに當りて彼れ將た何をか爲さん爲朝が一矢  
之れを斃さんこと難きにあらず平清盛輩が如きに至つて爲朝が鎧の袖に  
て拂ひ蹴散らして之れを破らんのみ軍既に破れて猛火ますく炎々たら  
ば乘輿必ず出でざるを得ず爲朝矢を其の從兵に加へて之れを追散らし乘  
輿を此に徙して上皇を彼に奉じ再び上皇の御代に返さんこと掌を反すが  
如くに易からん左大臣にして若し此の策を用ゐ爲朝をして此の任に當ら  
しめば今度の戦ひ多くの兵を用ゐず多くの矢を費さずして勝算目前に在  
り即ち爲朝が矢を放つこと二三にして東方未だ白けざるに大事を成さん  
こと何の疑ひかあるべきと四邊に憚る所なく思ふが儘に其の意見を陳述

頼長之れを聞き終つて曰く、爲朝の言ふ所甚だ亂暴なり、爲朝年少にして  
 氣を負む其の意氣は甚だ壯なりと雖も、其の説く所はみな田舎武士との私  
 闘に過ぎず、僅かに十騎二十騎の手兵を以て相闘ふに於ては、夜討も或は可  
 ならん、今や兩帝一國を争ひ、各々源平精銳の衆を盡して相對す、當に堂々の  
 陣を張りて相戦ふべし、鄙人私闘の例を以て安んぞ帝王の戦ひに施すべけ  
 んや、且つ又た南都興福寺の信實玄實等上皇の召に應じ、僧兵千餘騎を率ゐ  
 て、今や其の途上に在り、吉野十津河の法師にして、指矢三町、遠矢八町と稱せ  
 らるゝ勇者と共に、今夜宇治に到着し、明旦將に京に入らんとす、之れを待つ  
 て、軍容を整へ、正々堂々として高松殿に迫るも、未だ遅しと爲さず、且つや院  
 司の公卿にして、尙ほ未だ二心を抱くものなしとせず、若し彼等の中に於て、  
 密かに款を高松殿に通ずるものあらば、大事或は小事の爲めに破れん、故に  
 明朝を待つて、彼等を招集し、來らざるものあらば、首を刎ねて、軍陣の首途に

せり。

血祭に供せん斯くて、兩三人を誅戮して、犧牲に供し、以て我が軍の威武を示  
 さば、他は恐れて速かに參集せん、凡ての準備成りて、然る後に、旗鼓を進む、豈  
 に堂々たる帝王の軍にあらずやと、其の才學を振舞はして、いと誇り面に見  
 えたり。

爲朝が之れを聞いて、面惡しと思ひしは、其の平生の氣象に見るも、蓋し推  
 察するに餘りあり、思ふに、彼れは必ず頼長の言に對して、反駁する所ありし  
 ならん、而も其の言ふ所は、遂に聞かれざりき、爲朝議席を退いて、私かに罵つ  
 て曰く、彼の長袖博學といふと雖も、焉んぞ兵を用ゆるの法を知らんや、用兵  
 の事は、當に用兵の法を知れるものに任すべきに、彼れ徒らに賢者振りて、將  
 に大事を誤らんとす、吾兄義朝は、能く武を知るものなり、思ふに、彼れ必ず我  
 が爲さんと欲する所を爲さん、彼れ其の精銳を擧げて、逆まに此方に押寄せ、  
 風上より火を放たば、我が軍、明朝を待たずして、敗れん、吉野の法師も、奈良の  
 大衆も、遂に何の用をか爲さん。

爲義も亦た策を進めて曰く本宮の四壁薄弱にして周溝また甚だ淺し據つて以て敵を禦がんとするには其の設備餘りに單純なり而して我が兵も亦た甚だ寡少なり寡兵を以て此を保つは策の得たるものに非ず上皇宜しく奈良に幸し宇治橋を撤して之れを守るべし不幸にして我が軍利あらずんば更に關東に幸するも可なり若し然らん時には爲義關東の家の子郎等を誘致し大軍を催して都に攻め上らん爲義私かに之れを籌るに輿を奉じて宮闕に復らんこと決して難事に非ずと然かも京城華奢の空氣に生長して太平の長き夢を貪りたる大宮人は關東僻遠の地に流浪せんこと思ひもよらず頼長は又た爲義の献策をも用ひざりき爲義退いて人に語つて曰く我れ死所を知らずと。

是に至つては爲義もせん方なく諸將を部署して東西の諸門を守る平忠政源頼憲等二百餘騎を以て東門を守り爲義其の諸子を率ゐて西門を守る。而して其の兵力は百餘騎に過ぎざりき。

一四 我は鎮西八郎にて可也

此時に當り高松殿に於ても上皇の軍に對するの策戰計畫をさく怠る所なかりき關白藤原忠通等議しく曰く殿内狹隘にして軍隊の進退恐らくは不自由ならん若かず東三條殿に遷りて以て策戰の本據となさんにはど。是に於て俄かに惣を命じて御白河帝を東三條殿に奉ず關白忠道を始めとして文武百官之れに扈從して行く。

次に速かに決せざる可からざるは如何にして敵を破るべきかの問題なり進んで敵を攻撃せん乎退いて防禦せん乎忠通等の評議區々にして未だ決する所あらず源義朝此の時既に禁内に在りて朝命を待しが衆議の容易に決せざるを見て獨り私かに思へらく斯の如くんば或は遂に機を失せんと數ば之れを促がす。

已にして詔あり義朝を階下に召し小納言信西をして計を問はしむ義朝

對へて曰く敵の不意に出で、勝を一舉に期するは夜討を以て最も利ありとす。義朝密かに敵の軍容を察するに、猶ほ未だ大に振はず。然かも南都の僧兵千餘騎、吉野の法師原と共に、今や進軍の途上に在り。義朝斥候を放つて、之を偵はしむるに、明朝或は京に入らん。夫れ兵は神速を貴ぶ。南都の僧兵未だ至らず。敵の勢力未だ大ならざるに於て、之れを討たば、必ず奇捷を博せん。希くは清盛等をして内裏を守護せしめ、義朝をして今夜直ちに白河殿に向はしめよ。義朝一死以て勝負を決せん。

信西之れを忠通に傳へ、再び還りて忠通の意を義朝に傳へて曰く、義朝の策尤も然るべし。抑も詩歌管絃の道は、我が家の職とする所にして、常に學習を怠らず。雖も尙ほ且つ未熟たるを免れず。況んや武藝の道に於てをや。此の故に兵を用ゐるの道は、汝に一任せん。汝宜しく機に臨み、變に應じて、謀計をめぐらすべし。誠に汝が言ふ所の如く、先んずる時は人を制し、後るれば人に制せらる。今夜直ちに發足して、白河殿に向はんこと、眞に臨機の策と謂ひ

つべし。然かも清盛等を留めて禁中を守護せしめんことは、必ずしも其の要あらず。凡そ武士たらんものは、みな行いて攻撃の爲めに努力すべし。敢て私憤を洩さんと欲して、弓を朝廷に引くもの、如何でか其の志を達することを得んや。汝ち早く凶徒を討滅して、歡慮を安んじ奉らば、必ず昇殿を許さん。

義朝謹んで對へて曰く、義朝が力のあらん限りは、奮戦力闘して、以て朝命に酬ふる所あらん。然れども、武臣の國難に赴くや、豫め生還を期せず。請ふ、今生の思ひ出に、義朝をして先づ賜を拜せしめよ。義朝直ちに衣を擗げて、殿上に昇る。信西驚いて之を制し、さて奏して曰く、義朝の曾祖父嘗て昇殿を許さる。而して其の父は尙ほ未だ許されず。子を以て父に先だつは、倫常の許さる所にあらざるなきかと。詔して曰く、敢て義朝が輕忽の罪を問ふこと勿れ。義朝朝恩の深きに感奮しておのが營に還る發せんとするに、臨み鞭を車傍に繋いで、部下に語つて曰く、我にして若し戰死せば、誰か能く我が昇殿を得たるを知らん。其の意氣や賞すべく、其の雅氣や愛すべし。

見ずや、當時文臣の官位狼りに高くして、武臣は唯だ其の願使に任せしことを、又た見ずや、武臣の官位榮爵を熱望することの甚だしくして、昇殿を許さるゝの名譽は大將東郷が一躍して大勳位伯爵に叙せられたるにも比すべかりしことを、されば天慶のむかし、平將門が檢非違使を得ずして、遂に反を謀りしが如き、必ずしも奇怪の事にはあらざるべし。

已にして、義朝命を奉じ、選兵四百を以て、白河殿に向ふ、平清盛も亦た其の子重盛等を率ゐて之れに赴く、其の兵凡て數千人なり、夜陰に乘じ、肅々として北を指して進む時は、保元元年七月十日の夜半も過ぎて、草木も眠るてふ丑の刻にやありけん。

上皇の謀者歸りて之れを報じて曰く、敵の軍隊既に寄せ來ると、果然！爲朝の豫言は適中したり、爲朝之れを聞いて、晒つて曰く、爲朝が繰返して言へるは、正に此の事あらんを豫想したればなり、家兄の此に出づる、固より其の所なりと。

頼長之れを聞いて、爲朝の或は我が用を爲さざらんことを恐る、遽かに拜して、藏人と爲す、爲朝命を拒んで曰く、此の危急の時に際して、左大臣は何事を爲さんとはするぞ、敵既に近く寄せたれば、之を防ぐの策をこそ講すべけれ、何の暇あつてか、敢て無用の叙任を爲す？爲朝は藏人に任せられたれば、とて、有難くも、嬉しくもなし、我れは唯だ鎮西八郎にて可なり矣と、固辭して拜せず。

見よ、兄は昇殿を聽かれて喜び、弟は藏人を拜して受けず、是れ必ずしも昇殿を聽さるゝの當時の武士に取りて、大名譽たり、藏人に拜せらるゝの、然かく重要な地位にあらざりし爲めには、あらず、兄は其の策戦を採用せられて、意満ち氣躍るの時なり、弟は其の建策を排斥せられて、意平かならず、氣鬱するの時なり、兄は從來多くは順境に生長して、更に順境に向つて進まんとするの志あり、弟は幼より腕白に育ちて、氣の向ふ所意の欲する所に向つて馳突し來れり行くも止まるも、活くるも死ぬるも、自由なる意志の自由に命す

るがまゝなり腕白は爲朝の生命なり彼の長袖の頼長如何で腕白の爲朝を動かし得んや。

此の如くにして頼長は鎮西八郎の爲めに其の面目玉を踏み潰されたり。而もそは當然の因果たらざるを得んや彼れ多少の才學を鼻に懸けて人を見るの明なく人を用ゆるの度量なし彼れが無用の遊技と嘲りたる歌詠みの兄忠通は其の度量寧ろ寛宏にして能く義朝に聞き敵の機先を制するこゝとを得たり是れ頼長が一敗地に塗れ忠通が一舉にして全勝を得たる所以なり否な上皇の軍が敗れて天皇の軍が勝ちし所以なり頼長にして若し爲朝の策を用ゆるの明敏と度量とを有したらんには勝敗地をかべて歴史の面目を一變し我が爲朝をして更に大なる活劇を史上に演せしめたるやも未だ知るべからず然るを彼の長袖終に天下の大事を過まれり今にして之れを思ふも如何に口惜しき次第ならずや。

一五 爲朝の一矢清盛を走らす

さる程に源義朝平清盛等數千の軍兵を率ゐて白河殿近くに押寄せ十一日の曉近き暗を破つて関の聲を擧げたり。

白河殿に於ては爲義以下の諸將各々固めたる門を開き將に攻撃軍に向つて馳突を試みんとす。

茲に父爲義に従つて西門に在りし四郎左衛門頼賢は八郎爲朝と先陣を争ひ口角沫を飛ばして激論し既に珍事に及ばんとす頼賢曰く我は兄たり誰か我れに先せんやと爲朝曰く戰場に臨んで何ぞ兄弟を論せん唯だ勇武あるのみと然かも爲朝は遂に自から屈したり思へらく我嚮きに諸兄を凌辱して父の不興を買へり豈に過ちを再びすべけんやと即ち其の不遜を謝して曰く家兄請ふ先鋒たれ唯だ希くは我れをして勁敵の當り難きに向はしめよ敢て先陣と後陣とを論せずと我が鎮西八郎爲朝が眞面目の躍如



として言辭の外に浮動するを見ずや。  
頼賢之れを聞きも終らず真つ先き驅けて西の河原に突進したり此の日  
頼賢紺叢濃の直垂に例の八領の鎧の一なる月敷の栲葉色の唐綾にて威し  
たるを着二十四差したる大中黒の矢を負ひ重藤の弓を弓手に取りて桃花  
毛の駒にゆらりと跨り大音聲に呼ばはりて云ふ様我こそは六條判官爲義  
が四男前左衛門尉頼賢なれ此に寄せたるは何人ぞ速かに來りて勝負を決  
せよと。

時に加茂の流れを隔て、向岸に大聲あり曰く下野守義朝の郎等相模の  
國の住人須藤刑部丞俊通子息瀧口俊綱大將の命に依つて先陣に在りと頼  
賢之れを聞いてさては我が一家の郎等なるか我が矢を受けて見よと言ひ  
つ向岸の黒影を認めて相續いて二矢を放つ暗中誰とは知り難けれど矢面  
に進みし二騎馬上より落つるを認めたり。

茲に先づ戰鬪は開始せられたり兩軍相對して盛んに矢を飛ばす頼中等

もまた頼賢を助けて奮闘す義朝は最初の矢合せに郎等を射させて大に怒  
怒し自から陣頭に進んで之れに酬ふる所あらんとしたりしが鎌田次郎正  
清齋を扣へて之れを諫止し自から義朝に代つて陣頭に現はれ大に頼賢等  
と戦ふて之れを撃退す。

安藝守清盛は二條河原の東堤の西に向つて陣したりしが其の麾下の精  
銳五十餘騎先陣に進んで西門の一方に向ふ其の將伊藤景綱陣頭に躍り出  
で、呼んで曰く茲に控へたる敵の大將は何人ぞ我れは安藝守清盛の郎等  
伊勢の國の住人古市の伊藤武者我に續けるは同じき伊藤五伊藤六なりと  
此方に控へたるは我が鎮西八郎爲朝なりき。

爲朝此の日の扮装は紺地に色々の絲を以て獅子の模様を縫つたる直垂  
に例の八領の鎧の一なる八龍に似せて白き唐綾を以て威したる鎧の直垂  
と同じき獅子の金物打つたるを着し三五五寸の太刀に熊の皮の尻鞘入れ  
たるを帯び五人張りの弓の長さ七尺五寸なるを真中取りて三十六差した

る黒羽の矢を負ひたり天晴れ凜々しき武者振り百萬の大敵を眼前に置いて微懼ともせぬ大膽不敵の豪のものとぞ思はれける。

爲朝此の時白蘆毛なる馬に金覆輪の鞍置いて乗つたるが、驅け出で、景綱に答へて曰く、我れは清和天皇の後裔八幡太郎義家が孫六條判官爲義が八男鎮西八郎爲朝なり、汝が主人清盛をだに、我が敵とするに足らず、況んや汝が如き末輩速かに引き退くべしと。

景綱曰く、郎等末輩なればとて戦陣に臨み戦はずして退くの道理なし、況んや我が身郎等たりと雖も、伊勢の國鈴鹿山の強盜小野七郎なるものを搦め捕つて、公家にも名を知られたる景綱なり、此の矢受けて見よとて、能つ引いて射る爲朝少しも騒がず、汝我が敵に非ずと雖も、汝が詞の優しきに愛でて、爲朝が矢一つ給はらん、之れを受けて、今生の思ひ出にせよと、三年竹の節近なるを山鳥の尾を以て矧ぎたる矢に、七寸五分の丸根の鐵を食はせたるを、手頃を計つてひようと放てば、眞先に進める伊藤五が胸を射通し、餘勢を

以て伊藤六が射向げの袖を貫く、伊藤六此の矢を取りて、清盛に見えて曰く、是れ八郎爲朝が矢なり、五郎は一矢にして倒れぬ、是れ凡人の所爲に非ずと。景綱曰く、彼れが祖義家後三年の戦ひに、其の弓勢の程を試みんとて、革能き鐵三領を重ね樹枝に懸けて、之れを射通したれば、見る人舌を巻いて、鬼神と稱したりと傳へ聞きしが、今や眼前に於て、此の弓勢を見る誠恐るべきの若武者なりと、平家の軍勢之れを聞いて懼れざるものなし。

清盛も亦た之れを聞いて大に懼れ、部下の將士に語つて曰く、清盛命を受けて此の門に向へるに非ず、更に他の門に向つて進まんと欲す、何れの門か可なる？兵士みな曰く、北門は此より遠く距れり、北門に向ふ可ならんと、清盛曰く、然り、汝等が言ふ所の如し、今や夜も將に白けんとす、夜明けて後小勢に避身して退くと、人に見られなば面目なからん、夜の明けぬ間に、北門に向へとて退却す。

時に清盛の嫡子中務少輔重盛は、當年十九歳なりしが、赤地の錦の直垂に

深淵威の鎧を着、白星の兜を被り、二十四差したる中黒の矢を負ひ、二所藤の弓を携へて、黄土器毛なる馬に跨り、我が軍の車法なる様を見てありしが、今は堪へかねて、大聲衆を叱咤して曰く、我等は救命を奉じて、敵に向へるものにあらざるや、當に一命を賭して奮戦すべきなり、今や敵の一矢に恐れて戦はずして退却せんとす、何等の車法ぞ、我と思はんものは、來りて我れに従へど、馬を馳せて、將に爲朝の陣に向つて突進せんとす、清盛士卒をして強ひて之れを制止せしむ、重盛今は止むことを得ず、衆と共に、父に隨ひ、京極を上りて、春日表の門に向ふ。

大將清盛が彼れが如く怯懦なるにも似ず、更に一個の豪の者ありき、山田小三郎即ち是れなり、彼れは「一方破り」と稱せられたる猪武者なるが、我が軍の一戦もせず、退却するを見て、憤懣に堪へずして曰く、敵の矢一筋に恐れて退陣するは如何にも殘念の至りなり、たとひ音に名高き八郎が矢なりとて、小三郎が鎧を射通し得んや、我が家五代十五回の戦場に出で、我れも亦た屢

ば敵と戦へども未だ會て鎧の裏をかゝせたることなし、見よや人々、八郎が矢一つ受けて、子孫百代の物語りにせんと、馬に鞭ちて駆け出づるを同僚無益なりと制すれども、山田の小三郎聞かばこそ、一たび言ひ出したることは、遂げざれば止まぬ男とて、唯だ後日の證人にせんとて、一人の下人を俱し、單騎爲朝の陣に向ひて、名乗りを擧げて曰く、我れは安藝守清盛の郎等、伊賀の國の住人山田小三郎伊行とて、生年二十八歳なり、堀河院の嘉承三年對馬守義親追討の折柄、先陣して功名手柄を現はしたる、山田莊司行末が孫にして、山賊強盜を捕へたること、數を知らず、數度の戦場をも經來れるものなり、音に聞えたる八郎君に見參せん。

爲朝其の聲に應じ、馬を乗り出して曰く、鎮西八郎此に在りと而して咄嗟の間思へらく、彼奴必ず矢を放たん用意して、我れを待つならんよし、一の矢をば射さするも可なり、二の矢を交ん所を射て落さん、に何の難きことかあらんと、果然小三郎が引き設けたる矢は、飛鳥の如く飛び來つて、爲朝が弓手

の草摺を縫ひさまに射切つたり小三郎は失敗つたりと更に二の矢を交  
 んとする所を爲朝能つ引いて射たりし矢小三郎が鞍の前輪より鎧の草摺  
 を尻輪にかけて射通し矢先三寸餘りぞ見えたりき小三郎たまらずして眞  
 逆様に馬より落つれば鞍は鞍に留まりながら馬は河原の方へ逃走せり下  
 人は急いで主人を肩に引つ懸け味方の本陣さして逃れ去れり。  
 斯くて寄手の兵は爲朝が手腕の實に天魔鬼神とも云はるべきを見て畏  
 怖恐懼に堪へずしばしが程は此の門に向ふものなかりき。

一六 爲朝の大箭義朝を驚かす

已にして夜はほのくど明け初めたり適々主なき放れ馬あり奔つて義  
 朝の陣に入る部將鎌田政家士卒をして之れを捕へしむ碧血鞍壺を染め前  
 輪を破つて尻輪に留れる鐵巨鑿の如し政家之れを取りて義朝に示して曰  
 く是れ八郎君の爲すところなりと義朝曰く八郎今年十八歳なり其の力量

未だ此の如くならざらん恐らくは彼れ敵を威嚇せんが爲めに詐り設けて  
 此の悪戯を爲すに非ざるなきが汝試みに行いて之れを驗せよと。

是に於て政家百餘騎を率ゐて爲朝が守れる西門に向ふ政家眞先に驅け  
 て呼んで曰く我れは下野守義朝の郎等相模の國の住人鎌田次郎政家なり  
 いで八郎君に見参せんと爲朝さては我が一家の郎従なるか將軍爲朝の矢  
 面に立たんは無禮なり疾く退けといふ政家昔は固より主君たりき然かも  
 今は兇徒なり主君に向つて弓を引くにあらず違勅の賊徒に向つて矢を放  
 つなり我が軍の勇士奮闘して功名せよと言未だ了らざるに政家射て爲朝  
 の甲に中つ爲朝大に怒り甲上の矢を引抜いて投擲しく曰く汝が如き下郎  
 に向つて矢を放つは惜しいで手取りにせんと馬を馳せて政家に迫る須藤  
 家季等二十八騎之れに従ふ其勢ひ阿修羅王の荒れたらんが如し政家長懼  
 して退却す爲朝弓を小脇に搔い込み大手を廣げて何處までも追つ駈け  
 たるが願みて西門の守備の程を思へばまた心許なし父は心こそ武くはあ

れど既に年老いたり諸兄に至つては、口にくそ大言を吐けど、真逆の時の頼みにはならず彼の小勢にて敵を引受け、西門の守りを破らるゝこともやあらば悔ゆとも及ばずとて、中途にして引き返す。政家は幸にして虎口を逃れ、義朝の陣に歸つて曰く、我れ坂東に在つて、屢ば豪傑と闘へりと雖も、未だ會て斯の如き猛烈の敵に逢へることなし。八郎君の追撃し來るや、恰かも雷電の天上より落下し來るが如しと。

義朝曰く、汝等八郎が名を聞いて、既に畏怖の情あり彼れをして益々其の勇名を成さしむるのみ。八郎筑紫に成長して、船中に遠矢を射ることは或は之れを知らん。徒立の軍は、彼れが尙ほ未だ熟せざる所なり。若し夫れ馬上の業に至つては、彼れいかで坂東武者に及ばんや。汝等疾く行いて、八郎を生擒し來れど、蓋し是れ大將義朝が衆を激勵するの言なり。思ふに義朝と雖も、其の心中に於ては、爲朝の實力を見て、大に驚嘆する所ありし歟。衆義朝に勵まされて、大に憤激し、相模國の住人須藤俊通其の子俊綱、海老

名季定、秦野延景等二百餘騎、轡を並べて義朝に隨ひ、爲朝の後を追ふて突進せり。爲朝莊嚴院の西裏にて敵の追撃し來るを見、再び馬首を返して奮戦激闘す。

此の時義朝赤地の錦の直垂に黒糸威の鎧を着、鉞形打つたる兜を戴き、黒馬に黒鞍置いて乗つたりけるが鞍上に突立ち上り、大聲疾呼して曰く、清和天皇九代の後胤、下野守源義朝、勅命を奉じて討手に向へり。蓋んぞ速かに來つて降を請はざる乎と爲朝對へて曰く、嚴父爲義院宣を蒙りて、我が軍に將たり。鎮西八郎爲朝其の名代として此に在りと。義朝曰く、汝は我が末弟八郎なるか。汝何ぞ兄に向つて弓を引くや。我れは兄にして勅命を奉ずるものなり。汝若し禮を知らば速かに來り降れ。爲朝曰く、阿兄にして勅命を奉ずると曰は、父は院宣を蒙れり。我れ未だ其の何れか是なるを知らず。且つ夫れ兄に向つて弓を引くと、父に向つて刃を加ふると、何れか是なる何れか非なる。義朝語窮せるにや、將た思ふ所ありしか、復た再び言はず。

義朝の部下は名にし負ふ關東の荒武者なり爲朝の從士はみな西海に於て百戦を経來れる剛の者なり關東の荒武者募地に撃つて懸れば西海の勇士火花を散らして之れを撃退す一以て十に當らざるなし然かも敵は味方の十倍なり若し退路を断たれたらんに父が西門の守り恐らくは破れん爲朝之れを憂へ遂に門内に退く敵勝ちに乗じて門外に肉薄し來る爲朝門内より敵軍を望めば大兵にして肥馬に跨り突立ちて士卒を指揮し督勵する義朝が内兜正さに我が強弓の標的たり直ちに大箭を注ぎ將に放たんとして忽ち之れを舍く思へらく父兄潛かに相約する所あつて勝敗互に相救護せんとするに非ざるなきかと

戦ひは漸く激烈となりぬ敵は幾回となく新手を入替へて門内に攻め入らんとす爲朝小勢を以て能く之れを拒ぎ敵をして一步も門内に入らしめず

時に敵の勇將齋藤實盛其の弟實員片桐景重并びに須藤俊通其子俊綱等

新たに精銳を盡して突進し來る爲朝の陣よりは悪七別當手取の與次高間三郎同じき四郎吉田太郎以下名を得たる勇士の面々死を決して之を防ぐ中にも手取の與次は片桐景重を目懸けて撃つて掛れば景重心得たりと奮戦數合に及ぶされど與次は若武者なり景重は老武者なり景重遂に戦ひ疲れておはや與次の獲る所とならんとしたる一刹那秩父行成が放つ矢に與次が馬手の草摺のはづれを射たりしかば與次は止むことを得ず敵を捨てて退却したり

兩軍の激闘此の如くにして未だ容易に決すべくもあらず爲朝此の時家季を召して語つて曰く敵は衆我れは寡若し矢盡きて接戦の止むなきに至らば一以て百に當るの勇はありとも終には我が軍の敗とならん坂東武者の習ひ將軍背後に立つて之れが指揮を爲さば一人として死を恐るゝものなしたとひ親は死しても子は之れを顧みず子は撃たれても親は之れを顧みず死屍を踏み血河を涉つて唯だ猪進するのみされば一將を退くる

は萬卒を退くる所以なり。いでや義朝が甲を射て先づ其の魄を凝はん。餘卒之れを見れば自から潰走せんのみと家季曰く可なり。然かも誤るなきを得んや。爲朝曰く我れに確信あり。汝唯だ我が爲す所を見よ。

義朝は尙ほ馬を莊嚴院の門前に立て、頸りに部下を督勵しつゝありき。爲朝遙かに之れを望み例の大箭をば他くまで引き絞つて、ひようと射る。果して思ふ矢壺を誤らざりき。箭は飛んで義朝が甲の星を射通し、其の餘勢を以て背後の門扇を穿てり。

不意に飛び來りし飛箭に甲を射られて、流石の義朝も大に驚き馬を前めて呼んで曰く、八郎が術未だ精と爲すに足らず。爲朝曰く、思ふ所ありて然るのみ。阿兄もし許さば、更に第二箭を飛ばさん。障子の板か、梅檀杖走りか、胸板の真中か、草摺ならば、一の板にても、二の板にても、唯だ阿兄の命の儘なりと。

爲朝直ちに箭を取つて弦に交ふ。上野國の住人深草七郎清國主人の危からんを思ひ馬を義朝の前に走らせ、身を以て義朝を蔽ふ。清國弦に應じて倒る。

一七 爲朝二十三勇士を失ふ

義朝は清國が爲めに幸にして危難を免れたり。さすがに勇猛の坂東武士と雖も、爲朝が弓勢には一驚を喫せざるを得ざりき。然かも坂東武士は生命を知らざる荒武者なり。一箭に恐れて清盛の例に倣ふものにはあらず。更に勇を鼓して、爲朝の陣に迫り來る。

中にも、大庭景義弟景親、兩人眞先に進んで先づ名乗りを擧げて曰く、我等は後三年の合戦に勇名を轟かしたる鎌倉權五郎景政が末葉大庭平太景義と同じき三郎景親なり。我れと思はん人達は來りて共に勝負を決せよ。爲朝之れを聞いて思へらく、西國にては我が手腕を知らざるものなし。東國の兵とは今日始めて戦を交へて未だ十分に我が手なみの程を知るものなし。いでや、今度は鏑矢を射て、更に彼等が心膽を寒からしめんと即ち鳴鏑を取つて弦上に注ぐ。長さ鏑より上、十五束なり。忽ちにして矢は放たれたり。殿中に長

鳴して空を分つて飛ぶ見よ矢は景義が左の膝を切斷して併せて馬の太腹をも射通せるにあらずや馬は屏風を倒すが如くに斃れたり馬上の人は前方に轉墜したり弟景親馬より飛び下りて兄を負ふて退く敵に首を搦かれんを恐れてなり。

斯くて戦ひはますます激烈となれり。

兩軍の勇士おのゝ先を争ふて奮戦し死傷漸く多からんとす然かも死を見て歸るが如くなるは武人の習ひなり功名手柄して家名を擧げんか潔よく討死して英名を末代に残さんか何れとも唯だ運命に任かせて我れは奮闘するの一あるのみ。

茲に爲朝の部下に其の名を知られたる惡七別當は黒草威の鎧に高角打つたる兜を着糟毛の馬に乗りて敵陣目掛けて突進したりしが海老名源八驅け出で之れと戦ひ射て惡七別當が草摺のはづれに中つ齋藤別當實盛機に乗じて來り迫る惡七別當痛手に屈せず太刀を抜いで實盛が甲を打つ。

然かも傷者は遂に新銳の勇士に當る能はざりき惡七別當の首は實盛が太刀先きに指し貫かれぬ。

義朝の陣中に金子家忠なるものあり年少にして勇此の日始めて軍に従ふ着たる鎧は摺繩目なり乗つたる馬は鹿毛なり彼れ矢種は既に射盡し太刀を眞向に振懸して爲朝の陣前に突進し大聲呼んで曰く我れは武藏の國の住人金子十郎家忠なり生年十九歳にして初めて陣頭に立てり我れと思はんものは來りて我れに初陣の手柄をさせよと其の武者振り如何にも勇壯なり爲朝之れを見て曰く一矢之れを斃すは易々たりされど彼の剛膽なる若武者を殺さんはいと惜しき事なり誰れか行いて彼れを捉げ來らざや我れ近く彼れを引見せんと欲すと忽ち木關地の直垂に紫革の腹巻着て栗毛の駒に乗つたる若武者あり命に應じて馬を陣頭に前め我れこそは鎮西八郎爲朝の部下に其人ありと知られたる高間四郎なりと名乗り進んで家忠と組み組みながら馬と馬との間に落つ四郎は兄三郎と共に名を知られ



たる大力なりしかが家忠の力や優りたりけん遂に家忠に組み敷かれて、あ  
 はや首を搔かれんとしたる瞬間、兄の三郎弟を撃たせじと飛鳥の如くに馬  
 より飛んで下り、後ろに廻りて家忠が内兜を刺さんとす家忠左はさせじと  
 下なる敵の左右の手を膝下に押さへて働かせず上なる敵の弓手の草摺の  
 下より柄も通れと刺し貫き抜きなす刀に下なる敵の首をは搔き切りぬ須  
 藤家季之れを見て心安からずいで我が一箭を以て彼れを射落し呉れんと  
 家忠の後を追はんとしたりしが爲朝それを制して曰く可憐彼の剛勇無双  
 の若武者を助けよ戦ひ勝たば我が郎等にせんと家忠が此の日の働き實に  
 絶倫にして敵も味方も嘆賞せざるものなかりき爲朝が其の勇武に惚れ込  
 んたるも亦た宜なりと云ふべし。

戦ひは更に激しくなりぬ死傷はますます其の數を加へたり美濃の國の  
 住人平野の平太は爲朝の例の大鎗に倒されたり甲斐の國の住人鹽見五郎  
 も亦た爲朝の射殺する所となりぬ。

爲朝は西門の一角を守り寡少の兵を以て敵中の強兵たる義朝の大衆に  
 當り苦戦奮闘最も方めたりしが今や其の部下の多數を失へり大矢新三郎  
 は村山黨の一人たる仙波七郎に弓手の肩を切られて倒れ紀平次太夫は同  
 じ村山黨の一人山口六郎に右の腕を打ち落されて退き手取與次鬼田與三  
 松浦小次郎其の他爲朝が股肱と憑みし二十八勇士の面々多くは撃たれて  
 餘す所は僅かに五騎に過ぎず而して其の五騎も亦た或は重き或は輕き傷  
 を負はざるはなし然かも爲朝は猶ほ固く守つて一步も退かず。

義朝の部下も亦た多大の損失を免れざりき彼れが力と頼みし究竟の勇  
 士五十三騎は討死して七十餘人は負傷したりされど流石は坂東武者なり  
 斯の如き多大の損失ありしにも係らず更に猛進して門を破らすんば止ま  
 ざらんとす。

更に西門の一方に於ては六條判官爲義の守るあり長絹の直垂に彼の八  
 領の一なる薄金てふ緋威の鎧を着鐵形打つたる兜を被り連錢葦毛の馬に

白河輪の敷置いてゆらりと打ち乗つたる武者振り老いたりと雖も尙ほ壯者を凌がんとす勢ひ馬援が故事も思ひ出されて天晴れ大將軍の威嚴ぞ備はりたる五人の子等を前後に従へ部下の勇卒を督勵して奮戦大に力め敵をして一歩も門内に入れしめず。

東門には平忠政あり源頼憲あり此に押し寄せ來りし源頼政が部下なる波邊黨の勇者を引受けて縦横に奮撃し未だ容易に雌雄を決せず。

一八 白河殿遂に陥落す

諸門の守り固うして未だ遽かに破るべくもあらず斯くて久しきを持せば南都の僧兵に背後より突撃せらるゝの憂ひなきにあらず。

是に於て義朝使を宮中に馳せて奏請して曰く臣夜中に勝負を決せんことを欲して突撃奮闘大に力めたりと雖も敵の守備甚だ堅固にして未だ急遽に破り難し今は火を放つて敵をして混亂せしめ其の際に乗じて之れを撃破

するより外に策はあらず唯だ恐る風下なる法勝寺の伽藍をも併せ焼いて名利を烏有に歸せしめんことを臣伏して勅裁を待つのみと。

少納言信西勅許を得て之れを義朝に傳へて曰く義朝の策甚だ佳なりよしや法勝寺の伽藍をも併せて灰燼に歸せしむとも天下泰平に歸して君の大御代榮え行かば法勝程の伽藍を再建せんこと易々の業のみ汝之れが爲めに心を勞するに及ばず唯だ速かに凶徒を誅して敬慮を安んせよと。

義朝今は暫くも躊躇なすべきに非ず直ちに命じて中納言藤原家成が家に火を放つ家は白河殿に接して殿の西方に在り時に烈風西方より吹いて炎々たる猛火白河殿に飛ぶ忽ちにして宮中は紅蓮の如き焰に充たされたり黒雲の如き煙に蔽はれたり院中の上詢女房乳母等逃れんと欲して途方に迷ひ兵士亦た進退度を失す義朝等機に乗じて掩撃し上皇の軍遂に大敗す。

上皇今更に如何んともすること能はず唯だ嘆驚して茫然たるのみ頼長

も亦た前後に迷ひて、何等施すべき策もなく、徒らに一身を全うせんと欲するのみ、傲然天下を以て任じたる頼長も、是に至つて、無氣無力なる一個の痴漢に過ぎず。

此の時右衛門太夫家弘、其の子中宮侍長光弘と共に馬を馳せて宮中に赴き、上皇に奏して曰く、敵軍既に雲霞の如く亂入し、猛火亦た宮殿を蔽ふ。今は一剎も猶豫すべからず、速かに一方の血路を開いて逃れさせ給ふべしと。上皇馬に乗る藏人信實、後より之れを抱く。頼長も亦た馬に乗つて、上皇に従ふ。小納言成隆、背後より之れを扶く。公卿之れに従ふもの多し。爲義以下の諸將又た潜かに出で奔る。

頼長北白河に至る途にして、流矢あり、頼長の頸骨に中たる何人の射たりしかを知らず。成隆是れを抜いて捨つ。血溢れて噴水に似たり。氣息滝々、足は鎧を踏む能はず。手は手綱を取る能はずして、倒さまに馬より落つ。成隆も亦た共に落つ。従者之れを介抱すれども、次第に弱り行くのみ。疵口を検すれば、

矢は喉の下より入りて、左の耳に達せり。従者等逆さまに矢の立ちたるを怪しみ、みな言へらく、是れ神矢ならんと、頼長遂に薨す。

上皇は逃れて仁和寺に入り、此の事直ちに宮中の知る所となりて、上皇を讃岐の國に遷すの議を決し、藏人右少辨資長を仁和寺に遣はし、其の旨を上皇に傳へしむ。斯かるべしとは豫ねて覺悟を定めながら、上皇は今更の如くに無限の感慨に堪へざりけん。日頃左右に侍らひし公卿、又は女房達の泣き悲むも、理りなり斯くて二十三日の朝未明に、甲冑を鍍ふたる兵士に警護せられて、住み馴れし都を立ち給ひ、日數過ちて讃岐に着かせたれど、國司いまだ御所を建てざりしかば、松山なる散位高遠が家を假りの御所として、此處に淋しき月日を送り給ひぬ。昔し大炊皇子反を謀りて、淡路に流され給ひし例はあれど、上皇の尊を以てして、遠國に流謫の身とならせしは、崇徳を以て始めとす。後年に至り、西行法師崇徳の陵墓に詣で、歌ふて曰く、

よしや君昔しの玉の床とて

かゝらん後は何にかはせん  
 上皇の第一の皇子重仁親王は、上皇が尙ほ都に在りし日、上皇の命に依り、華藏院僧正覺曉の坊に行き請ふて僧となる。清盛が父忠盛會て親王の傅たりしかば、人みな清盛頼盛等がむかしを忘れずして、親王の爲めに計る所あるべしと思ひたりしかど、清盛等は遂に親王を顧みざりき。年ごろ日ごろ、東宮にも立ち、天子の位にも即きて、天下を知らし召すの時もあらんかと、人みな望みを屬したりしが、今や即ち此の如し。人生の頼み難き知るべきにあらずや。

一九 爲義雍髮して降を乞ふ

六條判官爲義は、一朝にして戦ひ敗れたり。雖も尙ほ再舉の志やありけん、其の諸子及び郎等を率ゐ、逃れて木工の神主が許に隠れたり。而かも朝廷の追捕甚だ急にして、爲義が前途は極めて暗澹たり。

此時に當り、朝廷安藝守清盛に勅して、爲義父子を追捕せしむ。清盛命を奉じ、三百餘騎を率ゐ、如意山を越えて三井寺に赴き、爲義父子を求むれども得ず。東坂本に在りと聞き、更に大和莊泉辻に行いて之れを搜索す。泉辻は無動寺の寺領なり。山門の僧徒其の告げずして追捕するを怒り、大衆を催し、來りて清盛に迫る。清盛恐れて退く。大衆勢ひに乗じて之れを追ひ、清盛が郎等數名を捕獲す。清盛又大津の東浦に行き、湖畔の人家を焼く。東浦は山門の領地たり。而して前日船を舩して爲義等を湖東に送れりとの風聞ありしが、爲義なり。即ち清盛は所謂江戸の儼を長崎に於て報ふる。卑怯未練の行ひを敢てしたりしなり。

然るに此の時爲義は尙ほ未だ湖東に渡らざりしなり。尙ほ木工の神主が家に隠れたりしなり。然かも多數の一族郎等を率ゐたる爲義は、何時までか、其の隠れ家を知られざるべき。忽ち清盛等が知る所となりて、大兵近く來り追らんとす。

是に於て為義等復た逃れて、三河三郎大夫近末なる者の家に投じ機を見  
て關東に下らんとしたりしが不幸なる運命は更に窮地に在る為義が頭上  
に落下して病は為義を捕へぬ諸子を伴ひ數多の郎等を率ゐて獨り一身の  
爲めのみならず彼等が前途を思ふて心既に懊惱に堪へざりし為義は更に  
又た肉體の苦痛に苛責せらるゝに至れり其の苦難の情察すべきなり。  
為義が前途はますます暗黒となりぬ斯くて東下の望み殆んど絶えたり  
と見たる郎等も今は是れ迄なりとや思ひけん思ひ思ひに散去して今は纒  
かに十八人を存するのみ六人の子等は固よりみな父と共に在りき。  
為義茲に至つて殆んど進退に窮したり然かも久しく近末が家に逗留せ  
ばまた追兵の知る所とならん是に於て病を力めて起ち諸子に扶けられて  
馬に乗り湖畔なる鏡浦に行きて將に船に乗らんとす忽ち追兵三十餘騎あ  
り來りて為義等を撃たんとす頼賢以下の諸子奮闘して之れを退く此の混  
雜に乗じ僅かに残りし郎等もみな逃げ去りて何の處に行きしかを知らず。

為義の病氣は急に癒ゆべくも思はれず而して人心の頼み難きや此くの  
如く窮困に陥れる主を捨て、行方へも知らず散じ去れり且つ聞く四方の  
關所はみな敵兵の固く守るありて、東海道も亦た全く杜塞したりと而して  
我が力と頼む所は唯だ六人の兄弟あるのみ病に苦しめる父を扶助して東  
國に下らんの望みは今は早や全く絶え果てたり。  
為義今はとて思ひ返して再び近末が家に赴き日暮れて諸子と共に叡山  
に上り其の夜は中堂に通夜して病氣の平癒を祈り明くる十七日西塔の黒  
谷に入り難髮して名を義法坊と改め月輪坊の驗者の情に依り墨染の衣と  
袈裟とを得て全く沙彌の形となれり。あはれ昨日まで三軍を叱咤して天を  
争ひし老武者も窮しては其の一身を置く所さへもなく思ひも掛けざりし  
圓頂黒衣の姿とはなりぬ。  
為義既に出家入道して一身を世になきものとなせり殘る所は子等の所  
置なり為義は思ひ惑ぬ而して遂に心を決したり是に於て為義の義法坊諸

子に向つて其の思ふ所を告げて曰く我れ關東に下りて再び爲す所あらんと欲したるが故に汝等を率ゐて山にも隠れ野にも潜めりされど既に我が命は窮したり今はせん方もなく只だ義朝を頼みて降を乞はんと欲す義朝は必ず其の勳功に替へて我が命を助けん然かも我れ上皇に與し其の將として天皇の軍と戦へり朝廷の勅命嚴にして義朝或は我れを助くる能はざらんも知るべからずと雖も若し然らん時には致し方もなし唯だ此の一命を運命の爲すに任せんのみ我れ齡既に七旬に垂んとして必ずしも此の老軀を惜しむに非ず萬が一つにも此の甲斐なき命助かりたらんには唯だ如何にもして汝等を助けんと思ふのみされば汝等おのゝ行かんと欲する所に行き如何ならん困難をも忍びて父が運命の如何様とも定まらん時を待つべしと。

爲朝之れを聞いて謀めて曰く父上が我儕の爲めに圖り給ふは我儕が深く感謝する所なり然れども爲朝は父上の議を賛する能はず家兄は固より

父子の情として父上の命を助けんが爲めに力のあらん限りを盡さん然かも爲朝が考ふる所に依れば朝議必ず之れを許さじ父上よ請ふ試みに思ひ給へ上皇は正しく主上の同母兄に渡らせ給ふに非ずや然るに爲朝が密かに聞く所に依れば上皇の運命も既に定まりて遠からぬ内に讃岐に遷されんとし給ふとぞ且つ又た左大臣頼長は關白忠通の實弟にあらずやさるを遂に其の一命を全うする能はざりきたとひ家兄義朝に取りては御身父上なりといふと雖も前例を以て之を察するに朝廷の爲す所寧ろ苛酷に失するも必ずや寛假する所なからんよしや家兄其の勳功を以て父上の罪に替へんことを願ふとも朝議の之れを許さざるは鏡にかけて見るが如し此の故に父上の病の怠らん日を待ち如何にもして關東に赴き今度の戦ひに馳せ參する能はざりし三浦介義明島山莊司重能小山田別當有重等を語らひ關東八ヶ國を管領して時機を待つも亦た可ならずや若し京都より征討の軍を向けなば爲朝の一方の將として思ふがまゝに之れを粉砕し盡さんよ

しや運命我儕に與みせずして戦ひ敗れなば其の時に潔よく討死するも決して遅しとせず。父上よ希くは再考する所あれど。

爲義曰く汝が言ふ所我れも之れを思はざるに非ず然かも开は東國に下りて後の事なり我儕父子既に落人となりて普天の下身を容るゝ地なし思ふに關東に赴かんことは到底能くし得べからず今は降るに如かずと聽かずして遂に山を下る。

爲朝等六人の兄弟は兎ても再び會ふべしとも思はねば共に父を送りてまた山を下る途にして爲義又た兒等に語つて曰く我れ今度白頭に兜を戴きて戰場に臨めるは上皇の敎慮懇切を極めたるに由ると云ふと雖も既に志を決しての後は又た密かに思へらくもし戦ひ勝ちて天運我が前に開けなば兒等の爲めに前途の幸榮期して待つべきなりと全くわが一身の榮華を期するには非ざりしなり唯だ汝等が將來を思ふのみなりき故に今我が義朝を頼まんとするも唯だ汝等を思ふの一心に外ならずゆめ我が言を

忘るゝ勿れ。今は早や夜も明けなんどす名残は何時まで惜みても盡きず我れも何處までも汝等を伴はんと思へども斯くては汝等が身の爲めに悪しからん何處にもあれ疾く去れよと言の葉には強きことをいへど心には無限の思ひや残るらん交みに振りかへりては目に物を言はしめぬ。

さて六人の兄弟はおのゝ其の志す方に向ひて散じ去りぬ小原静原片生の里を指すもあり鞍馬の奥に入るもあり貴舟の方に忍ぶもあり爲朝は唯だ一人残りし郎等を従へ山を越えて近江に入れり流石に猛き武夫もいとさへ淋しき秋の山の中に妻戀ふ牡鹿の鳴くを聞きては腸を断つ思ひやありけん。

爲義は兒等に別れて一人雑色花澤なるものを具し心淋しくも大原八瀬の難路を辿り賀茂に着きてしばし身を糺の森に忍ばせ花澤を義朝が許に遣はして其の意を傳へしむ義朝之れを諾し夜間密かに人を遣はして爲義を迎へぬ。

二〇 父の子を思ふ程に子は父を思はず

已にして朝廷義朝に勅して曰く速かに爲朝が首を刎ねて之れを献せよと義朝己が戦功を以て其の命を償はんことを請ふ聽されず義朝再び奏して切に請ふ所ありき天皇大に怒つて曰く清盛既に父を誅す汝獨り父を誅する能はざる乎夫れ甥は猶子の如しと云ふにあらずやさらば叔父は毫も父に異なる所なきなり清盛は能く其父に異ならざる叔父を殺せり朕何ぞ殊に汝を遇するに寛典を以てすべけんや汝若し私情を以て公法を蔑如し速かに父を誅すること能はずんば朕清盛以下の武士に命じて汝が父を誅せしめんと。

初め清盛勅を奉じ爲義を捕へんと欲して遂に獲る能はざりしは既に前に述べたるが如したまへく叔父平忠政出で降る忠政素より清盛と善からず清盛直ちに之れを斬つて其の首を朝廷に献ず其の意に思へらく我れ

既に叔父を斬る義朝にして父を斬る能はずんば朝敵を保護するの罪を免れずと清盛が私を成すに巧みにして猾智に富める斯くの如し然かも此の猾智は後年遂に大に成功して素樸なる義朝は敗残身を亡ぼすの大失敗を招けり蓋し當時の社會は傑猾清盛が如きをして大成功を爲さしむる程に腐敗墮落したりしなり。

義朝勅命の遂に酬す可からざるを見て心大に憂ふ勅命に従つて父を殺さん乎不孝の罪は免る可からず且つ人情の忍び難きを如何にせん勅命に反して父を助けん乎清盛が輩傍らより悪計を弄し我れを陥擠して朝敵となし不忠の臣たるの汚名を我が頭上に加へん斯くて義朝が心緒亂れて絲の如く左思右考して策の出でん所を知らず依つて鎌田政家を召して之を謀る政家對へて曰く是れ臣が敢て嘴を容るべき所にあらず然りと雖も臣潜かに思ふに私闘を以て父を殺さん時にこそ五逆罪の一を犯したる者とも云ふべけれ父君既に國難となりし以上は早晚其の罪を免るべからず其



の他人の手に死せんよりは、寧ろ愛子の手に死するの可なるに如かんや。主君何ぞ意を決せざる乎と、義朝遂に意を決し、政家をして之れが計を爲さしむ。

是に於て、政家爲義を訪ふて詐り告げて曰く、今や清盛が輩功もなきに朝廷の寵遇を得て、權威を振ひ、我が主守殿の勢力地に落ちんとす。此の故に我等東國に赴き、暫く隠棲して、以て天下の形勢を見んと欲す。閣下よ、請ふ我儕と行を共にせよ。政家閣下を迎へんが爲め來れりと爲義曰く、固より我れも亦た汝等と共に行かん。都を去らん前に、一度は石清水に詣で、八幡神に別を告げ奉らんと思へども、今は其れも成り難からん。とはいへ、責めては此方よりにて、もと南方に向つて伏拜し、聽て用意の車に乗る。但し政家斯くて爲義を撃たんとするなり。

途にして、泰野次郎延景政家に言つて曰く、足下の爲す所誤れり。死は實に人生の大事なり。一念發起する時は死を見ること歸るが如く、覺悟未だ定ま

らざるに於ては、其の恨み綿々として永く盡さざるを其の不意を襲ふて、之れを殺さんこと甚だ無情ならずや。如かず、只だ有の儘に知らせて、其の覺悟を定めしめんにはと、政家曰く、足下の説眞に然り。我れ其の思慮の亂れんことを恐れて斯くは爲さんとしたれども、今にして再思すれば、我れ誠に我が誤れるを知ると延景をして、之れを爲義に告げしむ。

延景即ち爲義の車に近づき、爲義に告げて曰く、我儕が閣下を此處に誘へるは實は關東に赴かんが爲めに非ず、勅命に依りて閣下の首を賜はらんが爲めなり。但し守殿が再三の切なる願ひも、徒らに主上の逆鱗を求めたるに過ぎずして、萬々止むを得ざるに出づ。閣下請ふ必靜かに佛を念せよと。

爲義之れを聞いて、愁然として嘆じて曰く、爲義老いたり、雖も死を恐るるものに非ず。何ぞ詐りて爲義を討たんとはしたる。たとひ勅命は重くとも、何ぞ始めより有の儘には語らざりしぞ。且つや義朝若し眞に父を助けんと思はば、何故に己が身に替へても願ふところあらざりしぞ。若し我れをして、

義朝の地位に在らしめば、我は必ず我が身を捨てんざはれ、佛説にも諸佛衆生を念へども、衆生佛を念はず、父母常に子を念へども、子は父母を念はずといへるが如く、子は親が子を思ふ如くに親を思はざる、浮世の習ひなれば、必ずしも義朝一人を罪すべきに非ず、返すくも遺憾なるは、始めより我れに告ぐる所なかりし一事なりと、さて念佛百遍ばかりを唱へ、首を伸べて刃を待ち、毫も生命を惜むの氣色もなし。

道の政家も、主人の父の首に刃を加へんことの如何にも心憂く、既に刀を抜いて爲義が後ろに廻りながら、遂に斬ること能はずして、持ちたる刀を人に與へて斬らしむ。

斯くて、首實檢の事ありて後は、之れを義朝に賜ふ我が心にはあらずといへど、我が家臣に命じて撃ち取らしめたる父の首を、今眼前に見るに及んで、は義朝もさすがに心を痛めけん、政家に命じて厚く之れを葬らしめ、墓を建て、壇を築きなどして、只管に其の冥福を祈れり、然かも爲義は既に此の世の

人にあらず、無限の恨みを呑んで、悲しき最後を遂げたり、徒らに死後の孝養を爲せばとて、將た何の益かあらんや、義朝にして若し其の武略に加ふるに、時勢を見るの遠識あらしめば、父を殺すの不孝を敢てせずして、倫常を失せざる、宮廷の威風と、傑黠なる清盛が奸策とに對し、源氏の一家を守るの道はありしならんを、義朝不幸にして、先見の明を有せず、爲めに父を殺すの汚名を蒙むるが上に、遂には一身一家の滅亡を招くに至れり、然り義朝は單に武を知るのみにして、社會を知らず、人情を解せず、將た正義の信念にも乏しくして、只だ武家特有の功名の念に切なるのみ、位記榮官に戀々たるの痴態を存するのみ、此の人を以て彼の時代に處す、其の失敗を招くは、蓋し自然の數なり。

爲義が斬首せられたる後、賴賢以下五人の兄弟は所々に潜伏したるも、遂にみな捕獲せられて、斬首の刑に處せられ、父爲義が後を追へり。

四人の幼弟乙若龜若鶴若天王も亦た朝廷義朝に勅して、之を殺さしむ、義

朝の使者乙若等の家に行き、朝命止み難くして、兄弟を殺すの意を告ぐ。鶴若使者に謂つて曰く、我儕朝廷に抗して闘ひしものならんには、死罪に行はるるは當然なり。然れども、我儕は戦場に行いて、軍に加はれるものに非ず。何ぞ同罪に處せらるゝの理由あらんや。恐らくは汝謬りて命を傳ふるならん。龜若曰く、兄上は何ぞ自から其の枝葉を断たんとするや。我儕をして猶ほ世に生きてあらしめば、數百の士卒にも優りて、兄上の力とならんものを。乙若諸弟を諭して曰く、汝等復た言ふことを止めよ。兄上既に父上を殺すことを敢てせり。我儕が如き幼弟何ぞ兄上の眼中に在らんや。畢竟するに、兄上は清盛が奸計に乗せられて、自から其の羽翼を殺ぐを知らざるのみ。然かも、事已に此に至つては、千言萬語するも徒らに愚痴を述べ、るに過ぎず。生きて家名を辱めんよりは、速かに死して、父上が冥途の伴侶たらんと。兄弟四人、潔く首を断べて、白刃の下に斃る。其の壯烈なる、真に武人の子たるに恥ぢざるなり。斯の如くにして、上皇に黨せる武士七十有餘名、みな斬に處せらる。而かも、

八郎爲朝は未だ捕へられず。

二一 保元劇に最も活動したる花役者

上皇の軍は、爲朝の建策を用ゐずして敗れたり。爲朝の豫言の如くに、一朝にして潰亂せり。奈良大衆も、吉野法師も、未だ着京するに至らずして潰走せり。

而も、青年有爲の希望に富める爲朝は、一敗の爲めに、氣沮み意屈するが如き懦弱漢にはあらざりしなり。彼をして、全然其の一身を放擲せしめんとするには、彼れの意志は餘りに剛毅なりしなり。彼れの手腕は、如何なる時にも、弦の鳴るを感じて、其の爲さんと欲する所を爲さざれば止まず。彼れは尙ほ天下の廣きに居て、其の大なる腕白を爲さんと欲するなり。

此の故に、山に隠れ、林に忍びても、更に萬難を排して、其の行く路を開かん。としたりしなり。琵琶湖畔の箕浦にては、追兵を追ひ散らして、身を全うする

の策を講じたりしなり家の子郎等はみな逃げ去りても尙ほ諸兄と共に父を守護したりしなり。

父が叡山に入りて薙髮するに當つてや爲朝の心は蓋し多少の不平ありしならん然かも當時の習慣として出家入道のもの雖も尙ほ俗事に鞅掌して社會に爲すあるを辭せず白河法皇も其の一例にあらずや鳥羽法皇も其の一例にあらずや少納言信西の如きも亦た其の一例にあらずや山門の衆僧奈良の僧兵の如きに至つては身寺院に在り乍ら尙ほ且つ兵事を事とせるにあらずや西行法師の如きは當時の社會に於ては稀有の特例たるに過ぎざりき故を以て爲朝は猶ほ父と共に事を爲さん志を捨てざりき。されど爲義が出で降を乞はんとするに至つては爲朝の心大に平なる能はざりき是れ遂に父の爲めに計るも不利なり一身の爲めに闘るも不利なり爲朝密かに義朝の心を察するに彼れは其の一身を以て最後までも父を庇護し得るものにあらず兄と戰場に於て相見えし時には父子相約する

所あらんかと思ひき然かもそは事實となりて現はれざりき爲朝は是に於て全く兄義朝を以て信頼するに足らざるものと思へり即ち父を諫めて最初の目的たる東下の意を遂行せんことを勸説したり而も父は遂に聴かざりき諸子と袂を分ちて潜かに義朝に就て降を乞へり而して爲朝が思ひし如く義朝は最後まで父を庇護する能はざりき遂に父の首を以て一身の功名に替へたり。

見よわが鎮西八郎爲朝は單に武勇のみの人にはあらずしなり實戦の經驗が教へし所が智略をも備へたりしなり彼の頼長に答へし策戦計畫の如き當時に於ては實に臨機の妙策たりしなり決して年少氣を負ふの放言にはあらずしなり而して彼れが長袖兵を知らずとて頼長を罵りし言を察するに彼れが能く頼長の人物を看破したりしを見るべし兄義朝も亦た爲朝のために其の腸を見透かされたりしなり彼れ爲朝は又た人を見るの一隻眼を具するものと云ふべし蓋し彼れ年少なりと雖も社會に接する汎

くして自然に人間を知るに至りしならんか。  
 之に依りて之を見るに彼れが十五歳にして九國を征服したりしは雷に  
 其の名門の出たりしが故のみにあらず其の腕力の衆に抽んずるものあり  
 しが爲めのみにあらず即ち名門の腕白兒が向ふ見ずに跳ね廻りしには非  
 ざりしなり毫も他の制肘を顧みず朝廷の威をも顧みずして勝手氣儘に我  
 が思ふ所を爲しは腕白は腕白たるに相違なしと雖も決して駄々兒が  
 腕白とは同一にあらずしなり彼れ京に在つては無氣無力にして淫靡な  
 る公卿輩が獨り華奢を擅まゝにして四民を壓伏するを見地方に於ては京  
 より派遣せられたる太宰府の官吏又は各地方に割據せる豪族の輩が傲然  
 として威張るものあるを見て其の疍癩玉を破裂せしめたるものなくんば  
 あらず。  
 彼れ父の免官を憂へて再び京に入るに及んでや彼れは益々其の社會に  
 對する反感を深くしたりしものあらん歟。

請ふ見よ保元の役は實に亂倫亂常の戦ひなりしなり帝位を争ふ所の張  
 本人は天皇の兄なる人なりしなり攝政を争ふ所の兩横綱は藤家の兄と弟  
 なりしなり兩軍に將たる所の兩大關は源家の父と子なりしなり源家の兄  
 弟も亦敵となり味方となりしなり平家の叔姪も亦た相對して互に敵たり  
 しなり甲に與するも乙に黨するも其の何れか是非何れか非なるかを知るべ  
 からずまゝよ其の利あらん方に行きて我が思ふ所を爲さん何れにても可  
 なり足向かん方に行きて一快戦を試みんのみ斯くても人は何等其の行  
 動を議するの理由はなき筈なり此の如き社會を破壊するは實に痛快なる  
 事業にあらずや天彼等武人に命するに此の痛快事を以てしたりしなりさ  
 れど泰平三百年の夢は容易に覺め得べくもあらず深く膏肓に入りし病は  
 一朝にして癒えんとも思はれず永年の習慣によりて大宮人の第二の天性  
 となりし惰氣と傲慢とは一時の打撃を以て遽かに倏むべくもあらず此は  
 唯だ最初の打撃たりしのみ我が爲朝も亦た此の最初の打撃者の一人たり

しなり。

然かも爲朝は流石に父に従つて上皇の軍に赴きしなり其の議用ゐられずして充分に打撃の任務を全うする能はざりしと雖も彼れは保元勢頭の破壊劇に於て最も活動したる花役者たりしなり彼れありしが故に上皇の軍も辛うじて一時を保つを得たりしなり幸にして天皇の軍に一と泡吹かせて恨みの一分をも晴らすことを得たりとなり若し彼れなかつせば保元劇の一幕は實に寂寥として何等見るべきものなかりしならん。

軍敗れて傲慢の頼長は流矢に當りて死せり兄の忠通は依然として關白たり弟なる天皇は兄なる上皇を讃岐に流しぬ姪なる清盛は叔父なる忠政を捕へ之を誅して宮廷の覺え目出度かりき子なる義朝は天皇の逆鱗甚しければとて父なる爲義を殺して其の首を獻じぬ。

果して爲朝の言へるが如くなりき。

正義もなければ人情もなき世には唯だ強者となりて腕白を事とせんもの

み爲朝が性格は實に之れを爲すに適當したりしなり而かも爲朝は必ずしも當代の社會主義者にはあらざりしなり彼れは當代に於て破壊の事業を爲すべく自然が生みし腕白兒なりしなり。

佐藤憲清は消極的に當時の社會を悲觀したりしなり鎮西八郎爲朝は積極的に當時の社會を壓伏せんとしたりしなり彼れが當時既に自から天下の權を握りて藤原氏が爲せし所を爲さんとしたりしや否やは未だ遽かに斷すべからずと雖も彼れが生きて爲すあらんとせしは事實なり爲朝の姪頼朝が後年伊豆に於て事を舉ぐるや彼れは唯だ關東八ヶ國に主たらんと欲したるのみ而かも事は意外に發展して遂に平氏を討滅するに至り天命彼れをして鎌倉に幕府を開かしめぬ爲朝が保元敗後の感想も亦た然かく大なるものには非ざりしに似たり彼れは唯だ爲すあれば足れり生きて爲す所あるは彼れが愉快とする所彼れが樂しみとする所なりしなり。

而かも天下の時期は猶ほ未だ到達せざりしなり爲朝が日本の本土に於

て其の怪腕を振ふの幕は保元の戦を大切として閉ぢられたりさあれ爲朝が小説的事跡は之れによりて更に其の光彩を發揮するに至れり。見よ陸上の快男兒は之より將に海上の快男兒とならんとす吾人は更に筆端を磨して海上の爲朝を叙せん。

二二二 爲朝病餘捕虜となる

爲朝は如何にして海上に赴きしか。

爲朝が比叡山下に於て父と別れ兄弟と別れて山中に入りしことは既に前に述べたるが如し。

彼れ彼處より山を越えて近江の國なる輪田に隠れぬ父が義朝に依りて爲さんと欲したる事の到底水泡に歸すべきは彼れが豫め父に告げし所なり然かも兎にも角にも父の死生安否は他所ながらも聞き得て然る後に一身の處決を爲さる可からず之れ彼れが都近き輪田に暫く身を隠して以

て時機の來るを待ちし所以にあらざるなきか。

輪田の山村には頼るべき知己とてはあらざりき「保元物語」に曰く、

「入郎近江の國輪田と云ふ所に隠れ居て郎等一人法師になして乞食させて日を送りけり。」

と爲朝が窮苦零落の情見るべからずや彼れが狀貌傀偉人に一見せられては直ちに其の異常の人たるを看破せられん此の故に彼れは森林の深きところ若しくは巖窟の内に潛み唯だ一人伴ひし郎等を法師になして程近き村落を托鉢せしめ食を乞ふて以て僅かに露命を繼ぎしなり但し僧徒が民家に就て食を乞ひしは今も或る一派の僧侶が爲すが如く當時の慣習たりしなり。

程もなくして父爲義が殺されたる時は爲朝主従の耳にも入りぬ。

父あればこそ爲朝は父を戴いて關東に據らんと欲したりされど父が没去せる今日に於ては關東は我が身を寄すべき所にあらず今は再び九州に

行いて我が思ふ所を爲さん九州は實に爲朝が第二の故郷なり我れと婚姻を結びし阿蘇氏は固より我が武威に服従せしめたる諸豪を率ゐて更に大に九州に奔馳するも可なり今は既に父もなくなりぬ朝廷は我れを逆徒とし反賊とする所の仇敵なり兄あり仕へて朝廷に在りと雖も父をさへ庇護する能はざるの兄なり其の弟を顧みざるは勿論なり我が勝手氣儘を爲すは實に此の時に在り運能くば我が部下を引率して彼の嗚呼の痴者等を蹂躪し呉れんさて我が第二の故郷には殘し置きたる妻も待つらん斯く心を定めて爲朝は九州に下るの準備を爲しつゝありき。

さる程に朝廷に於ては爲朝を索むることますます急なりき。

爲朝の勇は其の九州に在るの時よりして朝廷を動かせり而して彼れが異常の手腕は今度の戦ひに依りていよく實見せられたり若し彼れを捕へ得ずして此の儘に放任したらんには恰かも虎を野に放ちて其の自由に任ずるが如し遂に如何なる大事を出来せんも猶ほ未だ知るべからず是に

於て朝廷諸將に嚴命して急に爲朝を捕獲せしむ且つ天下に令して曰く若し爲朝を搦めて参りたらんものには不次の賞あるべしと。

爲朝の四圍はみな敵を以て満たされたり林に戦ぐ樹の葉も野に招く尾花も時としては敵影かと訝ることもありき。

仄かに道路の傳ふる所を聞けば平家の士鐵後守家貞豫め爲朝が九州に走らんことを慮かり大兵を率ゐて西に向ふ所々の路を要し爲朝の來るを待つと爲朝は未だ迂濶に山を出で西走の途に上る可からず。

爲朝の窮困は察せざる可からず而かも爲朝は決して其の意氣を沮喪せしめず猶ほ人跡の絶えたる山中に在りて潜かに時機の來るを窺へり。

さあれ爲朝とて身は鐵石にあらず四十餘日雨露に曝されたる結果にや有漏の身は忽ちに病に侵されぬ郎等之れをいたはり心を盡して介抱し灸治なごなせども温疾遽かに癒えんとせず然るに當時一般の療法として此の温疾なるものを治するには入浴するを以て最も効驗あるものと爲せ



り依つて麓なる古き湯屋を借り、潜かに入浴しては、只管に病の治癒せんことに力めたり、斯くすること數日なりき。

此の時佐渡の兵衛重貞なるものあり、勅命を奉じて、近江の國中至る處に、爲朝を搜索しつゝありき、たまく爲朝が入浴しつゝある湯屋の一村に至る村中の一人來りて密告して曰く、此の程より此の湯屋に居るものこそ怪しき人なれ、大男の怖ろしげなるが、世の常の人は見え、歳は二十計なるが、額に疵ありて、極めて人に忍ぶ體に覺えたりと、重貞之れを聞いて思へらく、是れ必ず爲朝ならんと、密かに捕獲の準備を爲して、爲朝が入浴の機を窺へり。

斯かるべしとは、神ならぬ身の知る由もなき爲朝は、一日例の如く、潜かに出で、湯屋に下れり。

待ち設けたりし重貞は、屈強の兵三十餘騎にて押寄せ、入浴中の爲朝を襲へり、爲朝衣を纏ふに暇あらず、眞裸にて仁王の如くに突つ立ちあがり有合

ふ平秤棒を追つ取りて、近づく敵を打伏せ、打伏せ、數多の敵を斃したりと、雖も病餘困憊の身を以て、大勢に取り籠められ、力盡きて、遂に搦められたり。

是れ實に九月二日の事なりき、七月十一日に白河殿陥りてより、此に至るまで五十餘日、爲朝は幾多の辛酸を嘗め盡しても、尙ほ屈せず、而かも、運命は彼れをして意外の邊に、彼れの新天地を開かしめんとして、か遂に彼れを捕虜の身とはならしめたり。

爲朝搦められたりとの報京に至る。在朝共に手を拍つて、之れを喜びしならんか、即ち判官季實行いて、捕虜爲朝を請け取り、京都に入りて、二條通りを西の方へと引き廻はせり、爲朝此の日、白き水干袴に、赤き帷子を着せられ、鬚には白櫛を差させられたり、病の爲めには面癢れやしたりけん、さあれ、丈七尺の偉丈夫の、少しも物に動せぬ面癩、特に額上の癩痕は、此の頃の勇戦の程も忍ばれて、其の風采は一層の威嚴を加へたりけん、額の疵は、合戦の日、政河に射られたるが爲めなりと云ふ。

此の日音に聞く爲朝見んとて市民路傍に堵を爲せり彼れは凱旋の將軍にあらずして敗殘の捕虜なり數多の士卒に護衛せられて街上を引き廻はさるゝなり市民は如何なる感を以てか之れを見けんわが勇武なる爲朝は、自若として毫も他と關する所なきが如くなりしならんか。

已にして爲朝はまた引かれて宮廷に至る天皇北の陣にて御覽あり公卿殿上人も亦た祥至して爲朝を見る見るべし爲朝の勇名は實に朝野に鳴り轟きしなり。

此の時に當りて朝廷の議は既に爲朝を斬に處するに決したり爲朝も亦た自から死を決したるは勿論なりあはれ當代比類なき英傑は十八歳の花の盛りを一期として無常の風に散らんとしたり然るに朝議は忽ちに一變したり曰く爲朝が以前の事は合戦の時節なれば力なし事既に違期せりいまだ御覽せられぬ者の體なり且は末代に有り難き勇士なりしばらく命を助けて遠流せらるべしと世に未だ會て見られざる勇士の面目を歎覽あり

て天皇の意の動きし者と察せらる。

斯くて爲朝は流罪に處せらるゝことに決したりしかど爲朝が元氣從來の如くならんには後の患ひあらんとて左の肘の筋を切りて伊豆の大島に流されたり後五十餘日にして肘の疵は癒えたりしが爲朝が腕力は唯だ少しく弱りたるのみにて矢束を引くこと今二つ伏せて引き増したれば物の切るゝことは毫も昔に劣らざりき。

此の如くにして陸上の快男兒は海上の快男兒となりしなり蓋し思ふに、わが鎮西八郎爲朝は韓國以外に日本の新天地を開發したる海國男兒の急先鋒たりしものか讀者諸君乞ふ吾人が次章以下に於て述ぶる所を聞かれよ。

二三 爲朝大島に護送せらる

已にして爲朝は伊豆の大島に護送せられたり。

幼年の折には父に携へられて海道かいだうの宿驛しゆくきを樂しくも亦た珍めづらしく往來かうらいしたることありしが今はむくつけき數多あまたの兵士へいしに前後左右ぜんごさうを警護けいごせられて身みは籠かごの鳥とりに異ならず。さすがに猛まうき爲朝たむけあきが心こころにも亦た多少たうしうの感慨かんがいなからざらんや。

琵琶びばの湖水こすいは、むかしながらに悠然ゆうぜんとして水みづを湛たふれどもわが十八年じゅうはちねんの幾變いくへん轉てんを思おもへば人事じんじの明日あしたを期きすべからざるや知るべきなり。美濃尾張みのおの山河かほ、晚秋ばんしゅうの風色ふうしき寂寞じやくもくたれども來こん春はるは復またた花はなやかに青春せいしゆんの色いろを装まはん。されど我われは再び此この土つちに於おいて人生じんじゆの春はるを恢復かふくし得えべきや否いなや。參河遠江さんかうえんじやうの濱はま邊へより遙はるかかに沖おきを見渡みわたせば雲煙うんえん縹渺へんみやうとして其そのの際とき涯はたを知らず。我われは今いま後ご數日すうじつにして彼かの波濤はたうの中なかの人ひととならんとす。駿河すまがはに入りて雲際うんさいに富士ふじの雄姿ゆうさを仰おほぎては、其そのの英氣えいき颯爽さつさうとして千古せんこに變からざるを羨あやみけん。父ちちと共ともに飛揚ひやう翔せうせんと欲ほしたりし、我われが祖先せんぜんの舊地きうちは、彼かの函嶺くわんりやうの彼方かたに近ちかけれど、今は翼つばさありとも越こゆべからず。

曲亭馬琴きよくていばきん子こ其そのの巧妙きやうまうなる想像さうざうを以もつて、爲朝護送たむけあきごそうの一件いけんを叙じゆして曰いく、  
 『伊豆大介狩野工藤茂光いづのたいていしやうのこうどうしげみつは、いぬる八月くわつじゅうごちゆう上旬じやうじんにいそぎ上洛じやうらく致いたすべきよし、仰おほぎを稟りやうけ、さるものもとりあへず、夥多おほおほの家隸けあかを將いて、おなじ月つきの上旬じやうじんにまゐりしかば、源爲朝げんたむけあきを伊豆の大島いづのおほしまへ配流はいりゆうする條路じやうろ次つぎもつとも心こころを用もちひて召よび俱ぐすべきよし、周防判官すうぼうはんくわん季實せじつをもつて仰おほせらる。茂光しげみつ勅命てふめいをうけ給たまはりて、聽きて爲朝たむけあきを受うけとり、既に歸國きこくせんとする折まじりしも、少納言せうなごんごん入道にゅうだう信西しんせい潛ひそかに茂光しげみつを招まねき、何事なにごとやらん相語あひかたまりひつるを、しるものたえてなかりけり。殘黨ざんたうの爲朝たむけあきを奪うばはんを恐おそれて一策いっさくを授たまけたるなり。しかるに爲朝たむけあきは肘ひざの筋すぢを斷きたれて、手綱てづなをさるに及び給たまはねば、牢興らうきやうを造つくりてこれに乗のせ、四方しやうほうに轆かをわたして、騎夫きぶ廿餘にじふご人に昇のぼかせ、その手ての郎等らうたう五十餘ごじふご騎き前後左右ぜんごさうに立たこみつ、茂光しげみつは後陣ごじんにうたせて、馬上ばじやう勇々ゆうゆうしくぞ見みえたりける。されば名なたゝる爲朝たむけあきを見みんとて、老幼らうじゆう彼此たがひに群ぐんり集あひて、巷ちやうは押おもわけられず。しかれども爲朝たむけあきは輿こしのうち、端坐たんざして、物見ものみより顔かほをだに出だし給たまはねば、楚そと見みと

めたるものもなかりけり遣けき東路をけふとくらし翌とあかして打れ  
ゆき給ふ路すがら茂光が郎等に對ひてこや汝等もよく聞け人のながさ  
るゝはさこそ歎くめれど爲朝はこよなき歡びなりかし帝王にももてあ  
つかはれ輿に乗せ兵士を添へ茂光に供をさせて配所へ赴かし給ふ事寔  
に身の面目ならずやしかるを汝等われを罪人なりと侮らばよき事はあ  
らじ掛まくも畏き帝の御威徳なればこそ爲朝ほどのものが普通の凡夫  
には生擒られけめよしや肘の筋は斷離らるゝともわれに於て損なし弓  
こそ少し弱くなりたれ矢束はなほ長く彎くべうおもへば物の徹らんは  
はじめにも勝れり況んやかばかりの輿は物かはこれ見よとて少し手足  
を伸ばし給へばさしもいかめしう打付けたる牢輿の今も破れ碎くるや  
うに搖ぎわたりつ又やと聲をかけて押すえ給へば廿餘人の輜夫ども肩  
めりこみて動き得ず衆皆もてあまして只その怒り給はん事を恐れ主君  
の如く嚴責の如く待しつゝゆくに目を經て駿河と伊豆の封疆なる千貫

の郷に歌りぬ……  
と固より架空の小説なれども爲朝護送の事情を想像するに宛然として此  
れに似たるものありしならんか特に末段爲朝が警護の兵士に廣言して彼  
等を恐怖せしむるところ事實ならずとするも爲朝が人物は躍如として紙  
表に現然たり。

「弓張月」には又た茂光が采地に近き千貫の郷に於て白縫姫馬琴が命名し  
たる阿曾氏の娘にして爲朝の妻となれるもの(と紀平治大夫どが風雨に乗  
じて旅館に忍び入り爲朝を救ひ出さんとしたるも牢輿の中なるは爲朝に  
あらずして信西が預じめ此の事あらんを慮かりて他の替玉を入れ置きし  
ものなるを發見し大に失望落膽するの一條を記せど是れ固より作者が讀  
者を喜ばさんとして作り設けたる假説に過ぎず。

斯くて伊豆の半島を南にわたり下田よりや舟出しけんなほ茂光が警  
護の兵士に送られて海上恙なく大島には着きぬ爲朝が海國男兒たる生涯

は茲に其の端を發するなり。

保元物語に曰く、

「爲朝宣ひけるは、我れ清和天皇の後胤として、八幡太郎の孫なり。いかでか先祖をば失ふべき。是れこそ公家より賜はりたる領なれとて、大島を管領するのみならず、總べて五島を打ち從へたりと。」

と人間至るところ青山あり。わが鎮西八郎爲朝は、至る所可ならざるなく、至る所自由ならざるはなし。見よ、彼れの爲めには、配流は却つて伊豆七島に大守たるの任命たりしなり。彼れは天命に任かせて、其の天命を利用するの道を知りしなり。

爲朝とてもとより有情の人間なり。父の愛ひを聞きては、我が事業を捨て、我が自由を棄て、都に上りし程の情熱はありしなり。劍戟相交はるの戦場に於てさへも、父と兄とを思ふの餘情を有せしなり。有爲轉變の塵世を觀じては、たまく悲觀の念に打たるゝこと、のなからざらんや。絶海の孤島に唯

だ一人の伴侶もなき身を思ふては、懐舊の情勃然として起らざらんや。さあれ、彼れが剛健なる意志は、直ちに此等の情緒を征服し去るなり。絶海に孤島に流謫の身となりても、其處に忽ちにして自家の新天地を開拓す。悲觀に囚はるゝには、彼れの意志は餘りに剛健なりしなり。無爲に隠るゝには、彼れの身體は餘りに有爲の元氣に満ちたりしなり。

爲朝は彼れ自から言へるが如く、今や新たに、公家より別天地を賜與せられたり。さて此の別天地とは、果して如何なる所なるか。吾人をして先づ其の地理を語らしめよ。

### 二四 爲朝島の代官忠重が女を娶る

保元物語に謂ふ所の五島とは、何れの島々を指せるにや。今日に於て考ふべからずと雖も、現時の所謂伊豆七島の内なることは言ふまでもなし。又た保元物語の別本には、八島云々あり。一々其の名を擧げずと雖も、之れも固

より大島以南の列島を指せること勿論なり。  
貿易備考に云ふ七島とは大島利島新島上津島三宅島御倉島八丈島是れ  
なりと此の他尚ほ數個の島嶼ありと雖も其の重なるものを擧げて之れ  
を伊豆七島と稱するに至れるば蓋し近代の事なり。

七島の中に在りて最も伊豆に近きものを大島と云ふ爲朝が配流せられ  
たるは即ち此の島なり伊豆國加茂郡の東に當り阿津村の正東十六海里の  
沖に突起せる火山島にして古は之れを稱して伊豆島と呼べり南北三里東  
西二里の一小島にして今日に於ても僅かに五個の村落に於て五千五百の  
人口を有するに過ぎず爲朝の當時に於て人口の尙ほ更に稀薄なりしは想  
像するに餘りあり。

例の馬琴子弓張月に大島を説明して曰く、

抑も伊豆國大島は同國加茂郡下田浦より卯辰の間にあたりて海上十八  
里の外にありその地方東西二里半南北五里あまりとかいへれど當時は

なほ狭かりけん島に山あれども極めて峻阻ならず濱邊はたえず浪のう  
ち洗ふゆゑに巖石あらはれ出で荒磯ならざるもなし或がいふこの島  
孝安天皇の御時に開けたりと古老いひ傳ふめれど國を去ること僅かに  
十八里に過ぎざれば伊豆の浦々どひとしく開けたらんといへり伊豆國  
はいにしへより罪人を流さるゝ地なれど大島へは文武天皇の元年役小  
角を配流されしこれはじめ歟その以前の事傳はらず今も小角が住みけ  
る畠岫泉津といふ村にあり島人これを行者堂と稱して常に詣づるとな  
ん元來島の風俗にて夫は漁獵し婦は薪を樵り又海藻を刈りて糲に換る  
を身の務とせりこのころまでは五穀もはかくしく登らず馴れたる人  
だに物憂きにまいてや源家の御曹司といはれ給ひし身のいかで住み果  
て給ふべきと心あるも心なきもみな痛ましくぞ覺えける』

是れ馬琴の當時に於て世に知られたる大島なりきさて御曹司といは  
れし爲朝は世人が痛ましと見たりしや否やに關らず十有餘年の長き歲月

を此の島に住果てたりき。

抑も伊豆島を以て罪人配流の地としたるは馬率も言へるが如く天武記に見えたるを以て最も古きものとす其の後聖武天皇の神龜元年に「伊豆國を以て遠流と爲す」と定めたるを以て之れを見れば其の以前に於ては法定の流地にはあらざりしか近世に至り江戸幕府も亦た之れに準じて大島を罪人配流の地したりしが後寛政年中に至り之れを改定して八丈島御宅島新島を以て流刑の地となせり大島の餘りに江戸に近くして十分に流刑の目的を達する能はざるものありしを以てなり。

爲朝の時代に於ては京人より之れを見れば關東さへも尙ほ且つ蠻夷の境域たるの觀ありき大島が一個僻遠の絶島にして不便不自由の地たりしはいふまでもなし而かも爲朝は此の不自由の別世界に於て自由の新天地を開拓したり。

現代の詞を以てすれば爲朝は國事犯人なり國事犯を以て流地に流謫せ

られたるなり而かも爲朝の國事犯たるや唯だ一戦の敗北に歸したるが爲めに不幸にして國事犯となれるなり若し地を換へて上皇の黨與にして成功し得たらんには清盛が輩を以て却つて國事犯人となすべかりしなり是を以て爲朝は唯だ一身一家の失敗を知るのみ毫も身の罪人たるを覺えざりしなり加ふるに天に稟けたる豪邁の氣象を以てす傲然として以て護送者を奴隸視し流地を以て公家の我に賜與したるものと公言して憚らざる所以なり。

此の時に當り大島及び其の以南の諸島は伊豆の國の住人狩野介茂光が領地たりしを以て茂光は代官三郎太夫忠重なるものをして之れを管轄支配せしめたりき。

爲朝の大島に至るや此の代官忠重の女を容れて妻と爲せり忠重爲朝が名家の出たるの故を以て自から進んで其の女を爲朝に與へたるか將た爲朝に強ひられて爲朝に與ふるの止むなきに至りしか其の何れなりしかは、

正史に記載する所なきを以て容易に知る能はずと雖も兎にも角にも爲朝は島の代官の女を容れて其の妻とはなしたりしなり爲朝が此の孤島内に於て其の腕白を爲すに於て多少の便宜なからざらんや且つは又た其の孤獨語るなきの無聊を慰むるに於て責めてもの慰安たらざるを得んや

馬琴例の想像を逞しうして爲朝と忠重が女との關係を叙すること詳密なり事は固より想像が生める小説なりと雖も爲朝が入島當時の状況を追懐するには又た多少の興味なしとせず吾人が煩を厭はず茲に採録して讀者諸君の參考に資する所以なり

閑話休題三郎太夫忠重は爲朝を受けとりて船に乗せ厳しく守護して島にかへり磯邊に一つの石あるを指さしていふやう凡そ流人はじめてこゝに到るものはこの石へ尻をかくるを掬とすどくく如此し候へといへば爲朝冷笑ひてわれは幼少よりあまたの兄にも所をおかずよろず心の隨に擧止たり今この石へ尻をかすれば何とかする又かけずば何とか

すると宣ひてその邊へも立より給はず否といはれ打も倒さるべき光景なれば忠重忽地どころに五分の怖れを生じこの爲朝は音に聞こゆる剛の者なれば尋常の流人と等しく威勢をもつて制しがたからんまづからさめを見せておのづから歸伏するのち事を行はばやとて俄頃に入家遠き山蔭にあやしの穂屋を造りかけて其處に爲朝を住ませ日には只だ一碗の糲を與へてその餓ゑつかるゝをぞまらたりけるしかるに三郎太夫が女兒鰻江はものを憐むのこゝろふかければ父があしき行ひの今にはじめざる事にはあれどわきて傍痛くおぼえこれを諫めていふやうこのごろ人の語るを聞き侍るに彼の爲朝とやらんは智勇世に勝れ射ることはいにしへにも比ぶべき人なしとかや今こそかくて在せ免されて歸浴し給ふ歎きなくとも島人その徳に感じて主とし仕へん事を願はばその威徳遂にわが父の右にあるべしかゝる人をわきて期はり給ふべきにかく情なく待し給ひなば禍の來らん事も久しからじ常言に慈悲は人の



爲めならずとぞいふなるけふより第に迎へとりて誠心を示し給へかし。と道理を竭して諫むれども忠重一切うけ引かず。こはおのれがなす事にもあらず。少納言入道の仰なりとて主君茂光の叮嚀に聞こえ給ふをなでうわが第なんごに迎ふべき用ひざるときは虎も鼠に劣るといへるを聞かずや彼れ縦ひ智勇勝れたりとも怖るゝに足らずといふてます。強顔てありしかば、彰江はふかく憂ひて、潜かに島婦を語らひ、日毎に饋して、御曹司を慰め問はせけり。

かくて兩者が縁の結は結ばれたり馬琴は進んで島人の人情を叙し更に白鶴の不思議を述べ次に爲朝が島人の爲めに荒れ狂ふ數多の野牛野馬を搦め捕りて、島人を喜ばしめ、遂に平生代官を喜ばざる島人の勸告に従ひ、島人を率ゐて、忠重が第に亂入せんとす。

「三郎大夫重忠はこの事を傳へ聞いて大に驚き爲朝は世の梟雄なるに、今又た洲民の心を得たらましかば、虎に翼をそへたる如し彼れと争ひて命

うしなはんより、只顧誠心をあらはして身を全うすべしと深念し、俄頭に烏帽子引被て、女彰江と家隸を將て、道次に出で迎ふ。島人は此光景を見て思ふに、たがひ左右なく打もかゝり得ず、しばし躊躇ひてありしかば、忠重膝行頓首して爲朝に向ひ、それがし嚮に強顔待し奉りしは、朝威主命兩ながら重くして已むことあたはず。既に罪を御曹司に得て、悔ゆれども及ばず。もし身の過を恕し給は、島の賞罰を任せ奉るべし。あはれ今より忠重を家隸郎等とも召され下さるべしといへば、彰江父の跡に居かはりて、忠重先非を悔いて言みな實情より出で侍り、御曹司もしわらはが日來の意志をしろし召さば、父が一命を助け給へかしとて、父子主従もろともに頭を土に著けしかば、爲朝聞て、意ふやう忠重民を冤ぐるの罪許しがたし、しかはあれど、既にその過を悔ゆるに、子ては、女兒彰江とやらんが信なる行ひをもて父が罪を贖ふべし。われ市人の跨を潜る恥辱を稟けずといへども、いかに漂母が一椀の恩恵をおもはざらん。汝忠重いよく意を轉して、

野心を存することなかれと仰すれば、忠重、鯨江はさらなり、家隸ども大に  
 歡び、やがて爲朝を第宅にむかへ請じて、厚くこれを款待し、又た島人等にも  
 食を與へて、おの／＼その家にかへらせける。かくて忠重は、日ならず爲  
 朝の館を造り出して、移し入れまゐらせ、なほ疑はれじとや思ひけん。起臥  
 の陪従ども御覽じ候へど、女兒鯨江をまゐらせけり。爲朝は元來色を好  
 み給はざれども、又その志をも空しうしが、たくおぼして、臥房ちかく召さ  
 れしかば、鯨江三年が程に三人の兒を産みて、象子を爲丸と名づけ、次を朝  
 稚と名づけ、季は女子にて、島君と呼び給ひぬ……』  
 斯くの如くにして、爲朝と忠重が女との婚姻は成立せりと、馬琴は説けり。此  
 の小説の中にも、馬琴の想像が、多少の事實に觸るゝものなからざらんや、忠  
 重が最初朝威を畏れ、茂光を怖れて、爲朝を遇するの疎略なりしが、如き而し  
 て爲朝が大に其の武力を示すに及んで、一身を全うせんが爲めに遂に其の  
 女を爲朝に入れて、其の款心を求めたるが如き、當時の事情に依りて、之れを

推想するに、蓋し當らずと雖も、遠からざるの事實ならん歟。

二五 大島に於ける爲朝の十年 (其二)

敗軍の將領西八郎爲朝は、配流せられて大島の人となりぬ。然かも、自から  
 呼號して曰く、朝廷我れに大島を賜ふと而して、遂に島の代官三郎太夫忠重  
 を威壓して、其の女を入れて、起臥の陪従と爲さしめたり。而して此の女によ  
 りて、二男一女を擧げたることは、保元物語も亦た傳ふる所なり。唯だ三年に  
 して三兒を産めりといへるは、馬琴が小説の勝手に依りて、しかく記述した  
 るに過ぎざるのみ。

さて光陰矢の如くにして、十年は夢の如くに過ぎぬ。爲朝は如何にして此  
 の十年を過ぐせしか。

史に記す所極めて簡單にして、爲朝が大島及び其の附近諸島に於ける  
 十年間の生活は、今より之れを知るに難しと雖も、伊豆七島の地理を知り、且

つ當時の状況を想察すれば蓋し思ひ平ばに過ぐるものあらん。

新島村は大島の西岸に在り現今島廳の所在地にして島の主要部を占む。村内に八郎爲朝の寓止したりし宅址今尙ほ存すといふに依れば保元の當時代官忠重が住せしも又た此の新島村なりとせざるべからず。

絶海の孤島に在りて特に萬事不便を極めたる當時のことなればよしや、代官の力と爲朝の威とによりて建築せられたりとするも其の第宅の甚だ壯大なるものならざりしは想像するに難からず爲朝は此の粗末なる第宅に於て夕を送り朝を迎へぬ。

新島村の門戸を波浮港といふ固より良港にあらずと雖も海上より新島村に入るの本門たり思ふに爲朝も亦た此の門より入りしならんか代官と領主との種々の交渉も亦た此の門戸に依りて爲されたるならんか島民の所有に屬する漁舟の幾干は常に此の港上に繋がれたるならん本國より使命を齎らせる船舶が時に白帆を掛けて入り來れることもありけん出で去

りしこともあらん之れを見る毎に爲朝の心は躍らざりしか潜かに人をしりしことともあらしめたることなからざらんや。

爲朝島に入りて代官の女を娶れりと雖も永く此の彈丸黒子の地に安居せんことは爲朝の本意に非ざりしや知るべきなり機會だに來らば再び世に出で、其の怪腕を振はんと欲したりしは之れを爲朝の性格より推して、必ず然らざるを得ずと信するの理由あり。

爲朝が配流せられてより未だ二年ならずして平治の亂は起れり兄義朝、清盛等に敗られて逃遁の途にして殺され姪義平等捕へられて殺され姪頼朝は近く伊豆に流されたり斯くて關東に於ける源氏の一族は殆んど殲滅に歸し平氏の勢力隆々として旭日の東天に朝するが如くなり爲朝が此等の消息に接したりしや言ふまでもなからん而して平氏に對して大に酬ふる所あらんと欲したりしや又た勿論なり。

然りと雖も平氏は今正に燃え盛らんとする火の如し流人の身を以て平

氏に向ふは、尙ほ一掬の水を以て、大火を消さんとするが如し、火力漸く衰ふるの好機會を待つて、我に蓄積せる勢力の消火栓を抜くに非ずんば、遂に其の目的を達する能はざるを如何せんや、然り而して上國の消息を聞く毎に、平氏の勢力はますます盛大となるのみ、遂には源氏の勢力範圍たりし關東までも其の威力に壓伏せらるゝに至りぬ。

豈に管に機の乘すべきなきのみならんや、身は流人にして、僻遠の境に在り、たとひ島人の凡てを、我が武力に服せしめても、一個の勢力として、餘りに微弱なり、舊臣の潜かに來りて、我れに投ずるあるも、开もまた極めて少數にして、遂に大なる勢力たる能はず、密かに島を逃れて、關東の舊臣を糾合せんか、我れを知るもの、少なうして、寧ろ平氏の勢力に屈伏するもの、多きを如何せんや、よしや關東の豪族源家の衰滅を悲しみて、我れを庇護するものありとするも、流人の身は、忽ち發見せられて、我れを舊臣と合せて身を亡ぼし、家を滅ぼすの慘劇を演ずるに過ぎざらんのみ。

大島よりは左まで遠からぬ伊豆の蛭が島に流されたりし頼朝は、叔父爲朝が大島に流請せられたることを知りしならん爲朝も、亦た密かに頼朝が我れと同一の運命に遭遇せるを聞知したらん而かも、叔姪の間には、遂に何等の消息もなかりしものに似たり、兩者殆んど同一の運命に遭遇し、海路甚だ遠からざるの地に在りながら、兩者の間に、全く何等相約するが如き消息もなく、遂に他人の如くなりし所以は如何。

源氏の一族自から信ずるの極めて厚うして、相依り相助くる結合の力は、甚だ微弱なりき、其の弊は、同族相排擠し、近親相殺すの慘劇を演ずること、屢々なりき、平氏に壓迫せられて、大に同族結合の力を感じたりし頼朝と雖も、他日功成りて、一身の地位鞏固なるに及んでは、其の弟等を排斥して、自から枝葉を枯らすを顧みざりしに、非ずや、頼朝の父義朝と爲朝との間は、兄弟牆に闔ぐが如きことなかりしと雖も、其の交はり甚だ厚からざりしが如し、兄弟多くは、相隔離して、親交を結ぶの機會なきのみならず、兩雄おのゝ

持する所あつて互ひに譲る所なかりしが爲めならずんばあらず加ふるに、保元の敗義朝が父爲義に對する處置は爲朝が以て大に不快とせし所ならん故に義朝に對する爲朝の惡感情は其の子たる頼朝にも及びて同情の念甚だ薄からざるを得ず且つ夫れ爲朝と頼朝とは從來相會するの機會だもなかりしものに似たり兩者が叔姪の間柄にして身は共に同一の境遇にありながら近く相對して遂に何等の消息をも爲さざりし所以ならんか如何にも残念千萬の事どもにあらずや。

讀者諸君よ試みに行いて伊豆の濱邊に立ち遙かの沖を見放せよ雲煙縹渺の間に一抹の青を認めん是れわが爲朝が嘗て流謫の身を托したりし大島にあらずや而して天晴れたるの日に於ては山頭盛んに炎煙を揚ぐるものあるを見ん是れ即ち大島の活火山たる三原山にして其の高さ二千百餘尺近時の航客は之れを稱して海中天成の燈明臺と云へり此の山や古來よりの活火山にして天武記に「此島二面増益」とあるは蓋し此の山の火噴火に

依りて流岩前後の海面を埋めたるを言へるなりされば爲朝の時に於ても亦た噴煙の常に絶えざりしや知るべきなり。胸に裏める氣焔は三原の峯の噴煙に比すべきものを有しながら鍛へる腕の活力は時あつて荒れ狂ふ火山に似たるものを有しながら之れを用ふる機會を得ずして空しく絶海に蟄伏する爲朝の心の中や如何なりけん日夕三原の山頭を仰ぎては無限の感慨抑へんと欲して抑ふる能はざるものありしならんか。

二六 大島に於ける爲朝の十年 (其二)

帝國の中原に於て事を爲さんと欲する爲朝の志望は天の時未だ來らず人間の事情も亦た之れを許さずして空しく島内に蟄伏するの止むなきに至りぬ。

然かも爲朝は一日も安居を希ふの男にはあらず活潑なる有爲の精神は、

此の青年の胸中に充ち満ちぬ是に於て陸に向ふの志を轉じて海に向はしめたり彼れが海國男兒たるの面目は之れに依りて始めて發揮せられたり。大島の南十數哩の海上に一群の島嶼あり利島新島式根島神津島等は即ち是れにして保元物語に謂ふところの美計島とは蓋し此等の群島を指せるならんか。

爲朝が此等の島嶼を望み見て之れを探險せんと欲するの意勃然として禁ず能はず島人を促して船の準備を爲さしめ潜かに來りて其の部下に從へる郎等をも召し伴れ追風に帆を擧げて探險視察の途に上りしことは必ず有り得べきのことにして唯だ其の時日を知る能はず且つ其の幾回なりしやを知る能はざるのみ思ふに十年の間には嘗に一回の航海のみにして終らず屢々海上を往來して右に擧げたる島嶼のみならず更に進んで三宅御倉八丈等の諸島にも渡り島民を其の武威に服従せしめたる面白き物語もありしならんされど歴史は全く其の事實を語らず吾人は唯だ想像の力

を假りて爲朝が如何にして此等の島々を探險し視察し廻遊したりしかを追懐するの外なきなり但し爲朝ほどの豪傑が此等の小島嶼を巡航するに探險の文字を用ゆるは餘りに誇大なるかの感はあれども當時航海の術尙ほ幼稚にして特に大島の如きは近海に出漁する小船を有するに過ぎざりしのみ爲朝曾て西海に在りて多少海事に關するの智識を有し新たに命じて自家搭乘の船を造らしめたりとするも其の規模の小なりしは吾人の容易に斷言し得る所なり此の小船を以て當時の京人が夢想だも爲す能はざりし太平洋上の海波を踏破す當代の考慮を以てすれば是れ實に冒險の事業たるを失はず而かも爲朝自身に於ては之れを以て必ずしも冒險の事は思はず島中の無聊を慰せんが爲めに時に洋上の快遊を事とするに過ぎざりしならん歟。

群島中に在りて最も大島に近きものを利島とす大島の南方十三里の洋上に在り其の周圍僅かに二里半にして現今の戸口三百二十に過ぎず保元

の當時に於ても亦た居民ありしや否やを審かにせずと雖も多少の漁民はありしならんか此の島飲料水に乏しくして小兒の泣く時に水を與ふといへば直ちに泣き止むといふが如きの有様なれば爲朝は先づ此の島に上陸したるも直ちに去つて次なる新島に赴きしなるべし。

新島は利島の南に在りて海上五里を隔つるのみ島形東西に狭くして南北に長し而かも其の長さも僅かに三里なり島の南に偏よりて山あり丹後山といふ高さ千五百尺今は休火山たり圍より雄峻なる高峯にあらずと雖も海上より之を望むに人の心を爽然たらしむ現時の戸口二千七百にして男は漁業に従事し女は農業を力む此の島の他と異なる所は平地の割合に多きに在り故に居民は大抵此の平地に集りて村落を爲せり山の肌は凡て白砂にしてところ／＼に小松を飾りとす其の風色極めて愛すべし海濱には鐵の如き黒き砂あり亦た他に見る可からざるの光景なり。

爲朝此の風光明媚の島に上陸して如何に之れを喜びたりけん洋上亦た

此の仙境ありと稱して暫く此處に逗留したるなるべし。

島の西に近く地内島あり叢爾たる一小嶼なり地内島の南に式根島あり新島を距ること僅かに二海里にして方一里に満たざるの一小島なり今は人の住むものなしと雖も島上に消火山ありて其の麓に温泉の湧出するものあり爲朝遊びがてらに此等の島にも上陸して式根の温泉を見ては之れを珍らしとし一浴を試みたることもやあらん。

新島の西南八里にして更に神津島あり島の面積二方里許にして現時千九百の人口を有し漁業と農耕とによりて其の生活を營めり東京よりは一百度下田よりは三十海里の洋上に在り島の中央に聳ゆるものは高さ二千餘尺の休火山にして稱して天井山と云ふ爲朝は此の島にも數日滞留して其の居民を威服せしめたるなるべし。

爲朝の船は更に神津の東南三宅島に向つて二十海里を進み伊賀谷の小港大船戸にや碇泊したりけん大船戸には温泉あり爲朝は又た上陸して温

泉に入浴なごしつゝ、出で、は島を一周して島民を威服せしめたらんか。  
 三宅島は大島よりは南方に當りて、周圍七里半、豆南諸島中に於ては、其の  
 廣さ大島八丈島に亞ぐの大島なり、今は五ヶの村落ありて、其の人口は三千  
 五百なり、土民は農漁の外、別に蠶業をも營む、島に活火山あり、高さ二千七百  
 二十二尺にして、山の名を雄山と云ふ、明治七年盛んに流岩を噴出して、島民  
 の災害を被ふるもの少なからざりき、方言にホトと稱する、火坑處々に在り  
 て、山頂山腹隨時隨處に頓發し、其の危険もまた少なからずと云ふ。

近世畫界の名人として知られたる、英一蝶が、幕府の忌諱に觸れて、此の島  
 に流謫せられたるは、人の能く知る所なり、島に藥師堂ありて、其の扉には仁  
 王の畫佛前の欄間には龍の畫一蝶の紀念として残りたりしが、島民之れを  
 江戸に賣却して、今は此の好記念を見る能はずといふ、畫界の偉人が在島の  
 當時折にふれては爲朝のむかしを思ひ出でたる事もありしか。  
 若し夫れ、天空拭ふが如く晴れたるの日、海濱に立ちて遙かに北方を見放

さんか、新島と利島との中間に當りて、富士英姿を鮮かに眺望することを得  
 ん、思ふに、爲朝島に滯留の一日、海上遠く此の壯觀に接して、雄志の徒らに蹉  
 跎たるを思ふて、從者に向つて、無限の感慨を語りしこともあらんか。

御倉島は三宅島の南方十海里に在り、方一里許りにして、其の大さ略ぼ神  
 津島と匹儔す、島峰は活火山にして、高さ二千八百尺、其の周圍峻險にして、西  
 北の山腹に僅かに一小村を有するのみ、居民凡そ三百、農耕の利甚だ少なく、  
 唯だ名産黄楊の良材を出すを以て、幸ひに糊口に窮することなし、爲朝は此  
 の島にも亦た船を寄せて、しばらくは島内に滯留し、更に南方の洋上に船を  
 進むるや否やを議したるなるべし。

二七 大島に於ける爲朝の十年 (其三)

三倉島と八丈島との中間に、黒瀬川一名黒潮と稱する海流あることは、地  
 理を學べるもの、能く知る所なり、西南より來る暖流、此の邊に於て、其の勢



ひ最も急激にして、小舟を以て、之れを乗り切らんことは甚だ困難なり、其の廣狹は均一ならず、狭きは二海里、廣きところは五六海里あり、熱帯地方に起り、臺灣琉球を経て、此の間に向ふもの、即ち此の海流にして、地理學者又た之れを稱して日本海流と云ふ。

「伊豆日記」に云ふ「凡そ八丈島へ渡る舟は、此の島を乗はづして南の方へてもなき海にながれて、行方なくなりたる舟昔よりあまたありと、なんそのながれたる舟の南の方へ流るれば、うしほは血をそゝぎたる如く、紅なる故に、赤汐と云ふとぞ、其の赤汐にながれ入ては、歸ることかなはずと云ふなり」と。こは即ち八丈以南の遙海に在るものにして、近時の海圖に、小笠原逆流と稱するものは是れなり。

此の二個の海流は今も尙ほ海客の警めて危険とする所なるが、保元當時の海國男兒爲朝は、此の激潮を横ぎりては、八丈島にも押し渡れり、此の二個潮流を利用しては、琉球にも往復したり、爲朝が琉球に渡りし事實は、之れを

後章に述ぶること、して茲には先づ八丈島渡航の事を記せざるべからず。吾人は茲に又た馬琴が想像の力を假りて、當時の爲朝を追想するの資料とせん、是れ固より小説なりと雖も、馬琴が如何に地理を攻究して事實なるかの如くに讀者を魅せんと力めたる筆の跡をも併せて見るべきなり、其の小説に曰く。

「……時に永萬元年三月のころ、爲朝みづから伊豆の島々を歴覽あるべしとて、従者はいと寡し、一艘の快舟に乗て、利島うとまし、新島沖の小島せゝ、おんはせいなんは、神倉神津の島々へ推渡り給ふに、うとましせゝ、おんはせいなんはなど、人など島は力及ばず、人のかよふ程は荒磯あら浪もいと、はで、漁獵のものに問ひ、仁義禮智孝悌忠信の八つを失はじと思ひ辨へたる勇士の本意を宗とし給ひしかば、彼此の島々にて、叮嚀に欺待まゐらせ、是首よりは彼首、彼首よりは其方と審に指南いたしけり、さて神津より海上十里ばかりを隔て、見付島今の三宅といふありけり、この島少し廣ら

かなれば、且く其處に逗留し、さてある日磯に遊びて、島の長を招き、この外にもなほ渡るべき島ありやと問ひ給ふに、島の長答へて、是よりさきは潮も殊さらば、凄じければ、漁る者も怕れて、遠く船を出さず。さるによつて、島のあるなしはしりたるものも候はねど、よしやありとも、人のゆかぬ處ならば、住むものもなき島にこそ。しからば、からうじて渡り給ふとも、そのかひなからめと、回答も果てぬに、忽地見なれざる鳥どもうち、群れて、澳の方へぞ飛行きける。爲朝倍と見そはして、汝等あの鳥を見よ、時もとめに行くに、あらずや。もしゆくさまに鳥なくば、いかでか彼方に向つて飛ぶべき。鈍き奴かな、なごて吾を欺くぞと、いきまき給へば、長はますく、その聰察に感伏し、されば、絶えて島なしと申すには、あらず。これより海上百里ばかり隔て、女護島、鬼が島など呼ばるゝいと、おどろくしき島ありとは聞き傳へたれど、其處へ渡りたるものもあらねば、慥にありとは申さぬなり。御覽候へ朝より暮るゝまで、潮疊して、沖の方も見えわかず、常にだに、高き浪

二三十丈が程打ちかくるに、彼島のわたりには、潮の満干も尋常ならで、或は東へ引き、亦西へ引くときもあり。そが中に、卯辰の方よりさす潮あり、又申酉の方より東へさす潮あり。此の二つの潮のはやきこと、瀧川のごとく、水底の巖に堰かれて、鳴瀆ること、雷霆にも勝れり。これを黒潮とも、又山潮とも稱へても、ものゝおそろしき譬にも申すなる。もし此の潮にあふ船あれば、瞬の中に數千里を押し流され、生きてふたゝび歸るものなし。こは語りも傳へ聞きも傳ふるのみにて、誰か面あたり、彼の黒潮を見候ふべきかくゆゝしき島なれど、御曹司は心ざま究めて、勇くおはしませば、明白に聞え奉ることも、よも徒には已み給はじ。しからば、わが爲めに父とも母ともたのみ奉る御曹司を、大魚の腹に葬らんかどて、定かにもいはざりしは、誠心にして、欺くにあらず、いたくな怒り給ひぞと、おそろく申しける。爲朝聞きて、呵々とうち笑ひ、扶桑の東に女國ありとは、唐山の書にも見たれど、こはうけがたき説なり、まいて鬼の住むといふ島ありとは、おぼつかなし。中略、遮

莫われ不思議にも夥の島を經歷しながら、今彼の島を見のこさんはいと遺憾しどく船を出せ直に彼處へ渡るべきぞと焦燥給へばほとり近く侍りつる島人等は爲朝の従者と顔うち見あはしたえて一言を出すものなし。その時島長はにちり寄つて白砂に額を埋め、御曹司僕が申すことを聞き給へ方三里に足らぬこの島に、一生をおくる吾儕すら憂に命を換えんとは思はず。まいて御曹司は清和の後胤爲義朝臣の御子ならずや世の中のしくめるまゝに、波風あらし島守となり給へばこそ、こゝろわたりのものまでも尊顔を拜し奉り且つその恩澤を蒙るなれもし大赦の時にあふて歸洛し給はば官位俸祿御子孫にも傳へ給ふべき御身なるにかしこけれど血氣の勇とやらんに健り可憐命をなきものにして、鬼が島に赴き給はんは石を抱きて淵に臨むよりも危し、努思ひと、いまり給へかして謀めまゐらすれば従者等も言葉盡して苦にとめけり爲朝熱と聞きて寔に夷ごゝろにもわれを思ふ事の等閑ならぬはその言葉にあらはれていふ

處も又理なきにあらぬども張燕が河隈をきはめ玄装が經を取りし例を思へば共に數萬里の險阻を凌げりその欲するところ大丈夫の志願當に如此なすべし。わが志も又こゝにありて一切身の爲にせんとにはあらず。思ふに女護鬼が島も原日本の内なるべけれど、人怕れてゆくものなければ我れに益なく彼れに益あり爲朝苟くも身を捨て、かゝる島人と物いふべくはいと興ある所爲にして、これにます事やはある汝等命惜くばこゝに留まれ。われ一人なりども赴くべきぞといひはなちて氣色あしく見え給へば膽太き島の男二人この一言に勵まされてげにさる事なり。僕等嚮導つかまつらん誘給へど申すにぞ爲朝ふかく歡びて、さらばまづ船に瓶を積入れよと下知し給ひて、懸て船に乗り給へば大島より従ひ來れる男二人主に後れじとて船に乗る折ふし順風に真帆あげたれば船は只だ箭を射ることく澳へくと走らして浪間がくれに見えずなれば島長はいふもさらなり残り留れるものは茫然と且く磯方に立在みて、あな痛

ましよも活きては歸り給はじと吐きぬ。さる程に爲朝は、主従只五人島船にとり乘て風のまに／＼走り帆のいとも遠けき青海原を其處とも知らず、船がせ給ふ元來爲朝は、筑紫の果に人となりて、船路によく馴給ひしかば、自ら針盤を守り、面よ、揖より告しらし給ふに、四人の船子共も、身命をなげて打て、こゝを先途と働さける程に、只一夜の中に、海上五六十里をのり著けて、奇しき島にぞ歌りける……

斯くて此の島に上陸すれば、此なん世にいふ女護の島にて、秦の徐福が不老不死の薬を求めんとて携へ來りし童男童女の子孫の住める所なり、男の島は別に在りて、南風の吹く日、海神の許しを得て、此の島に渡り、男女相會して、男子を生めば、其の島へ送り遣はし、女子生るれば、此の島に遣す。爲朝も亦た此の島の女を妾として、雙生兒を擧げ、久しく逗留して、島人を救へ、遂に男女の島人をして同棲せしむるに至れりなど、馬琴の怪筆は、思ふが儘に可笑しくもまた面白く、奇怪の想像を書きたれども、畢竟するに、此の島たるや、今日

の八丈島なり。

馬琴は、爲朝の始めて島廻りに出立せるを、永萬元年三月のころと爲せり。永萬元年は、爲朝が大島に入りしより後の第十年目なり。爲朝いかで此の長き年月を安閑として、大島の如き一小島に過さんや、爲朝は此の時既にしばし洋上の諸島を巡回せしならんか、固より馬琴の述ぶる所は小説なり、其の記述の都合によりて、年月の異同などに重きを置くにあらねば、敢て之れを辯せんとするには、あらず、唯だ筆の序で一言し置くのみ、但し、爲朝が八丈島に向へるを、三宅島よりと爲せるは、馬琴の説く所、或は事實に近からんか、蓋し三宅島の比較的、人多くして、物資に富めるは、御倉島の貧弱なるに比して、出帆の準備を爲すに於て、より多くの便宜を有したらんと想像せらるればなり、吾人が前章の末節に於ける記事は、唯だ島廻りの順序に於て、御倉島を最後にしたるのみ、何れにしても、史上に記せられたる事實にあらず、唯だ想像の最も事實に近きものを取らんのみ。

且つ夫れ爲朝は第一回の島廻りに於て直ちに八丈島に渡らんことを企てたるか或は第二回既に海上の航路に熟し又た島々の地理人情にも通じたるの後に於て之れを企圖したるに非ざるなきか是れも亦た疑問なり即ち疑問なりと雖も何れにしても爲朝が八丈島に渡りし一事は之れを爲朝の性格より察するも將た島中に殘存せる口碑と遺風と史實とより見るも確然として動かす可からざるの事實と爲さざるを得ず爲朝が三宅島の居民を強ひて八丈島に渡るの舟を艦装せしめたるが如き決して事實に遠きの想像にはあらざるなり。

爲朝は此の如くにして八丈島に渡れり吾人をして暫く八丈島に於ける爲朝を想像せしめよ。

二八 大島に於ける爲朝の十年 (其四)

八丈島は御倉島の南に在りて海上遙かに相距ること五十里東京より島

の樞立港に至る百五十裡なり現時の人口約一萬其の人民淳樸にして道に遺ちたるを拾はず夜戸を鎖さず宛然たる太古の人民なり。

大賀は島の西南に在る一村なり一島の首邑にして島應此の村内に設けらる村の港を八重根と云ふ豊臣大閣幕下の英傑浮田秀家が此の島に流さるゝや此の村内に寓せり其の墳墓は今もなほ村中に存して當時の悲劇を語る秀家在島中爲朝の往時を追懐し其の豪邁の氣象を想ふては自から慚怩たるものありしならんか。

大賀郷の東南に隣接せる一村立といふ其の海岸に温泉あり百九十度許りの熱を有す爲朝は淹留中のつれづれに時に行いて温泉を爲せしことあらんか。

島の中央に聳ゆる噴火峰を三原山といふ峰の下にも亦た熱湯の湧出するあり。

島の寺院を崇福寺といふ八丈島に於ける古來の習俗として僧侶も亦た

妻を帯へ子孫に傳へて、其の寺の住職たり僻遠の島中他より僧を雇ふの困難なるが爲めに、自然にして此の如き俗を爲すに至りしなるべし。但し崇福寺は淨土宗に屬する寺院なり傳へて云ふ此の寺は島の入道の古跡なりと。島の入道とは如何なる人ぞや。八丈島世代記に曰く、  
 「むかし西山に入道宮と唱へて島の長あり爲朝の末葉たるに依り宮と崇めたるにや。又た此の宮に仕へたる者を太夫と唱へ主從にて島を一圓に押領せしを武州神奈川の領主奥山宗林家來作右衛門太郎と云ふ者を康正二丙子年島に差向け彼宮雲加入道が一子若宮といひし者並に太夫を同く討捕し故雲加入道降參し發心して名を瑞象宗的と改め是より一院となる云々」  
 康正二年は後花園天皇の時にして今を距ること四百五十餘年爲朝の時よりは約三百年の後なり之に依りて見るも爲朝が八丈島に入りし事が口碑に傳へて島内に傳へられたりしは確かなる事實なり更に爲朝の子孫に

雲加入道なるものありて自から宮と唱へ其の從者を太夫と唱へたりといへば爲朝は數年八丈島に滞在して島民の女を妾となし之に依りて男兒を擧げたりと見ざるべからず當時の八丈島が既に相當の人民ありて洋上別に平和なる世界を開拓したりしを知るべし蓋し黒潮に流されて漂着したる人民の次第に繁殖したるものならんか。  
 七島志に依れば古來八丈の島民に貴賤の二種別あり其の一をトノ筋といひ、他をテテ筋といふ而してトノ筋の女子は毛髮長く容姿端正なれども、テテ筋の女子は疎毛にして短く品格自然に卑く見ゆ此の二種族は今もその其の家筋を守り家筋異なるものは相嫁娶することなしと以前は大島に於ても新島村を本邑親里と呼びて其の住民他の村民に比して社會上政治上の高等なる特殊の權利を獨占したりき今は此の習俗を解きたりと雖も八丈島に於ける習俗と略ぼ其の類を同じうするものと云ふべし蓋し思ふに此等の習俗は爲朝の如き又は浮田秀家の如き或は其の他の高貴な

る流人に依りて遺傳せられたるものに非ざるなきか。  
 八丈島の西に當り、近く二海里を隔て、宇津木島あり別に八丈の小島と  
 も稱して現時は五六百の人口を有す爲朝八丈島に在るの日閉に乗じて此  
 の小島にも其の足跡を印したるや、いふまでもなからん。  
 更に八丈島の南に當り、遙かに三十餘海里を隔て、青一髪の際に一小島の  
 横はるあり、青島と稱するもの即ち是れなり其の廣袤方一里に満たず、四周  
 險崖にして斷岩絶壁壯觀を極む中央に二大壑あり共に活火坑にして常に  
 硝煙を揚ぐ其の民口は約四百にして半農半漁の逸民たり爲朝八丈島を回  
 覽するや、一日海濱に於て遙かに之れを望み、例の冒險心と好奇心とは忽ち  
 胸に湧きて、急に島人を促がし、船を舩して、此の島をも探險せしこともやあ  
 らん。

保元物語の別本に爲朝が命名したりと稱す葦島に就て、奇怪なる一條の  
 物語を記するものあり、曰く、

爲朝大島の磯に、鷺の沖の方へ飛び行くを見て、定めて島ぞあらんと舟に  
 乗つて駛せ給ふに、日も暮れ、月を筆に漕ぎ行けば、曙に既に島影見え、船を  
 押し上げて見給へば、長一丈餘ある大童の色黒く牛の如くなるが多く出  
 てたり、島をめぐり玉ふに田もなし、島もなし、いかにして魚鳥を取るぞと  
 問へば、魚は自然と打ち寄せらるゝを拾ひ、又穴を掘り、身を隠し、聲を學び  
 て鳥をよべば、鳥多くとび入るを穴の口塞ぎて、闇取にすると云ふ、其鳥の  
 勢は鴈程なり、身に着るものは網の如くなる、太布なり、島の名を鬼が島と  
 申す、然れば汝等は鬼の子孫か、扱は聞ゆる實あらんと宣へば、昔正しく鬼  
 神なりし時は、船なけれども、他國へも渡りて、人の姓をも取りけり、今は果  
 報つきて、實も失せ、形も人になりて、他國へ行く事も叶はずと云ふ、さらば  
 島の名を改めんとて、太き葦多く生ひたれば、葦島とぞ名づけ、此島俱して  
 七島知行す是を八丈島の脇島と定めて云々』  
 葦島とは、果して何れの島に名づけたるものか、今は豆南の群島中に此の名

を存するものなきが故に其の何の島たるかを知る能はずと雖も八丈島の脇島と定めて「と云へるによりて之れを考ふれば青島を以て葦島と爲すの當れるに近からんと信ずるの理由あり且つ青島の鬼が島の轉訛たるかの疑ひもなきに非ず絶海孤島の蠻民が魚と鳥によりて單簡なる生活を爲すの様も想像し得らるゝなり其の昔は鬼神なりしと云へるが如きは鬼が島てふ名に依りて記者が當時の傳説に想像の尾緒を附けたる怪談に過ぎず且つ亦た大島より直ちに此島に航せるが如くに述べたるも唯だ地理に暗かりし記者が想像に任かせたるの結果のみ或は云ふ鬼が島は鬼界一に貴賀井に作るが島なりと又た云ふ葦島は貴賀井の遙南なる沖繩を指せるものなりと未だ其の何れか是なるを斷言し難しと雖も保元物語の記事のしかく遼遠の洋上にあらずして其の航路の如きも久しからずして達せるが如くなるを見れば青島の寧ろ眞に近きを思はざるを得ず。

保元物語には又た八丈島の外に澳の島又た沖の島に作るを擧げたり之

れも亦た爲朝が足跡を印したるものなるべきも其の何れの島を指せるものなるかを審かにせず半井本には之れを奥の小島に作り三宅記には八丈島を以て直ちに沖の島と爲せり蓋し思ふに沖とは遙かに遠き海上を指して稱するの名詞なれば保元物語に謂ふところの澳の島とは必ずしも或る一島に冠するの固有名詞にはあらず御倉以南の洋上に散點せる諸島を總稱するの代名詞にあらざるなきか。

更に青が島より南方に向ひ小笠原群島に至らんとする洋中に五六の無人島あり其に豆南諸島の火山脈に連れるものにして火山生成の島嶼たり所謂鳥島と稱するものは即ち是れ信天翁の群をなして棲息するあるを以て此の名あるなり近時八丈島の人民にして羽毛を採取せんが爲めに此の島に移住するものあり爲朝の冒險の進取の氣象に當める或は此等の小群島をも探險したることなきを保せずと雖も歴史の上にも將た地誌の上にも何等痕跡の存するものなきを以て今は唯だ爲朝を思ふものゝ想像に任



せんのみ若し夫れ小笠原群島に至つては遙かに渺茫たる海波の外に在りて八丈島の三根よりするも尙ほ海路三百八十九里を隔つ當代の海國男兒爲朝も流石に之れを逸して其の發見を後代の小笠原氏に譲れり。

二九 大島に於ける爲朝の十年 (其五)

此の如くにして鎮西八郎爲朝は島南の諸島を巡覽したりしなり而して其の人民を威服せしめたりしなり是れ宛然として海上の霸王なり上に彼れを抑へんとするの頭首なく下に彼れに抗せんとする人民なし爲さんと欲することを爲し行かんと欲する所に行く唯だ時あつて彼れに抵抗する所ものは海上の風波あるのみ爲朝が大に爲さんと欲する志に對しては未だ其の萬一を酬ふる能はずと雖も亦た以て聊か慰むるあるに足らんか。見よ我儘の子は天下行くとして我儘ならざるはなし大宮人として天下誇れる京人等は徒らに權力を求め官位を求め影の如き空名を追ふて爭奪

を事とし便倭を事とするの世に爲朝は獨り豆南の洋上に於て自由の天地を開拓したり真に天下の痛快事にあらすや。

茲に氣の毒なるは伊豆の國の佳人狩野介茂光なりき彼れ伊豆諸島の領主として從來海上に威を振ひたれども流人爲朝を大島に送りてより以來島民の茂光あるを思ふものなく年貢を納むるものもなく代官忠重さへも爲朝を婿としてより以降は毫も茂光を尊重するの意なく殆んど其の消息を絶つに至れり。

茲に於て茂光潜かに人を島に遣はして忠重及び爲朝の舉動を窺はしむるにこはそも如何なる體たらくぞや爲朝は忠重の娘を妻として流人としては贅澤なる居舎を構へ傲然として恰かも島の太守たり忠重も亦た爲朝の武威に服し一意唯だ爲朝の意に反かざらんことを力むるのみ島民も亦た皆な爲朝を仰ぎて今は早や茂光てふ領主あるを忘れたるものに似たり。使者歸りて之れを報ず茂光大に怒つて曰く忠重上臈を婿に取りて其の

威を假り我を我と思はざるの條いかにも奇怪至極なりいで彼れが傲慢の鼻柱を挫ぎくれんと更に使を遣はして大に其の不遜を責め且つ年貢を納めざるの理由を詰問す。

忠重之れを恐るしかも之れを爲朝に告げて公けに年貢を運送せんとせば又た爲朝の怒りに觸れんこと必せり是に於て密かに人を伊豆に遣はして我が過ちを謝し且つ爲朝に隠して貢物を運送したり忠重兩者の間に在りて自ら持するの主張なく唯だ一時を糊塗せんとす其の境遇は憐むべきものなきに非ずと雖も其の品性は甚だ下劣なり。

爲朝の之れを聞き附くるや忽ちにして其の疝癢玉は破裂したり直ちに忠重を喚び密せて大喝詰責して曰く汝曷んで我れに告ぐることなくして茂光と密かに相通するや彼の茂光如きを怖れて我れを侮蔑するの條甚だ以て其の意を得ずと。

斯くて爲朝心密かに思へらく彼れ奸黠にして貳心あり我が爲めに遂に

如何なる悪計を企圖するかを知らず今に於て大に警戒する所なくんば他日悔ゆとも及ばじと忠直が左右の手指を三本づゝ切つて捨て且つ其の弓矢を取りて悉く之れを焼き捨てたり而して島中に於ては爲朝の郎等の外弓箭を有するものなきに至らしめたり。

此の事ありし以來洋上の別天地は久しく泰平無事なりき時に風暴くして海波逆巻くことはあれども島上の人民は鼓腹擊壤して其の生を樂めり爲朝の家庭にも愛兒の漸く生長するありて和氣おのづから霑々たるものありしならんか。

舊臣の昔を慕ふて來り投するものも漸く多くなりぬ爲朝の武威はますく豆南七島の上に加はりて其の勢ひ太平洋の波濤を壓伏するの概やありけん。

想ひ見よ意氣天を衝く爲朝がその腕白を爲さんと欲するの腕を撫して幾度か天の一方を睥みたりけん事をされど好機會は未だ來らざりき。

その内に満ちたる勢力を洩らさんが爲めには海に行くより外はなかり  
き萬里茫々として際涯なき波の上に我が自由を樂むより外はなかりき時  
としては山の如く湧き起る怒濤と闘ふて其の鬱情を散ずるより外はな  
りき。

忠重が指を切つたるが如きは唯だ些少なる瘡癥に過ぎざりき微細なる  
腕白に過ぎざりき。

淳樸にして可憐なる島民に至りては彼れが腕白の對手とするには餘り  
に無邪氣なりき而して又た餘りに従順なりき爲朝は寧ろ彼等を愛撫した  
りしならんか。

馬琴が弓張月の後篇に備考として記せるものの中に曰く、

「又一説に八丈の枝島に小島著者云宇津木島は即ち是れ也」といふあり本  
島より西の方海上二里許を隔てり。この島に八郎明神の社あり鎮坐の年  
月詳ならずといへども口碑に傳ふる所は爲朝伊豆國大島へ配され其後

島々へわたたり給ひし時八丈へも來給ひて深く島人を憐み終に小島に於  
て承安三年八月十五日に自滅し給ひけるを(今按ずるに保元物語に嘉應  
二年四月下旬爲朝伊豆の大島に於て自害すと見えたりこゝに承安三年  
八月十五日といふ不審島人其徳を慕ひやがて島の鎮守と崇め祀奉りけ  
るに神徳空しからずして頼朝卿在世の比後高倉院の宮の御筆にて八郎  
明神とあそばしける神號を金銅に彫付け神影を鑄てこれに甲冑を相添  
へ納め奉らせ玉ひしより鎌倉世々の將軍渴仰相續せりかくて遙に年を  
経て慶長七年再び爲朝の神影を造り奉る其後正徳元年神主菊池虎之介  
神體を守りて東都に參府すといへり馬琴が家藏に八郎明神の神影一幅  
あり八丈島正一位八郎大明神慶長七壬寅八月十五日神主菊池壹岐守と  
記して關防に無上靈寶神道加持の印あり。こは爲朝の神體東都に來らせ  
玉ひし時神影を版して信心の士庶に與へたるものなるべし。

八郎明神の社が今もなほ八丈の小島に存するや否やは之れを審かにする

能はずと雖も、中御門天皇の正徳元年の頃には、尙ほ此の神社が現存して、神主菊池虎之助なるものが、其の神體を奉じ、江戸に出で、多くの信心家に渴仰跪拜せられたることは、蔽ふ可からざるの事實なるが如し、馬琴は又た、  
張月殘編の終りに、不思議の因縁として、記して曰く、

「近屬八丈島なる爲朝の神像、東都にておがまれ給ふことありけり、神主菊池が神體を奉じて、江戸に出でたるを指す、その歸路、相模灘にて被船したりけるに、辛うじて衆皆恙なしといへども、神像既に洋中に没じ給ひぬれば、どり得んことのかなひがたかりしに、忽然としておのづから、海巖の上に立給へり、見るもの且つ歡び且つ尊み、やがて小舟をよして、とり奉りぬといふ、すべてこの神には、かゝる靈驗多かり、又いぬる丙寅の冬、この書、張月の第二編刻成りて、發販す、とて、卷帙夥海船にあつらへて、浪花の書買へ遣はしたりけるに、其の船伊豆浦にて、風波に破られんとす、辛うじて大島へ漕ぎよして、彼の荒磯に、兩三日歇りつゝ、遂に順風を得て、恙なく浪花

へ着岸したりといふ、信に不思議の因縁ならずや。」

と、  
張月の第二編は第一編に續いて、重に伊豆七島に於ける爲朝の事蹟を叙述したるものなり、而して、此の巻帙が爲朝の本據たりし大島に船繋りして、風波の難を免れたりといふは、如何にも不思議なる因縁と云ふべし、是も、免もあれ、角もあれ、此等の記事によりて、之れを見るに、八丈の小島に八郎明神を奉祀して、その靈驗の顯著なるを信せられたるは、事實なるが如し、此の事實によりて、更に之れを考ふれば、爲朝が七島に於ける行動の、其の天成の勇武を以てすると同時に、一面に於ては、又た島民に追慕せらるゝ、遺徳の存するものあるを想はずんばあらず。

豈に雷に八丈の小島のみならんや、帝國至る所に於て、爲朝を神として祀れる小祠を發見すること、少しとせず、且つ又た紙片に爲朝御宿と書して、之れを門戸に貼附し、以て痘瘡除又は惡魔除と爲すの慣習あるは、日本の各地方に於て、今も尙ほ見る所、特に九州地方に於て、此の慣習の多きを見る、此は